

紀美野町第3回定例会会議録

平成27年9月15日（火曜日）

○議事日程（第2号）

平成27年9月15日（火）午前9時00分開議

- 第 1 一般質問について
- 第 2 議案第74号 紀美野町福井町民運動場条例を廃止する条例について
- 第 3 議案第75号 紀美野町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第76号 紀美野町職員再任用条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第77号 紀美野町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第78号 紀美野町立学校設置条例及び紀美野町立学校施設開放条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第79号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 8 議案第80号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 9 議案第81号 平成27年度紀美野町一般会計補正予算（第2号）について
- 第10 議案第82号 平成27年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第11 議案第83号 平成27年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第1号）について
-

○会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏名
1番	南 昭 和 君
2番	上 柏 皖 亮 君
3番	七良浴 光 君
4番	町 田 富枝子 君

5番	田代哲郎君
6番	西口優君
7番	北道勝彦君
8番	向井中洋二君
9番	伊都堅仁君
10番	美野勝男君
11番	美濃良和君
12番	小椋孝一君

○欠席議員

なし

○説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	寺本光嘉君
副町長	小川裕康君
教育長	橋戸常年君
消防長	家本宏君
総務課長	牛居秀行君
企画管財課長	中谷嘉夫君
住民課長	増谷守哉君
税務課長	西岡秀育君
保健福祉課長	宮阪学君
産業課長	大窪茂男君
建設課長	井村本彦君
総務学事課長兼 教育次長	前田勇人君
生涯学習課長	岩田貞二君
会計管理者	西切博充君
水道課長	田中克治君

まちづくり課長 西岡靖倫君
美里支所長 西敏明君
国体推進課長 南秀秋君
代表監査委員 向江信夫君

○欠席したもの

なし

○出席事務局職員

事務局 局長 大東淳悟君
書 記 中谷典代君

開 議

○議長（小椋孝一君） これから本日の会議を開きます。

それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

（午前 9時00分）

◎日程第1 一般質問について

○議長（小椋孝一君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告は10人です。順番に発言を許します。

6番、西口 優君。

（6番 西口 優君 登壇）

○6番（西口 優君） まず第1点目です。国民健康保険税について。

よく聞く話に紀美野町は国民健康保険税が高いのじゃないかと言われます。国民健康保険税は医療保険分プラス後期高齢者支援分プラス介護納付金分を合わせたものでありますが、自治体によって保険税の算定方法に違いがあります。紀美野町が一番高く感じるのは医療保険分の資産割として45%となっているところです。紀の川市40%、海南市38%、和歌山市には資産割はありません。その分、所得割が多く加算されているようです。総額的に海南市を除いて同じであります。海南市の場合、運営協議会で決めるので通常1年おくれとなっているようです。見直すべきじゃないかと思うのは、資産割についてであります。所得は現金で入りますから支払いが少しは楽ですが、資産は価格に変動があり、簡単に換金できるものではありません。持っているからといって余裕につながるものではないのです。紀美野町の場合、現役世代が少なくなっています。このような人たちにとって資産割が高いと高負担と感じてしまいます。資産割の廃止、もしくは減額することはできないものか。

2点目です。公債費比率について。

ネットで検索すると、公債費比率は地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標の1つで、公債費は、地方債を借り入れた際、定められた条件に従って毎年度元金の償還及び利子の支払いの経費の総額の一般財源に占める割合である。地方債は、ある程度の範囲内で活用すべきことは当然であるが、後年度の財政負担を生じることから、その限度をどこに求めるかが問題となる。通常は、財政構造の健全性に影響を与えない

ためには、10%を超えないことが望ましいとされていると書かれています。近年、紀美野町の公債費比率の推移と今後の見通しはどのような状況になっているのか。

3点目です。過疎対策について。

1、過日、NHKで島根県邑南町の子育て支援について報じていました。以下はネットで検索した邑南町の概要です。

邑南町は、2004年に2つの町と1村が合併して誕生しました。しかし、人口はずっと自然減を続け、高齢化率も40%を超えていた。町の外から子育て世代に来てもらわないと苦しくなるばかり。そこで邑南町であれば経済的に安定して安心して子育てができると思ってもらえる施策を打ち出すことにしたのです。現在の邑南町では、中学校卒業までの医療費と第二子以降の保育料などが無料だ。さらに、就職先や学校のあっせんや住居の紹介も町役場で行う。これらの施策を進めるために、邑南町は専従職員として定住支援のコーディネーターを新たに採用、UターンやIターンの移住者だけでなく、町に縁がない人の不安も軽減できるように1対1で相談を受けつけている。その結果、13年度にはそれまで毎年数十人ほど減っていた人口の社会動態が初めてプラスに転じた。住民の減少がストップしたのだとのこと、シングルマザーでも安心して子育てができる「日本一の子育て村を目指して」ともうたい文句にしていました。島根県では、浜田市も同じようにひとり親家庭支援を行っています。紀美野町は、限界集落目前です。このような受け入れ態勢をつくることはできないのか。

2として、町職員で町外在住の人を見かけます。どこで住もうと自由ですが、町外で住むのは何らかの利点があったからだと思います。このような人たちにアンケート調査を行い、住みやすい紀美野町をつくる参考にすることはできないのか。

4点目です。小・中学校について。

①紀美野町では、幸いなことに小・中学校でいじめがあるという話は聞こえてきませんが、全国的には絶えずいじめ問題が報じられています。後に関係者は全く気がつかなかったという話ばかりであります。紀美野町ではいじめ問題が起こらないようにどのように対処しているのか。

②として、文部科学省では、学習指導要領として小学3年生以上に年70時間、中学1年生50時間、2年、3年生に年70時間を総合的な学習の時間として割り振っています。昔人間の私にはなじみの薄い言葉ですが、「第1目標、横断的・総合的な学習や探求的な学習を通じてみずから課題を見つけ、みずから学び、みずから考え、主体的に

判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方や物の考え方を身につけ、問題の解決や探求活動に主体的・創造的・協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする」となっています。紀美野町ではどのように対処しているのか。

③この目標には具体的な表現はされていません。各学校の自主性が尊重されているようです。紀美野町には寺・神社が多く、地元の歴史、また天文台では、未来の科学についてなど地元の教材を生かすことはできないものか。

5点目です。かじか荘の公募について。

さきの6月議会で「かじか荘の委託期間が28年3月31日となっており、この後は公募を考えています」と答弁をいただきましたが、残りの期間が半年であります。公募については何を基準にいつごろから始めるつもりか。

6点目です。まちづくり、まちおこしについて。

①役場からいただいた新まちづくり計画、新旧対照表では具体性が見てとれませんでした。一般的に地域を活性化するには、日ごろ気づかれにくい、その土地の価値を発見し、開発していく必要があると言われてしています。ある都市開発の専門家が、都市再開発をするときもその住民を集めて町を歩き観察するところから始めるといいます。住民に日ごろ気づかなかった美しさやおもしろさに気づかせるためです。本来、まちおこしというのは、そういうところから始まるものです。現実問題として町民全てを町内を連れて回るのは無理であります。昨年、産業課でつくられた町の観光パンフレットは、紀美野町の価値をかなりうまくまとめています。これを各戸配布し、町内をよく知っていただくようにしてはどうか。

②として、役場は縦割り行政になっています。個人情報が集まる場所ですからやむを得ない部分もありますが、まちづくりには総合力が求められます。せめて職員は町内施設を見て回り、利点、問題点をそれぞれの目線でよく知り、紀美野町はこんなにすばらしいところがあると他人に伝えられるようにすることが必要と思われます。職員で町内施設など担当課以外の研修をすることはできないものか。

③として、産業の視点で見た場合、現在と近い将来において紀美野町が誇れる、目指しているものには何があるのか。

7点目です。有害駆除について。

①として、イノシシ、鹿などの有害駆除に捕獲方法に差がありますが、補助金として

1頭6,000円から1万5,000円出しています。それでもとった人は冷蔵庫がいっぱいになってしまっている話を聞きます。ネットではイノシシ肉も鹿肉も高額で販売しています。行政が後押しして捕獲イノシシ肉、鹿肉の買い入れ制度を立ち上げ、食肉として流通することはできないものか。

②です。ハンターの高齢化が進んでいるようにも見受けられます。若者ハンターの後継者育成を図るべきでないか。

8点目です。介護保険の利用について。

8月1日より所得によって介護サービスの利用料が高くなる人ができています。まじめに仕事をしてくれるのであれば、実質負担1割、2割で助けていただけるのですから安いものであります。実際、社協のヘルパーについては、安心できるものであります。ところが民間のヘルパーは同じ業者であっても個人資質によって大きくサービス内容が変わってきます。同じ時間でも作業効率の悪い人もいと聞きます。それでも役場からは業者に時間単位で同じように介護保険の利用分については支払いが行われます。仕事の密度についてのチェックは難しいと思われそうですが、どのように対処しているのか。

9点目です。夏祭りについて。

誤解のないように決して反対しているわけではないのです。こういったイベントは必要だと思っています。役場からの夏祭り実行委員会補助金が610万円、これに職員の人的応援が延べ人数80名以上となっています。聞くところによると、今年度、花火の代金が345万円となっています。送迎バスも必要ですが265万円も要らないと思います。夏祭りは商工会主導で行われています。補助金の詳細はどうなっているのか。

10点目です。戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について。

広報きみの7月号によると、「公務扶助料や遺族年金を受けていた人が亡くなるなどしたことで平成27年4月1日に公務扶助料や遺族年金の受給権がない場合、第10回特別弔慰金として額面25万円、5年償還の記名国債が支給されます」と書かれていました。請求期間も「平成30年4月2日まで」とも書かれています。平成30年まで時間的余裕は十分ありますが、申請権利者も高齢者ばかりであります。このような大事な通知は、広報はもちろんのこと、役場で対象者一人一人に通知すべきでないのか、申請期日を過ぎればどうなるのか。

11点目です。土砂災害警戒区域について。

紀伊半島豪雨から4年とのこと、紀美野町にも警戒地域があらうと思いますが、地す

べり防止区域、砂防指定地のマップはつくられているのか。もし指定地に構造物をつくらうと思えば許可はどのようなものが必要で、担当課はどこが管轄するのか。

以上です。

(6番 西口 優君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 税務課長、西岡君。

(税務課長 西岡秀育君 登壇)

○税務課長 (西岡秀育君) それでは、西口議員の1点目の質問にお答えをいたします。

国民健康保険被保険者の皆様に御負担いただいています国民健康保険税は、被保険者の皆様が病気やけがなどで病院にかかったときの医療費等に充てられる大切な財源でございます。

紀美野町の国民健康保険税が高いとのことですが、そのようなことはないと思います。平成25年度の資料で当町の1人当たりの診療費は、県下30市町村で1位の34万8,616円、県下の平均が26万7,892円です。当町の被保険者1人当たりの保険料は、県下30市町村で23位、7万8,186円です。県下の平均が8万8,473円です。また、平成24年度の一般の被保険者の1人当たりの資産割額では、紀の川市の資産割40%、1人当たりの資産割額は約9,754円、海南市の資産割38%、被保険者1人当たりの資産割額は約8,305円です。当町の資産割45%、被保険者1人当たりの資産割額は約8,000円です。

次に、国民健康保険税は、応益割と応能割で構成され、当町では、応益割はその世帯の国民健康保険加入者をもとに計算される均等割額と1世帯当たりの平等割額の合計でございます。応能割は、同じ世帯に属する国民健康保険加入者の前年中の総所得金額をもとに計算される所得割額と、その世帯の固定資産税をもとに計算される資産割額で構成されています。課税の公平の観点から、標準割合は応益割と応能割はそれぞれ50%が望ましいとされています。また、課税方式の標準割合が地方税法第703条の4第4項に標準基礎課税総額の標準割合が規定されています。所得割額が40%、資産割額が10%、被保険者均等割額が35%、世帯別平等割額が15%によって案分する4方式、所得割額が50%、被保険者均等割額が35%、世帯別平等割額15%による案分方式3方式、所得割額50%、被保険者均等割額が50%によって案分する2方式、当町は紀美野町国民健康保険税条例で賦課方式を定め、基礎課税額医療分と後期高齢者支援金

課税額と介護納付金課税額は4方式を採用しております。

議員が言われますように、資産割額を減額すれば、その分だけ所得割額が増額になり、所得の低い人の負担が重くなることになります。国民健康保険税の課税方式、課税率については、長い保険運営の歴史の中で、当町の状況に応じ決めてきた経緯があります。

当町は、所得の低い加入者の保険税負担に配慮しながら、将来に持続可能で安定した国民健康保険を運営するために4方式が最も適していると考えております。

また、税率につきましては、現状では現行の税率が最も適しているのではないかと考えていますので、御理解を賜りたく存じます。

(税務課長 西岡秀育君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長（牛居秀行君） 私からは、西口議員の御質問の2番目の公債比率についてと6番目の御質問の中の2つ目の町内施設などへの職員研修についてお答えを申し上げます。

まず、実質公債比率につきましては、地方税、普通交付税のような使途が特定されていない毎年度経常的に収入される財源のうち、実質的な公債費相当額に充当されるものが占める割合で全3年間の平均値であらわされております。

さて、議員御質問の紀美野町の実質公債比率の推移につきましては、平成18年度の合併以後右肩下がりに毎年度比率が下がっている状況でございます。具体的に申し上げますと、平成18年度は19.4%でありましたが、平成26年度決算におきましては10.3%となっておりまして、9.1ポイント改善されてございます。今後におきましても、繰上償還等を有効に活用いたしまして、さらなる実質公債比率の改善に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、6番目の御質問の中の2つ目の町内施設への職員研修の御提案につきましてお答えを申し上げます。

職員研修として町内施設の研修を実施してはどうかという御質問でございますが、他の各種研修日程との調整や各施設の受け入れ態勢等幾つかのクリアしなければならない課題が考えられるところでございますので今すぐに返答はできませんけれども、現在、新規採用職員につきましては、研修時におきましてみずから進んで町内のことについて勉強するよう、また、町内で実施されているいろんなイベントにも積極的に参加するよ

う指導を行っているところでございます。

また、他の職員につきましては、各種イベントにおいてさまざまな施設を利用するため、公共施設につきましては十分熟知しているものと考えてございます。

また、計画的・定期的に人事異動を行うことにより、各課が所管する分野の関連民間施設につきましても周知を図れるものと考えてございます。

本年度におきましては、特に町のPRに役立つ研修でありますわがまちツーリズム創生研修、おもてなし研修、地方創生研修という3つの研修に総勢24名の職員の参加を予定しているところでございます。また、地方の魅力を発掘とPR戦略、埋もれた宝を見つけようという研修にも3名の参加を予定しているところでございます。

今後におきましてもさまざまな職員研修に積極的に参加し、職員の資質向上に努め、紀美野町のすばらしさを伝えられるような職員育成に努めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) まちづくり課長、西岡君。

(まちづくり課長 西岡靖倫君 登壇)

○まちづくり課長 (西岡靖倫君) 西口議員の3点目の過疎対策についての1つ目の御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃられております受け入れ態勢においては、紀美野町は平成18年度に和歌山田舎暮らし支援事業実施市町村に認定され、平成22年4月、NPO法人きみの定住を支援する会として和歌山県と共同で推進を積極的に進めているところでございます。

昨年まで産業室で、本年度からまちづくり課を創設し、地域おこし協力隊員や集落支援員とも力を合わせて専門的に取り組んでおります。

さて、紀美野町は、車で大阪圏から1時間から2時間程度と移住希望者にとっては人気のある町になっております。窓口を1つにしまして、定住案内、地域の説明会、地域の人との交流、和歌山県主催の田舎暮らしセミナーなどに参加し、紀美野町をよく知っていただくための運動などを展開してまいりました。本年度は、11月から1月までの間に3回にわたり紀美野町で現地体験会を行い、U・I・Jターン者の受け入れを進めていく予定でございます。

次に、議員が言われております子育て支援におきましては、紀美野町においても子供

の医療費は中学校卒業までの無料、無料通学バス、保育料の多子軽減、妊婦健診など子育てにやさしくなるように紀美野町でも取り組んでおります。総合的に移住政策というものを進めているのが現状でございます。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

(まちづくり課長 西岡靖倫君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 企画管財課長、中谷君。

(企画管財課長 中谷嘉夫 登壇)

○企画管財課長（中谷嘉夫君） 私からは西口議員の3点目の2番について御答弁させていただきます。

質問の内容としては、職員が町外で住むのは何らかの利点があり、その理由を把握することによって住みやすいまちづくりに生かしてはどうかとのことですが、現在、本町におきましては、地方創生総合戦略を策定している状況にあります。この戦略の目指すべき町の姿を考える1つの方法として、若者のプロジェクトチームをつくり、若い方々の意見を戦略に反映すべく会議を開催したところです。このプロジェクトは、町外在住の職員も出席しており、いろいろな意見を検討する中で定住促進についての意見なども出ております。このような形で町外在住の職員からの定住に関する意見も含め検討しているところであります。

議員おっしゃるアンケートにつきましては、特に考えておりません。

次に、5点目のかじか荘の公募についての御答弁をさせていただきます。

まずは、議員の御質問中の公募の基準についてですが、紀美野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び施行規則に基づくものであります。条例の2条には、施設の名称及び所在地、施設管理者が行う管理の基準及び業務の範囲、指定の期間、申請の方法、その他町長が指定する事項を明示し、公募することが定められております。

また、第4条には、指定管理者の候補者選定としては、利用者の平等な利用が確保されているか、施設の利用促進への取り組みがなされているか、利用者の意見を施設の運営管理に反映させている意欲や手法が盛り込まれているか、収支計画は適正なものであるか、その実現性はどうか、安全管理や緊急時対策の対応の方策は適正か、利用を促進するための独自の特色ある取り組みであるか、地域貢献策、地元人材の雇用や地域経済との連携等は考えられているなどが主な選定基準であります。

また、時期については、本年10月を予定しております。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 中谷嘉夫 降壇)

○議長（小椋孝一君） 総務学事課長、前田君。

(総務学事課長（前田勇人君 登壇）

○総務学事課長（前田勇人君） それでは、私からは4番目の小・中学校についてということと9番目の夏祭りについてお答えをさせていただきます。

西口議員の4番目の御質問ですが、小・中学校についてお答えをさせていただきます。

議員御質問の1点目でございますが、各学校では、教職員の意識向上のため、いじめ問題への対応を徹底するために職員会議等を通じていじめ問題について教職員間で共通理解を図り、校内研修も実施されています。また、生徒指導担当者は、学校代表として県の研修会にも参加し、その内容を自校へ持ち帰り活用しています。児童・生徒に対しては、日常の指導に加え、道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げて指導を行ったり、特に中学校では、生徒活動を通じていじめ問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間づくりを促しています。また、年間二、三回実施しているいじめアンケートや教職員と児童・生徒との間で日常に行われているノート交換の中での実態把握も行われています。また、町内で全ての学校においては、いじめ防止基本方針を策定し、いじめの防止のための対策を総合的かつ組織的に推進しています。

なお、このいじめ防止基本方針は、町のホームページにも公開をしています。

次に、2点目及び3点目の御質問ですが、この2点を含めた形でお答えをさせていただきます。

各学校の総合的な学習の時間の目標については、学習指導要領解説に第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定めるとなっており、町内の各学校では、これをもとに自校が育てたいと願う児童・生徒像や育てようとする資質や能力及び態度、学習活動のあり方などを表現したものを定めています。その上で育てたいと願う児童・生徒像や育てようとする資質や能力及び態度に沿って内容を決定し、指導計画を立て指導が進められています。

学習の内容につきましては、それぞれの学年の教科等の学習と関連させながらテーマを決めて、地域や学校、児童・生徒の実態や特性を生かした取り組みが進められています。

その1つとして、地元の教材を生かした取り組みで、小学校3・4学年では、社会科

で自分たちの住んでいる地域の社会生活を総合的に理解できるようにするとともに、地域社会の一員としての自覚を持ち、地域社会に対する誇りと愛情を育てるようにするという内容と関連させ、「紀美野町大好き」といったテーマで総合的な学習の時間の取り組みが進められています。また、他の学校でも食をテーマに地域の方の御協力による米づくり体験やよりよい町の一員であるために地域の自然の環境学習や高齢者との交流による福祉学習なども行われています。

また、紀美野町の寺・神社及び文化財なども教材化し、小学校３・４年生用社会科副読本「私たちのまち紀美野町の中の今に残る人と暮らしの移り変わり、地域の発展に尽くした人々」で町内の寺・神社及び文化財が取り上げられていきます。特に昨年は小学校３・４年生用社会科副読本「わたしたちのまち紀美野町」を改訂し、本年度より町内３・４年生に配布、社会科や総合的な学習の時間で活用しています。

中学校では、地域と密着した取り組みとして、自分の生き方を考える中で、職業体験を通して地域の産業を考えたり、地域の人との交流を通して地域の一員として自覚を高めたりといった学習が進められています。

天文台の活用については、学校の授業時間内で行えない部分、夜間の観測などが多く、宿泊体験時などを通して活用して学習に取り組んでいます。また、天文台が発行する「メガパーセク」を町内児童・生徒全員に配布するなど、子供の夢を育み、広く興味・関心を持てるよう取り組んでいます。授業時間以外での学びの活動は、本当の意味での自分から学ぶ力を育んでいく原動力となると考えています。

次に、９番目の御質問の夏祭りについてお答えをさせていただきます。

議員御質問の夏祭り補助金の詳細はということの御質問でございますが、紀美野町の夏祭り実行委員会事務局は、商工会において、現在、本年度の収支を精算中でございますので、中間報告ということで御理解を賜りたいと存じます。

まず、会場設営費、やぐら組み立て、電気工事等でございますが、３５万７,０００円、次に花火代３４５万円、音響・照明及びイベント費、警備費等で１４８万円、送迎バス代２９万２,０００円、広告宣伝費が３８万３,０００円、その他事務費等となっております。

以上、簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

(総務学事課長 前田勇人君 降壇)

議長（小椋孝一君）

産業課長、大窪君。

(産業課長 大窪茂男君 登壇)

○産業課長(大窪茂男君) 西口議員御質問の6番目のまちづくり、まちおこしについての1と3及び7番目の有害駆除についてお答えさせていただきます。

まず最初に、まちづくり、まちおこしについての1について、観光パンフレットを各戸配布し、町内をよく知っていただくようにしてはどうかとの御質問ですが、この観光パンフレットは、平成27年2月に町外・県外向けの観光客に紀美野町を訪れていただくため1万部を作成し、主な観光客の訪れる場所に置いていただいております。町外では、和歌山市のアバローム紀の国を初め海南市や周辺の道の駅等20施設に、また町内では27カ所の施設に置かせていただいております。

議員御指摘のとおり、まず自分の町を知っていただくことが非常に重要であると認識しているところではございますが、今年度は紀の国わかやま国体も開催されますことから、このパンフレットは非常に人気が高く、置かせていただいております各施設より追加の要望もあり、8月に増刷したところでございます。

現在は需要が多いことから各戸配布は考えておりませんが、御希望の場合は産業課までお越しいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、2の産業の視点で見た場合、現在と近い将来において紀美野町が誇れる目指しているものには何があるのかとの御質問ですが、やはり紀美野町の基幹産業と言えば農業であると認識しているところでございます。過去の歴史を振り返ると、野上谷はシュロ産業が大変盛んで社会に貢献したとありますが、この産業も時代の流れとともに衰退した経緯がございます。現在の紀美野町では、柿、ミカン、山椒が特産品でございますが、農家の高齢化と担い手不足により厳しい状況となってきているのが現状でございます。こうした現状の中で、新規に就農を目指す者、生産から加工、販売まで行う6次産業化に取り組む方も少しではありますが、出てまいりました。こういった取り組みを推進し、6次産業につなげることがこれからの紀美野町の産業に必要であるものと考えてございます。

また、紀美野町には山間地域の自然豊かな観光資源がたくさんございます。紀美野町の大きな財産でもございます。この資源を生かした観光産業の推進も必要ではないかと考えているところでございます。

続きまして、御質問の7番目の有害駆除についてお答えさせていただきます。

まず、1のイノシシ、シカの食肉についてですが、食肉として流通させるためには、

捕獲後のとめ刺しや運搬の仕方などを定めた県が策定しているわかやまジビエ衛生管理ガイドラインに沿って対処する必要がある、高い技術が必要となります。また、食肉処理加工施設も必要となり、施設の建設費や維持管理費等は多額の費用が必要で、最も重要な人材の確保についても衛生管理や解体作業の専門員の採用が必要であり、以前視察した日高川町に設置されましたジビエ工房紀州の状況等検討を重ねてきた結果からも、紀美野町独自の加工処理施設の設置は極めて困難な状況と認識してございます。

古座川町では、ことし3月に完成しました食肉処理加工施設の運営が始まりましたが、年間800頭を捕獲される日本シカの2割ほどしか販売対象になっていないのが現状とのものであり、採算がとれるようになるには捕獲の促進や狩猟者の技術向上が必須であると聞いてございます。

また、最近、イノシシ、シカの肉をペットフードに利用する動きも出てきておりますので、これらも含めて総合的に検討していきたいと思っております。

次に、2のハンターの後継者育成についてですが、狩猟免許保持者の高齢化に伴い狩猟者が減少している状況を踏まえ、農家の方々に狩猟免許の取得を促し、狩猟免許の講習費用等の補助を行っております。平成26年度は2名、27年度は9名の新規狩猟免許取得者がありました。また、平成27年度税制改正により農作物等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲の担い手となる狩猟者の経費負担の軽減といたしまして、狩猟登録税に対する軽減措置が講じられ、今後、ハンターの増加に期待をしているところでございます。

以上、まちづくり、まちおこしについて及び有害駆除についての答弁とさせていただきます。

(産業課長 大窪茂男君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 保健福祉課長、宮阪君。

(保健福祉課長 宮阪 学 登壇)

○保健福祉課長(宮阪 学君) 私から西口議員の御質問の8番目と10番目についてお答えいたします。

まず、8番目の介護保険の利用についての御質問でございます。

要介護や要支援の認定を受けた方が介護保険サービスを利用する場合、ケアマネジャー、介護支援専門員とともにどのようなサービス内容をどの程度利用するかを決めたケアプランや介護予防ケアプラン、介護サービス計画を御本人や家族とともに作成することが必要になります。ヘルパー利用が必要な場合は、そのケアプランにヘルパーがどの

ような内容で、いつ、何回利用するか等が書かれたケアプランに沿ってヘルパー事業所が業務を行います。

議員御指摘のヘルパー個人の資質によって大きくサービス内容が変わるとのことですが、本来あってはならないことと考えてございます。ヘルパー事業所の許認可は、現在、県で行われておりますが、不適切なサービスが行われるような情報が町や地域包括支援センターの相談窓口などに入れば、県と情報を共有し、必要に応じて指導の対象になります。また、不正請求や不正サービスがあった場合には、県より指導が入り、内容によっては指定取り消しの処分が実行されます。

なお、介護保険の事業所は、本人や家族が希望に応じて決めることができますので納得いかない場合は事業所の変更ができます。このようなことから、不適切な事業所は自然淘汰されてくるものと考えてございます。

続きまして、10番目の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金についての周知方法についての御質問にお答えいたします。

第10回戦没者遺族に対する特別弔慰金については、平成27年4月1日基準日において恩給法による公務扶助料や戦傷病者、戦没者、遺族等援護法による遺族年金等を受ける方がいない場合に国債が支給されます。支給対象者の申請順位としては、戦没者等の死亡時の遺族に対し、1番目としては、平成27年4月1日までに受給権を取得した者、2番目としては、戦没者の子、3番目としては、戦没者の父母、孫、祖父母、兄弟、姉妹、4番目としては、戦没者のおい、めい等で、3番目、4番目につきましては、戦没者の死亡時に生計関係を有していた者が優先されます。支給額は、額面25万円の国債で毎年5万円が5年間支給される制度です。請求期間は、平成27年4月1日から平成30年4月2日までの3年間で、周知の方法につきましては、県の広報6月号、町の広報7月号においてお知らせをしています。また、8月15日には、県からの新聞掲載も行われております。前回申請された弔慰金の最終給付金を受け取られた際に、郵便局のほうからリーフレットを配布していただき、今回の申請をするように周知も行っていました。本年4月に開催された町遺族会役員総会において弔慰金のチラシを配布し、各会員に周知していただくようお願いしたところでございます。町広報はもちろんのこと、今月28日に遺族会役員会がございまして、さらなる周知を行う予定でもあります。

議員御指摘のとおり、お一人お一人への通知ですが、10年前に受給された方の名簿

が県より送られてきています。転出や亡くなられた方がおられますので名簿の精査に時間を要しております。また、前回、申請者は414件で、そのうち130件が申請を終えています。まだ未申請の方につきましては、案内通知を行ってまいりたいと考えています。また、申請期間中に申請ができなかった方につきましては、第10回の特別弔慰金の受給はできませんので申請漏れがないように努めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁いたします。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長 (井村本彦君) 私からは西口議員質問の11問目の土砂災害警戒区域についてお答えさせていただきます。

まず最初に、新聞にも掲載されておりますが、土砂災害警戒区域と地すべり防止区域、砂防指定地の根拠法令の違いについて御説明させていただきます。

土砂災害警戒区域とは、土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定箇所でございます。近年、特に指定のための基礎調査が急がれているところでございます。砂防指定地とは、砂防法に基づき戦前から行われている指定地域でございます。また、地すべり防止区域も同様で、どちらも県砂防課所管の法指定地域とされております。

今回の山畑地区の事例に関しましては、土砂災害警戒区域内でなく、砂防指定地、地すべり防止区域内の行為許可に関して申請と異なる申請区域外、つまり許可区域外へのパネル設置及び法面の切り取り等が確認され、違反行為となったと聞いております。

地すべり区域及び砂防指定区域のマップについては作成されており、最新の情報であれば土砂災害警戒区域とあわせて県砂防課のホームページよりごらんいただくことができます。

指定区域内に構造物を設置しようとするのであれば、この事例の場合、砂防指定地内行為許可申請書、地すべり防止区域内行為許可申請書が必要となります。受付窓口は、海草振興局建設部海南工事事務所総務管理課になります。審査担当課は、和歌山県県道整備部砂防課が管轄しております。

以上、簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君）

まず、1点目ですけど、普通に考えたら、若い世代というのは社会保険に入って実際国民健康保険と違うんやな、だから、国民健康保険を利用するというのは、一般的には高齢者で年金世代はどっちにしても国民健康保険になるという、こういうふうな人らは、体力が弱っているから普通医者にかかることも多いし、まして所得割、実際は高くなっても関係ないでしょう、ほとんどはね。現役世代というのは所得割確かにようけかかってくるから大変やと言うけど、所得割というのは影響が少ない、今現実には町内で住んでいる高齢者の人らがね。だから、所得割が上がってきても問題ないけど、資産割、総額的に確かに安いとは言うけど、今、紀美野町で資産が利益に還元されるというのは少ないと思う。田んぼを借りてもらっても、今やったら年貢なんて要らない。ただでやってもうてるような状態やしな。だから、実際は年貢が上がったら所得でまた上がってくるから所得割もかかってくるようになるんやけど、だから、そういうふうに考えたとき、資産は持っているけども、持っているのが現実問題として、私の知り合いのお年寄りなんかでも、草刈りに金是要るけど、何にもつくってない。だから、資産を持っているから負担になって利益につながってないので非常に難しいん違うかなと、こういうふうに思うわけよ。

ただ、それと、まずこれから先、年々高齢化率というのは当然上がってくるし、そうしたときに所得は入らんわ、不動産持ちちゃってという、だから、年々上がってきたときに今後もっと見通しが厳しなってくるのん違うかな、こういうふうな心配するわけよ。今よりもきつと来年、再来年と、こういうふうに5年後、10年後になってきたときにはもっと厳しなってくる。だから、そのときに資産割というのがこのままでいいのかなと、こういうふうに思ってしまうわけよ。だから、その点についての考え方を再度聞かせてもらいたいと思います。

それと、3点目です。聞くところによったら、同僚議員が個人研修で邑南町へ行ってきたと言うんやけども、だから、僕自身がそのときは議員でないからよくわからないんやけど、だけど、本当は政務調査費を使って議員も行ってる。そのときに当然、研修報告なんてされてると思うんやけど、ただ、そういうふうなことの知識の共有が執行部と議会とちゃんとできなかったらもったいない、そういうお金が当然かかっているさかい。だから、そういうふうなことができないのかな。確かに邑南町でも中学卒業まで医療費無料とかというのはいつも変われへんわけや、紀美野町とでも。だけど、どこが違うんやと言うと、職員の対応が議会で研修に行ったときの対応がすごくよかったという。

ただ、そういう施策はもちろんのことながらやけど、職員の受け入れ体制というんか、職員資質言うたら失礼な話やけど、そうでなくて、人との付き合いのそういうふうな感覚が違うような感じがするという、そんなような話やったんやけどね。だから、もうちょっといい方法がないのかなというふうに考えてしまうわけよ。

いろんな施策はもちろんのことやけど、だけどそれがちゃんと目に見える形、変な話やけど、目に見える形って、そんなこと目に見えるもんでないものをそんなこと言うても始まらんねんけど、そういうふう to 実際問題としてこんなにならんのかなと、効果の見える施策というふうにつながったらいいのにな、現実 to 邑南町というところは人口がふえてるという、それはいいことやなと思うわけよ。そんなに大きな規模の町じゃないのに紀美野町と変わらないような概要で実際問題として人口がふえているというのは非常にいいことでしょう。だから、そういうふうなことが紀美野町でも実践できないもんかなと、こういうふう to 思うわけよ。

それと、さっき聞かせてもうたときに、町外在住、どこで住んでも自由なんやけど、だけど、何らかがやっぱりあるはずなんよ。そういうふう to 町外で住むというのはそれなりのメリットがあるから町外で住むんでしょ。例えば土地が高い、環境が、店が多いとかということも理由にはなるやろうと思うけど、だけど、そういうことをやっぱり根本的に考えなんたら、紀美野町というのは、若い人らが地元で住んでくれてこそ紀美野町はよくなってくるやろうけど、そういうふうなことをもうちょっと掘り下げて考えてもらえないのかなと思うわけよ。だから、もう1回その点についての考え方、アンケートはとらないような話やったけど、だけど、そうじゃなくて、もうちょっと全てのことに対して、こんなことで紀美野町がよくなるんかとかということもあるはずなんよ。だから、まず全てのことについて検討してもらいたいと思う。

だから、町外に住んでる人らが絶対何かの理由があるから町外で住んでるはずなんよ。そういうふうなことをまずやっぱり調べなんたら、住んでもらうための施策に影響してくる。だから、そなんしてほしいと思うわけよ。もう1回その点回答もらいたいと思います。

5点目のかじか荘の公募について、条例に定めているという、それはそれで条例というのは本来どうでも自由に換えられることですね、議会でももちろん承認して、換えられやん、そうですか。それでは5点目はなくしておきます。

6点目、私、この6点目のマップのと言った後、この一般質問を通告した後にちょっ

と指摘を受けたんやけど、もともとある産業課が作成しているマップというのは、ある程度確かに新しい店なんかはすごくよく載ってるし、わかるんやけど、もともとある店が載ってないん違うかと。それどうよという話でしょう。だから、1万部つくって増刷するという、それはそれでいいことでしょう。たとえそういうことにお金がかかっても、紀美野町を宣伝するということについては非常にいいと思うわけよ。確かに大変やと思うんやで、だけど、そういうふうな中で増刷、欲しいという人があるんだったらもっとたくさん刷ったらいいんでしょう。そして、もっと知ってもらおうということがやっぱり、もちろん町内も町外にも県外にもという話やったけど、だけど、そういうふうなことが人気があるというのは、それだけの関心を持ってくれることやから、もっとやっぱり増刷すべきやと思うわけよ。

それと、もともとそういうふうにやってる事業者、そういうことも追加で載せてやらないかんのん違うかと。これ僕もそういうふうに言われて、あっそうかいなと思ったわけよ。そらもともと商売してた人らは載ってないし、新しいのは載ってる。新しく事業を始めた人は載ってるねんけど、旧の人からはうちらも載せてよって、こういう話になってくるしな、だから、そういうふうなところがちょっとこれは失礼したなと思ったんやけど。

それと、まずやっぱりまちづくりなんていうのを究極的に考えたときには、人づくりになるんかなと、こういうふうに思うわけよ。まちづくりというのは、結果として人づくりやなと、そういうふうなところの考え方をもう一度聞かせてもらいたいなと思うわけです。

7点目です。さっき食肉は技術的に専門員が必要やという、そらペットフードなんかはすごくいいなとは思うんやけど、イノシシの害というのは、年間に億という単位で和歌山県なんかはかかっている。だけど、市内でイノシシ、車と一緒に走っちゃったという話はないわけでしょう。だから、ほとんどは結果として山間部に偏ってる話やしな。だから、山間部でそれだけの被害が出てるんであったら、そういうふうな作業所というのも考えようによったら、それによってイノシシが減る。シカの害にしてもイノシシの害にしても減るんであったら、片一方で何億というそういうふうな害があると言うてんのに、何かそういうことが生かせんのかなと。私、この間、ブルーベリーの作業所見せてもうてきたけど、そういうふうな感覚の作業所なんてまだたくさんある。だから、そういう中で、最初からこんなとても無理やよと言うて考えてしもうたら話は前へ進ま

んし、本当にやってみて、これやったらよそがやって採算がとりにくい、それやったらもうちょっとそれをもう一工夫して採算に乗る方法がないもんかいなという、そこを土台にしてそんなことが考えられんのかなと思うわけよ。

さっき古座川町で難しいと言うてたけど、だけど、それやったらそれをもうちょっと勉強したら、ひょっとしたそこが基本になってるさかいどこが問題点なんやろうな、それをもうちょっといい方法ないんかなと、こういうふうを考えられたらいいのになんと思ってるわけやで、できるできないは後の話やけど、もうちょっと勉強する必要があるんじゃないかな、こういうふうと思うわけよ。だから、再度もうちょっとならんかもわからんけども、もう一度の勉強をやってみるべきでないか、こういうふう思うんです。

8点目です。介護の利用の中で、ケアプランを作成する。実際にはケアマネジャーがヘルパーのそういうところを紹介してくるわけです。ケアマネジャーがヘルパーが必要ということでそういう業者を紹介してくれる。そうしたときに実際問題としては、同じヘルパーが来てくれたら作業内容がいいとか悪いとかというのは本当は区別つかんわけよ。ところが何人か交代で週に来てくれたときには、この人の後やったら部屋がきれいになってるという、私、何人か来てもうてたんで、この週のあくる日はきれいになってるとかということが現実問題としてあるわけよ。確かにどこがどうよって言われたら難しいんやけど、本当にきれいになってるわけよ。だから、そういうことの比較というのは難しい。

それと、確かにケアマネジャーに文句は言われへん、ヘルパーにも言われへん、お世話になっているという感覚があるからなかなか言われへん。だけど本当は直接やっぱアンケート調査が別の人が別のところからアンケートさせてくれたら言いやすいけど、直接の紹介してくれたケアマネジャーにも言われへんし、ヘルパーにもこここんなしてくれよってなかなか言えるもんじゃない。実際には不正請求じゃないのはわかるねんで、実際その時間いててくれて請求するんやから、それは間違いないと思うわ。だけど不正請求じゃないけども、きれいになってなかったら、同じ片づけてくれるんでも個人差があるって、これはもう仕方のないことやけど、できたら快適な環境を維持できるようにしてほしいやない。だから、自然淘汰されるってなかなかそうもいかんところやと思うんです。だから、もうちょっと何かええ方法がないんかな、役場は第三者からアンケートがあったら、そこへはこんなや、あんなやていうことは言えんねんけど、直接ヘルパーにもケアマネジャーにも言うことは無理やと思う。お世話になってるさかいそ

んなこと言われへん、現実問題でね。だから、そういう方法がとれないのかなと思って
るわけや。その点について再度尋ねたいと思います。

10点目の特別弔慰金について、一応県が6月、町が7月、そして8月15日にもう
1回というふうな話やけど、こういう親族が入院とか町外在住とかという場合はどない
なるのかなと。広報らでもそのときだけのことやしな、実際にそのときに入院してると
かというふうになったらどうにもならんような気がするねんけど、こういう場合やっ
たらやっぱり町外にはがき出すというのも変な話なんやけど、そういうことも起こり得る
わけしな、親族の身内が町外に住んでるとかということも起こり得るわけでしょう。そ
うしたときに特別弔慰金というのは、これは国民の権利やと思うわけよ。そういう中で
こんなのはどないなるのかなって思ってしまう。だから、その点についての再度の答弁
願いたい。

実際問題として、こういうふうな権利のある人は案外高齢者が多いんかなと思うわけ
よ。だから、そういう中で広報や県のって言うだけではまずわからんやろうと思う。だ
けど、そういうことで権利が消失したらいかんから、何かやっぱりもう一度いい方法と
いうのを考えてほしいと思う。

11点目ですけども、県のホームページでマップつくってるというような話やっ
たけど、実際問題として、もし何か災害とかというのが起こったときに県にマップ載せちゃ
ってもこれは知りようない話やしな、町として対処せなしようがない。もし被害が起こ
った場合、起こらんにこしたことないで。けどもし何かあったときには、地元の町は
知らんというわけにいかんの違ふ。だから、そういうふう考えたときには、もし県に
そういうふうなマップがあるんであったら、先にここが危険地域ですよとかということ
を町民に知らせたほうが被害が少なくなると思うんやけど、そのマップというのは本来
もっと生かせんだらいかんような気がするねんけど、ホームページというのはなかなか、
若い人でも見れるかどうかわからん。ましてこんな時代、高齢者がふえてきた中で、
そのマップを理解することはほんまに難しいと思うわけよ。だから、もし危険地域とい
うのが紀美野町に何か所かあるんであったら、せめてその地域だけでもこういう危険が
ありますよということをその地域の住民にまずやっぱり役場としては知らせることが必
要やと思うわけよ。そうしたほうが被害少なくて済むし、なかなか今の時代おんぶにだ
っこみたいところがあって、警報鳴らしてもなかなかまだまだ心配いらんやろうとい
う、この間のテレビ見てたら。そういうふうな安全心理が働いてるのか、何かそういう

ところがあるみたいやけど、だけどやっぱりこういうふうには災害というのはいつなんどき起こるかもわからん。起こらへんかもわからんけど、だけど、こういうところは危険ですよということはやっぱりせめてかかわった地域の住民にだけでも知らせるべきやと、こう思うわけよ。だから、その点についての再度の答弁を求めたいと思います。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前 10 時 20 分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10 時 21 分）

○議長（小椋孝一君） 税務課長、西岡君。

○税務課長（西岡秀育君） 1 点目の再質問にお答えいたします。

国民健康保険税は、国民健康保険に必要な費用を加入者全体で一定の方式で案分して負担していただく税金でございます。必要な医療費等の費用のうち、国や県支出金、町の繰入金からの交付金等で賄い、残りを国民健康保険税として加入者の皆さんに負担をいただいております。

先ほども説明を申し上げたとおり、4 方式につきましては、応益・応能割がそれぞれ 50 % が望ましいとされており、そのうち応能割は所得割が 40 %、資産割が 10 %、応益割、均等割が 35 %、平等割が 15 %、例えば国民健康保険を 1 億円徴収するとなれば、均等割が 3,500 万円、平等割が 1,500 万円、所得割が 4,000 万円、資産割が 1,000 万円というふうな案分になるかと思います。

そこで、資産割の 10 % を 8 % に下げるとするならば、資産割 800 万円、所得割 4,200 万円という枠になります。国民健康保険の保険税は、応益割・応能割で構成されているというのを御理解いただき、応能割の資産割を減額すれば所得割が増額になる。所得の低い方の負担が重くなってまいります。負担のバランスの配分かと思いますので、現状では現行の方式、税率が最も適していると考えております。

また、先ほど資産の生まない資産割についてはという質問がございましたが、地方税法 703 条の 4 第 8 項に資産割総額を固定資産税額、または固定資産税額のうち土地及び家屋に係る案分率で算定すると定められておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（小椋孝一君） まちづくり課長、西岡君。

○まちづくり課長（西岡靖倫君） 西口議員の再質問にお答えしたいと思います。

効果の見える施策につながれば、本当によくわかり、またよく理解していただけるんじゃないかなと思います。邑南町のこともいろいろ勉強させていただきました。大変邑南町に関しては日本一の子育て村を目指しております。本当に子育てするなら邑南町ということで頑張っておられるのも担当者並びにそこをPRするところに聞かせていただきました。

こういった中でまちづくりを進めていく場合、また過疎対策を進めていく場合におきまして、医療・福祉・保健・就労のこと、結婚のこと、教育・生活環境、さまざまなことが関係してくるんじゃないかなと考えております。

まず、ことし7月から住民課住民室におきまして移住者並びに転入者に関するアンケートを調査しております。1年後には集計させていただきまして、また御報告できればと考えております。

紀美野町におきまして、定住または移住、または仕事関係におきましては、総合的に各関係課と連携をとりながら進めていき、また、議員のおっしゃられる効果的なものに関しても提示できればと考えておりますので、御理解いただきたくお願い申し上げます。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 企画管財課長、中谷君。

○企画管財課長（中谷嘉夫君） 西口議員の3点目の2番の再質問についてお答えいたします。

町外在住の職員の意見についてということでございますが、先ほど答弁もさせていただきましたけども、若者プロジェクトチームをつくって若い方の意見を総合戦略に反映すべき会議を開催したということでございます。

そういった意見の中で若者の意見といたしましては、定住の分野では住む場所を確保することが重要となること。また、収入が少ないためすぐに土地を購入して家を建てることもできないので安価な賃貸住宅などもあればよいというような意見が多数出ておりますので、こういった意見も含めて検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小椋孝一君） 産業課長、大窪君。

○産業課長（大窪茂男君） 西口議員の再質問にお答えいたします。

6 番目の 1 つ、観光パンフレットの件ですが、新しい店が載っているがもともとあった店は載っていないということでございます。このパンフレットにつきましては、外向けの観光パンフレットということでまちづくり活動で起き上がってきた新しい店とか、また、非常に問い合わせが多い場所とか新規の観光の場所を重点としておりますので、紀美野町町内全ての商店を載せるというのは、スペースも限られていますし難しいのではないかなということで、また、ほかの方法で町内のお店を知っていただくものがないかどうか検討させていただきたいと思います。

それから、7 番目の有害捕獲、イノシシの件ですが、イノシシにおきましては、防護柵の補助金と有害捕獲という両面で対処をしております。防護柵のおかげで農作物被害というのは減ってございますが、捕獲頭数というのは一向に減らない状況になってございます。

それと、狩猟される方の高齢化とともに、捕獲後の処理というのも大変な状況になってきております。最近、ペットフードに使用するとかで、そういった動きもありますので再度有効利用というんですか、今後のイノシシの捕獲の肉については、再度研究させていただきたいと思ってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

○保健福祉課長（宮阪 学君） 西口議員の再質問 8 番目の介護保険でございます。

ヘルパーが何人か交代で来れば内容がよく目につく、それから、ケアマネやヘルパーには苦情が大変言いにくいということだったと思います。

1 つの方法とすれば、地域包括支援センターへ相談していただく、また、ヘルパー自体は事業所に加盟する方でございますので事業所へ相談するのも 1 つの方法かと思われます。本町では、介護認定は町の職員が行います。調査時にサービス内容等利用に関する質問や苦情を聞き取りやすい状況でございます。半年、1 年、最長で 2 年という認定期間はございますが、訪問時にそういうふうな苦情や質問をお聞きすることも可能かと思われま。

以上、答弁といたします。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君） 私から西口議員の再質問でございますマップの作成でございます。

先ほども建設課長が少し触れられましたけれども、現在、県の砂防課におきまして土砂災害対策基本法に位置づけられました土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定を行うために調査が進められているところでございます。紀美野町におきましては、現在45%ぐらいの進捗率と聞いてございます。そのために年に数回でございますけれども、そういった新しく調査したところの情報が入ります。つまり更新されるわけでございます。現時点でつくるということになりますと、毎年更新をしていかなければならない。正確に言いますと、年に数回更新しなければ正確な情報をお渡しすることができないということでございますので、そういった理由から現時点におきましては、紙ベースのマップは作成してございませぬけれども、町のホームページにおきまして土砂災害の危険箇所、調査済みの土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の表示をしているところでございます。あわせまして防災訓練等におきまして、その地域におきます情報をお知らせをしたり、また、個人的な問い合わせもでございます。それについては総務課のほうで対応させていただいているところでございます。

どちらにしましても、こういった調査が完了した後は、将来におきましては避難箇所及び避難経路を記述した土地の完成した土砂災害に関するハザードマップを作成したいと考えておるところでございます。

また、警戒地域及び特別警戒区域というのが指定されておるわけでありまして、全国的な統計から見まして、この指定された地域で災害が起きても6割、そのほかにつきましては、この指定地域以外で起こっているという、こういった現状もございます。

そういった中で、やはり紀美野町は山の中にあると、山を抱えているという、そういった状況でございますので、昨年10月には広報とともに町内全世帯に土砂災害の注意喚起に関するチラシを各戸配布させていただいたところでございます。いましばらくはこういった体制で進めさせていただきたいと考えてございますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（小椋孝一君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 3点目の町職員にアンケート、町外在住の職員にアンケートという部分がちょっとわからんというんか、難しいんかな、アンケートとるって。別にそんなに難しいと思わへんねんけど、アンケートとるというふうな話がはっきり聞こえてこないんで、とるのが難しいんかなと思うんやけど、そんなに人権にかかるのかということもないと思うんやで。だから、実際問題として、何らか当然、町内よりも町外

で新しく家建てたとかという場合は、何らかの理由があると思うわけでしょう。それはそれで仕方がないことやけども、何らかの理由があれば、その理由を何とか改善できたら町内で住んでもらうことも可能、一たん変わってしまったら無理やで、だけどこれからまた新しい職員になってくる人の参考にすることは可能でしょう。今現在住んでる人はこっちへ戻ってくるということは、家建てるということについては難しい話やさかい、そんなことは仕方がない。だけどそれは次の若い世代の参考にすることは可能やしな。だから、そんな方法がとれないのかなと思うわけよ。そうなったら少なくとも町外へ出ていくよりも町内で住んでるほうがメリットがありますよということが立証できたらもっといいことやと思うんやけど、何とかいい方法がないんかな、こう考えてしまうので再度の質問といたしたいと思います。

それと、8点目です。実際に事業所への相談とか訪問時と言うても、なかなかケアマネジャーが紹介してくれた事業所やしな、だから、それについてどうこうというのは現実問題としては非常に難しい。私とも母親のとき民間の事業所の方に来てもうてたんやけど、人によって本当に違うわけよ。この人何かしてくれたんかいなって、そういうふうに感じられる。それがきょうはすごいよと思ったら、今週のこの人はピカーやなどというのが個人差が余りにも大きい。人気のある人はずっとどこへ行っても人気があるさかい引っ張りだこなんやろうと思うんやで、けどなかなかそういうふうな、もしお金を払うんだったら納得して払いたい。だから、そういうことが仕方がない、何かいい方法がないんかなと思ってしまうわけよ。特に体が弱って自分が何もできんようになってしまったときにそういうことは非常に助かるしありがたいことなんよ。だから、やっぱりそういうふうなことをお願いしたいんやけど、言われへんという部分が言いにくい。現実には嫌われたらかなわんと思うから言われへんねんけども、いい方法がないんかな、こう思うわけです。だから、その点についていい方法というのは今後の課題になるのかわからんけど、もうこれでしょうがないよって、現状のままでやむを得ずと言うんじゃなくて、これから先いい方法が絶えず考えてほしいと思うから、もう一度その点についての答弁願いたいと思います。

それと11点目です。調査が45%という、確かにこれだけの広い町内を、ましてここ危ないよ、ここ危ないよって、こんな話が幾らでも出てくる中で、実際問題として全部でき上がってそれを各戸配布でもできたらそれにこしたことはない。だけど危険箇所があったら、せめてそういう地域にだけでも、その地域だけでも、ここ危ないさかい気

をつけてくださいよというふうな話も、部分的に調査してんねんさかい悪いところが出てくるはずやしな、出てきたときにここが危険ですから気をつけてくださいねって、変わったことがあったら教えてよと、そういうふうなことだけでもやっぱりいいと思うわけよ。やっぱりそういうふうなことが災害の防止につながるかなと、こう思うので、せめてわかったところは、全部わからんでも構へん、町内全部に配らんでもいいんやから。だから、わかった地域があったところについては、せめてその地域に対して、こんなことがあったから気をつけてくださいねということを、そういうふうにその地域だけでも配布することができないのかなと、こう思います。再度の質問といたします。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、町外在住の町職員にアンケートをとれないかと、こういうことでございますが、今、私どももう既に地方創生の政策に絡めて若者プロジェクトというのをつくっております。その若者プロジェクトで3回、4回、皆さんが協議をし、そしていろいろと案を出してくれてるということで、私はアンケート以上に皆さん方若い人だけの協議ですからいろいろ意見が出されておるんじゃないかと、このように思っておりますので御理解を賜りたいと思います。

それと、介護のケアマネジャーに相談しにくいという話なんです、やはりこのケアマネジャーというのは、受ける方の相談役です。いろいろと計画を立て、そしてあつせんをしていただく、これがケアマネジャーの役目なんです、やはりこの方に相談しにくいというのであれば、町の保健福祉のほうへ相談していただいたら、また角の立たんような方法で指導させていただくと、こういうことでございますので、御理解を賜りたい。

それと、土砂災害地域、これについて現在、進捗率が45%ということでございます。そんな中で45%だけのそれを配布したらいいんじゃないかと、おっしゃられるあれも一理あるかと思いますが、それではほかの地域は私とこ危険じゃないんかいというようなことになりますので、やはり先ほど総務課長が申し上げましたように、そうした場合に個々に聞いていただいたら丁寧に御説明をさせていただくということでございますので、やはり皆さんに書類として配布するのは、これが100%完成し、そして危険地域と、危険地域というのは語弊がありますが、土砂災害地域ということでお示しをするのが行政の仕事じゃないかというふうに思います。

それと、再々質問ではなかったんですが、まちづくりは人づくりやと、これはもう議員のおっしゃられるとおりです。したがって、紀美野町、今あちこちでまちおこしがされています。これは町や行政が押しつけていくのではなく、皆さん方が立ち上がってまちづくりをやっていただいていると、こういうことで紀美野町が今進んでおりますので、これも1つの人づくりかなということで御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（小椋孝一君） これで西口 優君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前10時42分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時55分)

○議長（小椋孝一君） 続いて、10番、美野勝男君。

(10番 美野勝男君 登壇)

○10番（美野勝男君） まず初めに、獣害防止の電気柵の安全性について。

実りの秋を迎え、増大する農作物等へのイノシシ、シカの被害防止のために電気防護柵が各所に設置されています。かなり効果があるため町も補助金を出しています。

去る7月に静岡県西伊豆町の谷川で複数人の死亡事故が発生しました。町内での設置は安全にされているのか点検する必要があると思いますが、その後どのような対策をとられているのか、お伺いします。

それから、続いて国道370号の次の計画について伺います。

このたび小畑動木下佐々間、昨年末には小西毛原中間の開通を大変喜びとし、またありがたく存じます。これは直接に町が行う事業ではありませんが、住民が待望しており、次の計画はどのように進められるのか、私たちは大筋でわかりますけれども、一般には広報等では余りわからない点もあると思うので、県の計画の聞ける範囲でよいので、大角から赤木、桂瀬から松ヶ峯、中から毛原下の間の計画についてお伺いいたします。

次に、地方創生の取り組みについて。

少子高齢化が加速する中、来年から本格的に始められる地方創生に期待することが大

きいところであります。今までの一律の補助金と異なり、地域の特性を生かした計画が
取り上げられるものではないかと思います。そこで、まち・ひと・しごとについて、町
の総合戦略の基本的な考え方について伺いいたします。

以上です。

(1 0 番 美野勝男君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前 1 0 時 5 8 分)

再 開

○議長 (小椋孝一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 1 0 時 5 9 分)

○議長 (小椋孝一君) 産業課長、大窪君。

(産業課長 大窪茂男君 登壇)

○産業課長 (大窪茂男君) 美野議員御質問の 1 番目の獣害防止電気柵の安全性に
ついてお答えさせていただきます。

紀美野町では、農作物等の鳥獣被害防止のため、町の農業経営支援事業や県の農作物
鳥獣被害防止総合対策事業等で鳥獣被害防止用の電気柵に対する補助を行っており、そ
れらの補助金を用いた電気柵整備として資料がある範囲で 2 8 9 カ所あります。補助金
を利用しない個人で設置したものについては資料がないため把握できていませんが、販
売元が農協や農機具店が大半を占めるため補助金の周知はできていると思いますので、
個人で設置したものはごく少数であると考えられます。

補助金活用の事業では、機器の購入明細書等の確認により、パルス発生電気柵装置注
意表示板、また、電気事業法では、3 0 ボルト以上の電源を使用する電気柵には、漏電
遮断装置を設置することが義務づけられておりますので適正に設置されているのか確認
はとれてございます。

7 月 1 9 日の静岡県西伊豆町の電気柵の事故は、市販品ではなく、電気柵を設置した
者が部品を組み合わせ昇圧器で 4 4 0 ボルトまで電圧を引き上げた設備でありました。
産業課では、これらの事象を受け、町内で電気柵を設置している箇所及び把握できてい
ない部分の対策も含め 8 月の回覧で電気柵に対する注意喚起を行うとともに管内の見回

りを行いました。特に夏休み等により川遊び等で人が集まるであろう遊泳可能な河川付近を中心に見回り、近くに電気柵が設置されていたとしても特に不適切な設置がないことを確認したところであり、今後も継続して確認していくとともに注意喚起を行っていきたいと考えてございます。今後もＪＡ等関係機関と情報等を共有しながら、連携して取り組んでいきたいと考えてございます。

以上、獣害防止電気柵の安全性についての答弁とさせていただきます。

(産業課長 大窪茂男君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長（井村本彦君） 私からは美野議員質問の２問目の国道３７０号の次の整備計画についてお答えさせていただきます。

まず最初に、議員皆様方におかれましては、日ごろより国道３７０号整備促進に御協力いただきまことにありがとうございます。おかげをもちまして旧野上管内の整備についてはほとんど完了いたしました。

今回、美野議員の質問にございます美里管内の整備についてでございますが、大角から赤木間工区は美里２バイパスと呼ばれている区間でございまして、延長２．６キロ、事業期間は平成２５年度から平成２９年度、工事完成予定は平成３０年３月となっております、平成２７年度においては用地買収と路側工の工事が行われていると聞いております。

中から毛原下間につきましては、美里４バイパスと呼ばれている区間でございまして、延長２．７キロのうち１．３キロがトンネル区間であると聞いております。平成２６年度に事業化され、事業期間は平成２７年度から平成３３年度となっており、工事完成予定は平成３４年３月と聞いております。

もう１カ所、美里３バイパスと呼ばれる高畑～松ヶ峯間の工区でございますが、延長１．２キロのうちトンネル区間が５３６メートルと聞いております。現在このトンネルにおいては、工事発注が完了し業者と契約しているということを伺っております。事業期間は平成２５年度から平成２９年度となっており、工事完成予定は平成３０年３月となっております。この３カ所全てが完成いたしますと、旧美里管内の整備工事がほとんど完了すると思われれます。

以上、簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 企画管財課長、中谷君。

（企画管財課長 中谷嘉夫君 登壇）

○企画管財課長（中谷嘉夫君） 私からは美野議員の３番目の地方創生への取り組みについて御答弁させていただきます。

現在、紀美野町においても、まち・ひと・しごと創生法を受け、人口減少社会に対応すべく紀美野町の人口ビジョンと総合戦略の策定に向けて取り組みを進めております。

紀美野町の人口動向につきましては、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」によりますと、２０４０年には紀美野町の人口は５，０５７人まで減少するとの極めて厳しい推計が出されており、このような極めて厳しい人口減少を少しでも食いとめるため、紀美野町独自の発想で地域に合った戦略を練り、対策を講じていかなければなりません。

紀美野町の総合戦略の基本的な考え方についてですが、５つの基本目標を掲げ、策定に向けて取り組んでおります。

まず１点目、紀美野町の資源を生かした魅力あるまちをつくる。地域資源を生かした地域まちづくり活動を推進し、魅力あるまちを目指す。

２点目、紀美野町へ新しい人の流れをつくる。移住・定住促進、企業誘致や働き手の確保により新たな人の流れを生み、地域の活性化を目指す。

３点目、ふるさと紀美野を愛するひとを生み、育てる。子供を産み、育てる環境整備や教育の充実を図り、生涯を通じてみんなが生き生きと暮らすまちを目指す。

４点目、仕事をつくり、活力ある産業と安定した雇用を創出する。農林業、商工業、また観光の振興を図り、新たな仕事や雇用の創出による転出抑制、地域経済の発展により活力あるまちを目指す。

５点目、特色ある持続可能な地域をつくり、安全・安心な暮らしを守る。地域の防災力向上や医療・福祉・支え合いの地域づくり、地域公共インフラの整備など暮らしの安心づくりを目指す。

以上が紀美野町の総合戦略の５つの基本目標であります。

また、国及び県の戦略を勘案しながら、幅広い年代層の住民を初めさまざまな分野における方々の意見を聞き、反映させるよう取り組んでいるところであります。

これまで町民アンケートの実施やまちづくり団体との意見交換会、また次世代を担う若者からの意見を意見聴取ということで、役場内若手職員によるプロジェクトチームの

結成など、紀美野町の目指すべき町の姿、実施すべき施策について意見や提案をいただき、現在は総合戦略の原案づくりを進めております。

引き続き、紀美野町に活力を生み出すための地域創生施策を盛り込み、外部推進組織である総合戦略審議会における審議・検討をいただいた上で推進していきたいと考えております。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 10番、美野勝男君。

○10番（美野勝男君） 既にこの動物防護柵については、点検されているとお聞きしまして安心をしたところであります。しかし、今後もやっぱり表示をきちっとされているか、これはやはり幼児とか超高齢者の方とか心臓がちょっと弱いとか、そういう人にはやっぱりさわると危険が伴うと思いますので、なおそうした面で注意をしていくことがこれからも大切であるかと思います。きちっとやっておりますので答弁はもう要りません。

それから、国道370号についてでありますけれども、この370号は東西に30キロを超える町の大動脈として、そして合併があったわけですが、これはやはり行政上のことで最短時間で行くとか、それから消防車、救急車がその場所へ早く到達できる。そしてまた、もちろん言うまでもなく、通勤とか通学及び日常生活というのが、今は車抜きでは考えられない社会となっておりますので整備促進というのは住民が待望しているところであります。残る各区間も着々と工事が進行されたり、計画されて大変喜ばしいところであります。今後とも海草促進協議会で町長、議会、そして住民代表により早期完成に向かって見守っていく必要があると思います。そうしたことでどんどん推進されることは大変よいことであると思っております。町長からも後ほど一言いただければありがたいと思います。

それから、地方創生であります。これまではいろんな補助金を受けて過疎対策ということで特別措置法も10年ごとに変わりながらいろんなことをやってきました。しかし、紀美野町だけではなくて、国全体としてこのままでは将来消滅する町ができてくるというような極論も言われるようであります。そうなったら困るし、ならないと確信をしておりますが、そういうことで今、大変危機感が起こっております。今度の地方創生を絶好の機会と捉えて生かしていくということで、執行者と議会が、いつも言われること

ですが、車の両輪と言われるわけで、町の活性化に進むことが大切であると思います。

紀美野町に住んで都市で働けるという、この町はそういう位置にありますし、農林・商工・観光もその中に含まれますけれども、そうしたことで掘り起こせる部門がないとか、そうしたことをやはり紀美野町はよい町でありますので、「まち・ひと・しごと」、これをテーマとして地方創生に向かって全員が総動員という形で進んでいくことが今の一番の課せられたことではないかと思います。このことについても町長からまた一言お願いします。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美野議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

国道３７０号につきましては、今後早期完成に向けて努力せいと、これは叱咤激励であらうかと思います。そんな中でございますが、去る９月６日に小畑～下佐々間でやっと開通をいたしました。苦節２０年、そして今回やっと完成したということでございますが、やはり地権者の皆さん方の御協力、そしてまた、県・国の皆さん方の施工に対する御努力等々に対しまして開通式においてお礼を申し上げたところでございます。

そんな中でございますが、やはり我々はこれからが本番やというふうに思います。これによりまして桂瀬のところですが、これも発注されておりました、実は５００メートル余りのトンネルですが、これも近々着工されるであろうというふうな見通しです。そして、一番長い谷のところですが、あそこのトンネル、これが全体で７００、８００と言われていましたけど、１キロ、１、０００ぐらいあるかもわかりません。

そんな中で、これから予算づけをしていただいて、そして国の予算をいかに取ってきていただくか。ただ、皆さん御承知のとおり、ことしは国体がございます。したがって、国体に向けてあちこち今工事が完成しているというふうな状況でございまして、予算的には非常に厳しくなってくるんじゃないかというふうに考えております。

そんな中で、やはり議員の皆さん方のお力をおかりして、そして一日でも早い完成をすることによって、役場と毛原地区、長谷毛原までですが、約３０分から３５分ぐらいで行ける。そうした道路整備を進めていきたい。それが私どもは念願でございます。

そんな中で、皆さん方の御協力をいただきながら進めてまいりたいと思いますので、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

それと、地方創生、先ほど課長から５つの目標、これを説明をさせていただきました。そんな中で、やはりこの地方創生に乗っかって、そして新しいテーマをつくり、施策を

実施してほしいと、こういう御要望であったかと思います。

もちろんのこと、私どもはやはりありとあらゆる考えをこれに入れていきたい、そうした思いで実はこの町職員の若者のプロジェクトというのもつくっていただきました。そしてまた、今、まちおこし、これをやっていただいている皆さん方の会議も開催していただき、そうした皆さん方の意見を取り入れながら、今後、執行部のほうでこの施策をまとめ、そしてまた、皆さん方も入っていただけると思うんですが、審議会ですね、そうした検討委員会というんですか、その中で検討していただいて、そして県・国へ出していくと、こうした今後の流れであろうかと思います。

そんな中でございますが、やはり当町におきましては、今、まちおこしがあっちこっち、5カ所で実施されております。そうしたまちおこしを生かしながら、新しいそうした策を練れたらなというふうに考えておりますので、どうか議員の皆さん方の今後とも御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） これで美野勝男君の一般質問を終わります。

続いて、3番、七良浴 光君。

（3番 七良浴 光君 登壇）

○3番（七良浴 光君） 私からは2点お伺いしたいと思います。

1点目、教育行政について。

人づくりである教育はとても大切であると考えておりますが、最近特に気になることは、全国的に不登校生徒が多いと報道されており、保護者の方々は大変心配されていることと思われます。

また、先般の新聞に昨年度和歌山県内での不登校調査の結果が掲載されており、県内の不登校小学生は260人で、県内の在学者数に占める不登校の子供の比率は0.53%で、全国平均0.39%より高く、全国で最も高くなっており、また中学生は3.21%で、全国平均2.76%よりも高く、高知県、宮城県に次いで3番目の高さとなっている。

そこで、平成26年度の紀美野町立小・中学校における不登校生徒は何名なのか、また、不登校の原因は何なのかあわせて教育長にお尋ねいたします。

2点目の旧美里町内への光サービス開始時期及び行政への活用計画についてお尋ねいたします。

今年度末には町内全域で光サービスが受けられるということで町民の方々は大変喜ん

でおります。また、町民の中には、既存事業はもちろん、新規事業にこの光サービスを活用していけるものがたくさんあるのではないかと考えておられます。

そこで、光サービス開始時期及び光サービスを今後どのように活用していく考えなのかあわせて伺いたいと思います。

(3番 七良浴 光君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 教育長、橋戸君。

(教育長 橋戸常年君 登壇)

○教育長（橋戸常年君） 七良浴議員の教育行政についての質問にお答えいたします。

1番目の質問でございますが、不登校の子供がどれだけかという質問でございますが、まず不登校の定義ですが、病気や経済的な理由を除いて年間30日以上欠席がある精神的・心理的な不安、身体的症状が原因で学校に通いたくても通えなくなった生徒・児童となっています。

平成26年度の紀美野町立小・中学校における不登校児童・生徒数ですが、小学校における不登校児童数は3名でした。また、中学校における不登校生徒数は昨年度は12名となっています。

その原因であります、それぞれの児童・生徒についてそれぞれの理由がございます。しかし、幾つか挙げますと、学業の不振、あるいはクラブ活動への不適應、また家庭の生活環境の急激な変化、あるいは親子関係が原因であろうと思われる場合、また生徒・児童の無気力、不安などの精神的な情緒不安、あるいは意図的な拒否といった場合も見られます。そういったことが不登校の主な原因となっております。とっております。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

(教育長 橋戸常年君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長（牛居秀行君） 私からは七良浴議員の2つ目の御質問でございます旧美里町内への光サービス開始時期及び行政への活用計画についてお答えを申し上げます。

まず、サービスの開始時期につきましては、現在、NTTにおきまして設計業務がなされておりまして、サービス開始予定時期につきましては、来年の3月下旬と聞いております。また、行政への活用につきましては、町も多額の投資をしておりますので、こ

の光サービスを有効に活用していきたいと考えているところでございます。

まだ具体的な計画はございませんが、去る8月26日にN T Tの御協力のもと、役場本庁におきまして「光で地域活性化セミナー」と題してI C Tを活用した地域活性化事例の紹介をしていただいております。現時点におきましては、具体的な活用につきましては、先ほど申し上げましたように決まっておりますが、今後、I C Tを利用した地域に見合ったシステムの導入につきまして、費用対効果及び財政状況等も勘案いたしまして検討していきたいと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 3番、七良裕 光君。

○3番 (七良裕 光君) ただいま教育長から御答弁いただきまして、町立の小学生が3名、中学生が12名の不登校者がおられるということでございます。主な不登校理由を挙げられましたが、ちょっとそこで再度聞かせていただくんですが、主にのほかにいじめによる不登校はおられなかったのかどうか再度教育長にお尋ねいたしたいと思います。

それから、光サービスの開始時期は来年3月下旬ということでございますが、事業への活用については今検討中であるというお答えでございました。多分来年度予算、平成28年度予算あたりでまた新しく光サービスを活用した事業ということで新規の予算が策定されるものと期待をしてお待ちしたいと、このように思います。

以上、光サービスについては答弁は結構です。

○議長 (小椋孝一君) 教育長、橋戸君。

○教育長 (橋戸常年君) 主な理由ということで先ほど報告させていただいたんですけども、小・中合わせたら15名になっていますけども、ほとんど同じようなケースというのはいないんじゃないかなと思ってございます。個々にいろんな理由があろうかと思えます。

ただ、御質問のいじめによる不登校はなかったのかということでもありますけども、いじめが原因で不登校になったという報告を聞いておりません。

以上です。

○議長 (小椋孝一君) 3番、七良裕 光君。

○3番 (七良裕 光君) それでは、いじめによる不登校はなかったということで

報告はいただいてないという御答弁でございますが、いじめの定義についてお伺いしたいと思います。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前 11 時 30 分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 30 分）

○議長（小椋孝一君） 教育長、橋戸君。

○教育長（橋戸常年君） これはいじめ防止対策推進法という法律が制定されてお
りまして、それによりましてでありますけれども、「児童等に対して、当該児童等が在席
する学校に在席しているなど、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心
理的または物理的な影響を与える行為であって当該行為の対象となった児童等が心身の
苦痛を感じているものをいう」と定義しています。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断というのは、今言わせてもらったように法
律に定められた定義に基づいて行っておるんですけども、その際、いじめられた児童の
立場に立つことを基本とし、表面的・形式的に判断するのではなく、いじめにはさまざ
まな形態があることを踏まえ、児童の言動をきめ細かく観察して判断するものとしてお
ります。

以上、答弁といたします。

○議長（小椋孝一君） これで七良裕 光君の一般質問を終わります。

続いて、5 番、田代哲郎君。

（5 番 田代哲郎君 登壇）

○5 番（田代哲郎君） まず、質問の第 1 点は、ごみの運び出しが困難な世帯への
支援についてお伺いします。

この問題につきましては、ことしの 3 月議会を初め同じテーマで何回も質問してきま
した。しかし、41.85%という高齢化率に伴い、単身高齢者や老老介護の高齢世帯
がふえ続け、傾斜地域に住んでいなくてもやがて集積場所まで運び出せなくなるよとい
う不安を訴えるお年寄りがふえつつある実情から今回も質問することにしました。

これまでひとり暮らしの高齢者、障害のある人の世話など、ごみ出しが困難な世帯については、地域や親族の皆さんが担ってきまして、今も担っておられるところはかなりあります。しかし、地域全体が高齢化して協力が得にくいといった状況が進んでいます。こうした世帯の手助けを家族や介護職などに任せたままにはできない状況になりつつあり、対応するためには行政サービスの改善が求められるものではないかと考えます。傾斜地じゃなくても体力が衰え不安を抱えるお年寄りが現にふえています。

不便な集落でごみの収集や古紙回収について、こうした生活困難な高齢者を見守りながら手助けする専任スタッフを町で雇用できないのかと、2012年、平成24年12月議会で質問しましたが、実現には至っていません。そこで、ごみ出しが困難な世帯に対する戸別のごみ収集を実施する考えがないか、お伺いします。

第2点は、空き地管理の適正化に関する条例の制定についてです。

このテーマも昨年の12月議会で質問しましたが、その後も特に空き地に関する相談が寄せられるので再び質問します。

空き家に関しては、昨年の11月に空き家対策特別措置法が成立し、町は法律に基づいて空き家の所在と所有者の把握に必要な調査や情報の提供を求め、その上で対策が必要な空き家を選別することになりました。所有者に対して適切な管理を促進するため、情報の提供や助言、その他必要な援助を行います。そして、特に対策が必要な特定空き家等にみなされると、措置が講じられ、著しく保安上の危険となるおそれがある空き家、著しく衛生上有害となるおそれがある空き家について、強制的に対処できることになりました。しかし、空き地については法律の対象とはなっていません。

住宅地に放置された空き地が草ぼうぼうだったり、ごみが散乱したり、または樹木が生い茂って隣の民家まではみ出してしまうなど迷惑な空き地がふえる傾向にあり、紀美野町でも適切に管理されていない土地に関する相談を受けることが少なくありません。空き地を放置するとさまざまな問題が発生しますが、地域住民に対して被害が及ぶことにもなりかねません。そのため自治体によっては適正管理に関する条例を制定しています。こうした空き地に関しては、問題が起きたときに適切に対応することが重要で、紀美野町でも空き地管理の適正化に関する条例の制定を行う考えがないか、お伺いします。

質問の3点目は、公共施設への思いやり駐車場というか、譲り合い駐車場というか、そういう駐車スペースの設置についてです。

少なくない町民の皆さんから意外と若い人からも多いんですけど、庁舎や支所、保健

福祉センター、保育施設やふれあい公園などの公共施設に例えば思いやり駐車場とか、譲り合い駐車場と呼べるような駐車スペースを設置してほしいとの要望が寄せられています。

こうした思いやりとか譲り合い駐車場とは、身体障害者用駐車場とは別に乗りおりに広いスペースを必要とする高齢者、障害者、妊産婦、ベビーカーやチャイルドシートの使用者などのためにそうした人たちの優先駐車場のことであります。

車椅子使用者や身体の機能上の制限を受ける高齢者、障害者、妊産婦、ベビーカーやチャイルドシートを使っている親子、けがした人などは、車の乗降時にドアを大きくあける必要があるため、幅の広い駐車スペースが必要となります。そのため従来からある身体障害者用駐車場に加え、そうした駐車スペースを設置することで誰もが駐車しやすい環境づくりを行ってほしいとの要望です。

全国的に公共施設以外であっても身体障害者用駐車場がほとんど整備されています。しかし、身体障害者用駐車場の必要性や利用形態などが十分理解されていないため、不適切な利用が生じているのではという声を聞くことがあります。

したがって、不適正利用者への対処や広い駐車スペースを必要とする方の駐車場整備のあり方を考えた場合、身体障害者用駐車場とは別に乗りおりに広いスペースを必要とする方の優先駐車スペース設置が必要ではないかと思います。

したがって、公共施設における駐車場整備の推進を図るとともに、思いやり駐車場を設置、あわせて民間施設へも設置を推奨する考えがないか、お伺いします。

それから、4点目は、マスコミで報道された柴目地域での太陽光発電設置の工事についてです。

大阪市の太陽光発電事業者が紀美野町柴目の山林でパネルの設置工事をした際、申請された工事面積より広い範囲で工事を行い、その一部は知事の許可が必要な地すべり防止区域や砂防指定地に及び、無許可で斜面を削るなどしていたと新聞やテレビなどマスメディアが中には大きく報道しました。

この工事に関しては以前から問題がないかと建設課に問い合わせていましたが、現場は柴目の山間部にある民有地で土砂災害警戒区域ではありますが、県の許可を得た工事なので状況を見守っていきたいとのことでした。県によると、この業者はことし3月設置工事を申請し、5月に県の担当者が現地確認をした際、申請された計画にはなかった斜面の掘削がされており、雨水のための排水路も整備されていなかったとのことでした。

県は業者に対して文書指導や是正勧告をしているとのことですが、しかし、周辺には少ないとは言っても複数の民家が点在していることでもあり、その後の経緯と災害時など周辺の集落にどの程度の影響が及ぶと考えておられるのか、そのあたりのことをお願いいたします。

以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長 (増谷守哉君) それでは、私から1問目と2問目の御質問に御答弁させていただきます。

まず1問目の御質問、ごみの運び出しが困難な世帯への支援についてお答えいたします。

田代議員御指摘のように、本町におきましては、今後より一層の高齢化が進むことが予測されている中、これらの方々に対しての支援のあり方につきましては重要な課題であると考えてございます。

現在、町といたしましては、困難者への対策としてごみの特別ステーションを設置し、介護保険での要介護または要支援の認定を受けている方、また身体障害者手帳を持たれておられる方、またひとり暮らしの方など御自身でごみを出すことが困難な方々を対象として、ホームヘルパーや身内の方、また近隣の方々の協力のもと、ごみの運び出しができる体制を平成19年7月から取り組んでいるところでございます。

また、ごみの指定場所の位置を変えてほしい、新たに指定場所を設けてほしいといった皆さんの御意見がございしますが、これにつきましては、この御意見を地区において御検討いただきまして、その結果を区長から町に要望として出していただいております。この要望につきましては、ごみ収集経路を逸脱することなく、また収集作業や平等性に特に問題がないと判断した場合は、要望に沿えるように対応をしているところです。

また、従来から皆さんの御要望にお応えして、来年3月からの取り組みとなりますが、新たに2つの取り組みを始めたいと思います。

1つは、美里管内の夏場限定の台所ごみ、週2回収集を1年通じて行うこととしてございます。

2つ目は、町指定ごみ袋の口がくくりやすいようにくくりしろのある袋に改善するこ

ととしています。

これら対策・改善を行うことで高齢者や障害者の方はもちろん、町民の皆さんのごみの運び出し負担の軽減が図れるものと考えてございます。

さて、御質問のひとり暮らしの高齢者や障害のある方の世帯など、ごみ出しが困難な世帯への戸別のごみ収集を実施する考えはないかという御質問でございます。

紀美野町の家庭ごみの収集は、野上管内では業者への委託方式により、また美里管内では臨時職員による直営方式で町内約1,130カ所の指定場所のごみ収集を行っているところでございます。

御質問のように戸別収集を行った場合の困難者世帯数を現時点では把握できてございませんが、例えば困難者となることが推測される町内のひとり暮らしの65歳以上の高齢者で介護保険の適用を受けた方や障害を持たれている方は約300人の方がいらっしゃると思います。もしこれらの方々の玄関先まで戸別収集を実施することとなると、指定場所数が現在の約1.3倍となり、運搬車両の走行距離や作業時間も相当ふえてくることから、現収集体制では明らかに賄いきれない作業量となつてございます。

以上のことから、戸別収集に取り組むことにつきましては、大幅な人的、物的な増強が必要であり、容易に取り組むことは困難であると考えています。現状といたしまして、現在行っているごみの特別ステーションをより有効活用していただくように取り組むことで、ごみ出し困難な世帯の皆さんの利便性をより図ってまいりたいと考えてございますので御理解を賜りたいと思います。

次に、2問目、空き地管理の適正化に関する条例の制定について御答弁をさせていただきます。

昨年度において、住民課への空き地での雑草等による苦情相談の件数は2件でございました。その原因の多くは、所有者が問題の物件から遠方に居住していることから、問題が発生していることを認識できていなかったり、相続等により取得したが物件を把握できていない場合がほとんどでございました。このような場合、そのまま放置し適切な管理が行われないと周辺の生活環境の保全に悪影響を及ぼしかねません。

このため町への相談があった場合は、速やかに職員が問題の現場に出向き状況を調査し、その後、所有者等を特定した上で電話や手紙により連絡をとり、問題となっている現状を説明し、適正な管理をしていただくようお願いするとともに、今後の管理方法等について相談に乗ることで早期問題解決できるように努めていくところでございます。

なお、昨年から各相談に対しましては、地区住民の皆さんが納得できる問題解決となっていますので御報告申し上げます。

さて、議員御質問の空き地管理の適正化に関する条例の制定につきましては、近年、数件の苦情にとどまっておりますが、今後増加することも想定される状況であり、制度整備の必要性もあることから、条例の制定を視野に入れた空き地管理の検討を前向きに行ってまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 企画管財課長、中谷君。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 登壇)

○企画管財課長（中谷嘉夫君） 私からは田代議員の第3問目の公共施設への思いやり駐車場の設置について御答弁させていただきます。

他県等では、公共施設や商業施設などに設置されている車椅子利用者用駐車施設の適正利用を推進するため思いやり駐車場利用証制度を創設し施行しているところがあります。当町においては、身体障害者用駐車場は設置していますが、何分にも駐車場スペースが少ない現状です。今後、公共施設の思いやり駐車場について検討していきたいと考えております。

ただし、民間施設の駐車場スペースは狭く、新たに思いやり駐車場の設置の推進については非常に難しい面がございます。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長（井村本彦君） 私からは田代議員質問の4問目の柴目地域での太陽光発電設置の無許可工事についてお答えさせていただきます。

まず最初に、新聞に掲載されておりましたが、今回の事例は、土砂災害警戒区域の無許可ではなく、県砂防課所管の指定地域である砂防指定地及び地すべり防止区域において申請と異なる違反行為だと聞いております。

県砂防課においては、平成27年9月2日に文書勧告を行い、改善策の提出期限を9月30日までとして協議指導を行っていると考えております。現在、改善計画策定のた

めの測量及び違反箇所のパネルの撤去が行われております。

県砂防課の指導のもと、北側調整池の排水路の設置、南側調整池及び排水路の設置、南側法面の是正、申請にない電柱等の設備の処理等が改善されると聞いておりますので、県との連絡を密にとりながら、できるだけ早く改善されることを県に強く要望しているところであります。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 5 番、田代哲郎君。

○5 番（田代哲郎君） ごみの運び出しが困難な世帯への支援なんですけど、以前は山間地とか傾斜地、特に小畑の東出ですか、あの辺なんかも非常に困難やと言われて、そういうところが多かったんですけど、最近は普通の町営住宅のようなところでも道が狭いのでパッカー車が入っていけないような、集積場所までは来るけども、そこから先は入ることは困難やという、普通のパッカー車では行けないという地域に住んでおられる方からも、体力が弱って家からそこまで持っていくことが難しいということです。

今は何とかなっていても、将来、高齢者の状況というのは日に日に悪化していくだろうと。特にこの町のように高齢化率が高いところでは、それを考えておかなければだめだろうと思います。

時々高齢者の家を訪問するんですが、特にひとり暮らしを中心に。ひとり暮らしだけではなくて、老老介護というのがじりじりとふえているんです。老老介護というのは、どちらかが元気で、奥さんが元気であったり、御主人が元気であって老老介護というんだったら、それは何とかなるんですが、こういうことは。そうではなくて、夫婦とも要介護認定を受けた状態で病気で、その状態での老老介護というのはあります。それでも家で生活しなければならないという事情、そういうケースはこれからもふえてくるだろうし、今もそんなに少なくはないと思います。

若い人がほとんどないと、助けられる年齢の人が全然ないかと言うと、そうでもないけど、あっても地域のコミュニティネットワークというんですか、そういうことで助け合うような習慣ができてないところもあるし、いわゆる 6 月議会で質問したようなそういうネットワークというか、地域の見守りネットワークというのが十分につくられていないという、それはもういわゆる世話やき社会というものになっていないというか、なかなかかなりにくいというか、それで、ごみ出しだけではなくて買い物も移動も困難さが

増しているという、そういうことはやっぱり考えておかないとだめだと思います。

我が町は業者委託なんで、そうなるとう人的な問題もあるしということで、現状サービスをもっと有効に利用するようにしてほしいという、確かに率直に言えばお金の問題ということがついて回ってくると思うんですが、いずれそういうことを考えておかないとごみ出しが困難な世帯の問題というのはなかなか解決しないんじゃないかということで、そういう問題もありましょうが、何とか実現していただける考えはありませんかということです。

それから、空き地管理の適正化に関する条例の問題ですけど、確かに前質問した時点よりは随分前向きになっています。民間同士の問題は町としては相談は伺いますが、その中へ介入するというのは難しいというのが従来の立場だったんですが、速やかに所有者を特定してお願いするということで、地区住民の方も今後参加して前向きに、こういうあれはふえてくると思うんです、空き地がふえている以上は。

ただ、条例を持ってる自治体というのは勧告ができるようになっているのが普通です。お願いだけだとなかなか前へ進まないということがあって、自治体として市長名で勧告を出すと、してくださいという。勧告だから従わなければならないという法的な根拠はないんですが、お願いよりも勧告であればかなり強い意思表示ができるということで、そういう条例を何とか、前向きに取り組んでいただいているのはよくわかりますが、何とか勧告が出せるようにしていただけないかということと、そういうことも含めて御検討をお願いする考えはないか。

公共施設への思いやり駐車場というか、譲り合い駐車場ですけども、運転する人が身体障害者じゃなくても、それでも車椅子を使用しているという人があるんです。そういうときはたんで乗せてあるんで広いスペースが要ります。でないと思いきりあけたら隣の車にどんという、おりるときは。それから、これは子育て支援の問題でもあると思うんですけど、若いお母さん方からそういう話が出てたんで、ベビーカーをおろして広げて車のすぐ横で乗せていくとか、後部座席のチャイルドシートからベビーカーをおろしてそこへ乗せるとかということで割に広いスペースが、最近はほとんど私の車はそうじゃないんですけど、スライドするドアがふえてきましたので、そういう人はそんなとこへ駐車しなくても大丈夫だと思います。

それと、広さは必要ないけど、近くへ、この役場の場合は来客駐車場はちょうど前にありますけども、そういうふうなんで近くに置いてほしいというのをつくってくれたら、

心臓病であるとか、内蔵の障害者という、肝臓が悪いとか、歩行困難とか、例えばパーキンソン病ですか、そういう形で身体障害者用駐車場となると、たしか3.5メートルですよね、基準が。それと匹敵する基準でつくってもらえたらなということで、今後、検討したいということなんですが、ぜひつくってほしいと思います。役場の駐車場の線なんて大分老朽化してますよね。そういうこともあるし、ちょっとその辺をやり直して大工さんにやってもらえないか。

それと、この町で実際につくってあるのは一部事務組合なんですけど、五色台聖苑のちょうど前に結構な数、譲り合い駐車場を設置してマーキングしてあります。これがモデルではないかと思うんでひとつぜひつくってほしいと考えますが、お考えをお聞かせください。

それから、柴目のパネルですが、現場近くの住民の方いろいろさまざまです。だから、拒絶反応をみんながやってるわけでもなくて、ただ、言われるのは、山畑の今やっている農免道路の工事が始まってから水路というか、川のあれがいろいろ変えられたということもあって水がやっぱり多く出るようになったと。大災害に至るとこまではいってないんですが、雨が降ったらすぐ水が出てくるようになったという話でありますので、その辺も見に行っていただければありがたいと思います。

県が責任を持って対策を講じなければならないのは当然ですが、そういうそばに住民の方、民家も少なくともあるんで、やっぱり町としても現場をたびたび訪れるなど今後の経緯というのを注意深く見守っていく必要があると思いますが、その辺の考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） 田代議員のごみの運び出し困難者の対策についてという御質問の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

戸別の収集をやれないかということでございます。先ほども私どもから答弁させていただきましたが、戸別収集に該当するであろう方々というのは、やはり65歳以上の高齢者で、介護、また身体障害者が対象者ということであろうかと思います。この方々の概数になるんですが、大体300人もいてると。その方々全て玄関先まで、こういう基準をつくれば、自分とこの家の前まで収集に来てくれるということになれば、該当する方は全て取りに来てくださいよという話になろうかと思います。取り来てくれなくても

いいよというのは少ないと思います。その方々、今想定では３００名の方々がいるということで、今、指定のごみの置き場所をつくってるんですが、それが大体３割ふえてくるということになりますと、かなり経費的に、また今ごみの搬入時間がそういう決まった中で効率のいい方法で取り組んでいるんですが、かなりの車両、またマンパワーが必要になってくるということで経費面に大きな出費が出てくることが想定されます。

今、私どもでは、そういう困難者に対していろいろな各種対策の事業ということで行っております。ちょっとこれは将来的な事業となるんですが、平成２６年に介護保険法の改正がございまして、介護予防日常生活支援総合事業というのが必須となっているようです。紀美野町では平成２９年から実施するということを予定しているところです。これは保健福祉課のほうで取り組んでいただいている事業なんですが、この事業の中に高齢者の在宅生活の家事支援を支えるためのボランティア、ＮＰＯなどの多様な事業主体によるサービス提供のメニューも入ってございます。この中に先ほどから言われているごみ出し困難者の支援というものもできるであろうということで話は聞いてございます。そういうことでこういう事業の中でごみ出し困難者の支援を町がしていくことができるということでございます。そういうこともございますので、今後、今の状況が続けてまいりたいと考えてございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

それから、次に、空き地管理の適正化に関する条例の制定についてということで再質問にお答えさせていただきます。

今後、条例についても考えていくということで先ほど答弁させていただいたんですが、その中に条例をつくるのであれば勧告までできるような条例にしてはどうかということでございます。

近隣の市でもう既に条例をつくっているところもございます。それを見ますと、立ち入り調査、指導・助言・勧告・措置命令と条例の中に入れてつくっているところもございます。それらを参考にしながら、またつくっていくのであれば十分研究してまいりたいと考えてございますので、どうか御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 企画管財課長、中谷君。

○企画管財課長（中谷嘉夫君） 私からは田代議員の３問目の公共施設への思いやり駐車場設置についての再質問についてお答えいたします。

先ほども申しましたように、庁舎の駐車場スペース等が少ないというのが現状でござ

います。しかし、今後、思いやり駐車場について近くへの設置と、それからまた白線もかなり古くなっているということも含めまして今後検討して進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） 田代議員の再質問にお答えさせていただきます。

雨の状況により随時現地確認を行うということ、大雨または洪水注意報発令時においても、県のほうでもパトロール等も実施していただけるということでございます。町のほうもそれに合わせて待機もしくは連絡体制を密にとって住民の避難等々に当たれるようにしていきたいと思っております。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 5 番、田代哲郎君。

○5 番（田代哲郎君） 第1点目だけ再々質問させていただきます。ごみの運び出しが困難なという。

先日、奈良県斑鳩町という斑鳩の里、法隆寺のあるところですが、そこが安心サポートごみ収集ということでこの4月からこの事業をやっています。もともとはここは全戸収集をやっていたそうです。家の前へ出せば全部持っていくという、これができなくなったということで、集積所まで持っていくことが困難なひとり暮らしの高齢者や障害者の世帯を対象に戸別にごみを収集するという、今までは地域の人や身内の人、親族にお願いしてきたけど、そんなことができなかったということで、こうした世帯に対して収集員が玄関先まで戸別にごみ収集を伺うという、同時に安否の確認を行うということです。

ただ、ここは41%ですけど、斑鳩町の高齢化率は28%しかないところでそれを実施している。もちろん登録制です。民生委員の意見やケアマネジャーの意見を聞いて必要であれば申し込みがあつて、それを登録して、そういうとこだけ。現在は高齢化率も低いんでそんなに需要が多いわけではないとのことでしたが、将来を見越してやっているということです。

それから、前にも紹介した海南市は粗大ごみだけですけども、ふれあい収集ということで収集の作業員が断って家へ入って持っていつてくれるという、粗大ごみですけど。こういう制度も一部は海南市は全部戸別収集になっている地域もあるようです。そうい

うことでやっています。

ボランティアということですが、ボランティアというのは、軽いことやったらいんですけど、こういう労力を要するとか、ボランティアでこういうのを担おうというたら、大変続きにくいという、非常にボランティアの人が負担になるということがありますので、軽々しくボランティアに委託しようというのはよっぽど慎重に考えて状況をあれしなと難しい問題があるかと思いますので、急に実現することができなくてもできるだけそういう方向を考えてほしいなと思いますので、いま一度答弁をお願いします。

あとの3つについては、もう答弁の必要はありません。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 田代議員の再々質問にお答えをいたします。

議員おっしゃられるように、本当に心配することもあるんですが、私ども先進地であるという上勝町、ここなんかはもう自分でそれぞれ持っていく、隣近所で持ち合わせていくというのが普通なんですね。それを全戸収集をするということになりますと、今の体制ではとても無理やという体制から考えていかならんような状況になっております。

当町におきましては、先ほど申し上げましたように、家事支援ボランティアがこれからつくっていくわけでございますが、そんな中でやはり隣近所との助け合い、そうしたことも踏まえながら対応していきたいなと思います。

それと、もう1つは、ごみの特別ステーション、これがありますのでできましたら身内の方々が、またそうした隣近所の方々にできるだけ持ってきていただくようにひとつよろしくお願いをいたしたいと思います。

今のところすべての体制を変えて、そしてごみの収集をせんなんということになりますので、当面のところはそうしたことにちょっと対応するのは難しいなというふうに考えておりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小椋孝一君） これで田代哲郎君の一般質問を終わります

しばらく休憩します。

休 憩

（午後 0時17分）

再 開

○議長（小掠孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

○議長（小掠孝一君） 続いて、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） まず初めに、安全保障関連法案、いわゆる戦争法案について聞きたいと思います。

安倍首相は、安保とか平和とかつければそういうふうに使われているか知りませんが、その中身たるや大変危険な法律であります。しかも11法案をやろうとしているわけですね。PKO法のときには法律1本だけで89時間でしたか、それだけ時間とってやってるんですね。ですから、100何時間とったと、だから強行採決するとか、そういうとんでもないことを言ってますけれども、11で割れば、それは本当に少ない。しかも国会の場で皆さん大変残念がってるのは、ろくに質問に対して答えていない。こういうふうなことから今大きな批判の声が上がってきているわけであります。

この法律については、圧倒的な憲法学者が憲法違反だと言われております。さきの衆議院においてこの強行採決をされましたけれども、現在、参議院において審議がされているわけでございますけれども、もう実際この間、参議院に出てきた自衛隊の内部資料によれば、もう国会にかけていない段階から自衛隊はアメリカと話し合いをして、来年の2月には南スーダンに自衛隊員を派遣すると、こういうふうなことを報告してきているんですね。また、アメリカの国会でこの4月に安倍首相が8月までに法律をつくると、このように演説いたしましたけれども、これも既に河野というんですか、統幕長がアメリカのほうにそういう約束をしてきていた。こういうふうに日本の民主主義が破壊されるような状況で大きな問題が進んできている。これにやっぱり国民が大変不信を持っているわけであります。

このような大変大事な内部文書がどうして出てくるのか。やはり自衛隊のトップの考え方等、実際に自衛隊の中にいてる部署において、今の法案が大変危険なんだと、これは何としてもとめてもらわなければならないというふうに自衛隊の中でも申されていることから、大変危険な目をして、ばれれば大変なんですけれども、そういう中でも内部文書を日本共産党に送ってくる。こういうふうなところが1つ大きな問題であると思

ます。

また、今、中国とか、あるいは北朝鮮など、日本の付近で大変大きな問題を起こしていますから、これをやたらと問題にして、そして集団的自衛権なり、安全保障法案などを通さなきゃならんと言っておりますけども、これもすりかえなんですね。本来、日本に対して攻めてくるとかいろんなことをしてくる場合は、これは歴代の首相がとってきた個別的自衛権、この背後の中で対処できる、そういう部門であります。

今問題になっているのは何か、これは集団的自衛権、つまり外国でアメリカなどの国がいざこざや、また実際にイラクやあっちこっちでやった、そういうふうなことに對して、この対象に對して、実際これは戦争とは言ってもいいですね。これに応援に駆けつけると、こういうことをできるようにしようという、そこに大きな問題があると思います。実際ドイツはイラクのこの問題でドイツ軍の55人の犠牲者を出しています。こういうふうなことで大変問題になってきていることも国民が大変心配していることであります。

また、首相がこの法律を説明してきた中で、だんだんと言葉が変わってきてるんですね。最初のころには、アメリカの軍艦に赤ちゃんを抱いた日本の女性が乗っている絵を見せて、これを助けずにいいんですかと、こういうふうなことを言っていましたけれども、これは必ず乗っていないくてもと、こういうふうに言葉を変えてきている。実際に軍艦に民間人を乗せるということはないそうなんですけれども、こういうふうなわざわざごまかしてもそれは実際にごまかしであったことがばれてきている。ホルムズ海峡の機雷の封鎖に對して、この問題に對しても、昨日ですか、公明党の委員長との質疑ですか、その場でまたこれも実際には武力行使の新3要件に該当する場合もあり得ると述べていたけれども、現時点では具体的に想定できないとの認識、これを示したそうなんですね。こういうふうに次々に初めからの言ってきたことが変わってきている。ここでも問題だと思います。

実際、イラクの日本にいてる大使は、原油を売りたい。経済制裁を受けて今大変なんだそうなんですけれども、ですから、原油を売りたいときにそんな機雷封鎖なんて絶対にあり得ないと、このように言っておりますけれども、実際もう本当に一から十までが非常にややこしい。本当にまともにやっているのかと、そういうことが言いたくなりまですね。結局このことが国民の大きな不信を買ってる、こういうことになってきていると思います。

また、最近でも80%の方が説明不足、理解ができてない。そして、けさの朝日新聞を見ていましたら、68%の人がこの法律を通す必要がないと、このように言っておられます。これで今多くの方々が反対の声を上げてやっているわけですが、その中には若い方々、いろんな方々が入っています。このシールズという大学生の方々、これらの方々が本当に緻密にやっておられる。演説を聞いていても本当にしっかりしているなど。単に昔の60年安保のころのようにリーダーがあつて、それについていくというだけじゃなくて、一人一人が自分の考えを持っている。そして、今の憲法違反のこのやり方に反対するということを言っておられるんですね。それがさらに高校生、この間5,000人の高校生が国会周辺で集会をやりました。また、お母さんたちのママの会、そして、それに負けてはいかんということで60代、70代のオールズ、またそれより若いミドルズ、それから最近は外国在住者の方もネットで意見をどんどん上げてきておられます。なぜならば一番危ない目に遭うのは外国に住んでおられる方々であるからです。

また、紀美野町では、30人余りの会員で「きみの平和を未来につなぐ会」が結成されて、わずか1カ月の間に戦争法反対の署名を1,237筆を集めて国会に送られたそうであります。7月には和歌山市で2,000人、8月23日には海南市で350人、9月13日には和歌山市で500人、これだけ戦争反対の集会を行っています。これに加えてあっちこっち小さなところでやっている数はもっとたくさんあるわけですが、それで全国的に見てみますと、8月30日に国会周辺で12万人、これは史上最高なんだそうですね。60年安保のときに11万人、それを超えているわけでありす。警察発表はこれを低く見せようと3万人というふうに言うておりましたが、国会で追及されて、その3万人というのは特定のエリア、一部のエリアで瞬間の数を発表したんだと、このように答弁しています。ですから、30日に国会周辺に集まった方々というのは実際に12万人、この日に全国津々浦々で独自の行動された。そういう方々の数を合わすと30万人の方が行動されていきました。昨日は、国会に押し寄せた方が4万5,000人、全国では大阪で2万人を筆頭に広島7,000人、横須賀8,000人など、合わせますと4万6,927人ですか、これを合わせますと10万人を超すわけなんですね。きのう1日でもこれだけ動いているわけでありす。署名は紀美野町のこの1,237を合わせて520万筆が国会に届けられているそうであります。大体いつもの署名の1桁違う数字が今国会に押し寄せていると、このような状況になっています。

今まで議会の場でも町長は、紀美野町からも現役自衛官が6人も行つてると、こういうふうに答弁されました。彼らはこの間の東北、東日本災害の救援活動など大変活躍されたわけでございますけれども、これらの現役の自衛官の皆さん方は、こういうふうに災害があったら駆けつける。また、もし日本が攻められればこれを守ると、こういう目的で行っておられます。日本にはウランもなければ石油もないし、リチウムなんてレアメタルなどもないと。こういう中で日本に攻めてもおもしろくないですから攻められることはないんですけれども、それでも彼らは日本を守りたい、そういう信念で自衛官になっておられます。ところがそれらのことと違って今されようとしているのは、外国で他の国の応援のために行かなきゃならないことになってしまうかわからない、こういうために自衛隊に入ったわけではないんですね。この彼らの自衛隊員の命を守るという観点から見ても現在の政府の動きは大変おかしい。

国民の支持を得ないこの法律となつては、これはあかんのですよね。先ほど言つてるように、67%の方が今この法律、68%ですか、やってはならないというふうに言つてるんですから、議会制民主主義という約1億の日本人の代表として政治家がやっている以上、この1億人の国民の願う方向にこそ政治を持っていかなきゃなりませんから、そのように議会制民主主義や、また最高法規である国を国民が縛るための憲法ですね、この憲法を本来変えるときには、国民の投票も必要なんですけれども、それをやれば負けるからといって解釈で変えると、こういうふうな議会制民主主義、あるいは立憲主義を破壊するようなこの行為は、これは絶対に許せない問題であると思います。町長は、この法律の審議過程等についてどう考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

次に、交通弱者対策についてお聞きします。

さきの敬老会においては、合併10周年ということもあつて盛大に行われました。しかし、過疎、高齢化が進む我が町においては、移動手段が大変です。町民の多くは国民年金の受給家庭です。多くの金を出すわけにはいきません。

昔は若い方がいて自家用車で近所の御老人も一緒に輸送されていましたが、最近では近所に乗せてもらえる人がいない、あるいは車を持つ人がいても、乗せるほうは事故を起こした場合、その責任が心配ということで積極的に乗ってもらうことをためらう方もいるというふうに聞きます。

さきの議会でデマンドタクシー等について質問いたしまして、その答弁として検討を約束していただいたわけでございますけれども、議会からの質問であります、町とし

ては、この交通弱者対策についてどう捉え、どのような対策をとられようとしているのか、お聞きしたいと思います。

次に、犬、猫などのペットの、あるいは野良ですね、この避妊対策についてお聞きしたいと思います。

ペットとして猫や犬を飼うのはいいのですが、その後捨てるという人がいます。その動物たちが餌を求めているうちにうまく餌をもらえる家に行き当たって、居ついて、そこで子供を産みふえていくというそういう話を聞きます。特に猫に多いんですけども、猫は自分とこの猫がいればどうしても入ってきて一緒に食べます。だから、よその猫だけ追い払うというのは大変で、24時間家にいるわけにはいきませんので、こういうふうな問題が起こってきます。

そういうことで数がふえれば、その家の周辺でまた問題になってくるわけでありまして。数が多くなってくるとどうしようもなくなります。まさに公害というふうな状況になるわけでありまして。野良猫、野良犬対策として町も助成をしてはどうか見解をお聞きしたいと思います。

ちなみに県内の状況を調べて、私の知る限りでは新宮市で実施しているというふうに聞きました。新宮市では、50%補助をしているそうで、ただし、上限がありますけれども、このように犬とか野良猫等がふえていって、そして殺処分されるということも最終的にあり得ることなんですけれども、命を奪うことは殺される動物もかわいそうですし、実際仕事をされている方々も大変つらいことだと思います。この命を奪うということが今だんだん考え直されているところでございますけれども、少しでもそういうことのないように、町として財政的に厳しい折でございますけれども、対策をとられたらどうか見解をお聞きしたいと思います。

次に、農林業対策についてお聞きします。

昨年、農業問題について、米の価格が国の支援がなくなる中で低迷することから質問いたしました。1俵当たり供出米で1万3,000円と、1等米ですけれども、1万3,000円で余り値段が下がらないというふうな答弁だったわけです。もっともこの1万3,000円というのも米の生産経費は大体1俵当たり1万6,000円と言いますから、これでも原価割れというような状況であります。ことしは、農協に問い合わせますと、1俵が1万円とさらに低い数字になっています。これはまさに話にならない。供出米として登録されている米で1万円ですから、登録をされていなかったりするともっと低い

数字になると思います。昨年より低いこの価格では、今後、農業を続けてもらえるかが心配です。町はどう捉えているのか、お聞きしたいと思います。

また、先ほど他の議員のところでもやりとりがあったわけでございますけれども、町のこれからの進んでいく方向、農林業が1つの大きな課題で何とかやっていきたいというふうな答弁をされておられましたけれども、この農業に対しまして、また林業の問題もあるわけであります。大体旧美里とか小川とか、こういう地域では林業は大変大きなウエートで昔からされてきたところであると思います。

こういう中で、ちょっと最近聞いた話では、日高町で日本で初とかという大変大型の集材機を購入されたというふうに聞きます。主たる仕事は、こういう部門では森林組合にお任せしなければならないかというふうに思いますけれども、町としてこの対策、町だけでは無理ですけれども、森林組合とタイアップされるなり、対策をとっていかねければ町のこれからの産業対策としてはなっていないのではないかと考えますが、町長の御見解を聞きたいと思います。

最後に、消費税の影響と町の対策についてお聞きしたいと思います。

来年度から10%ということが言われています。また、この間、軽減税率をひかれるというふうなことも言われておりましたので、どうなるんかというふうに見ていましたけれども、結局、食料品のみ年4,000円の軽減、還付方式でやるというふうなことでありました。4,000円の2%ですから年間20万円の食料に対して4,000円の還元がありますけれども、20万を超えるものについては結局返ってこないわけなんですね。しかもマイナンバーを持っていかなきゃならないと。マイナンバーの裏についているチップ、これを落とすと全てがいろんな情報がわかってしまうので大変問題だということでございますけれども、麻生大臣は、持っていきたくなかったら持っていかなければいいんだと、そのかわり減税はしないんだよと、こういうふうに開き直っておられますけれども、しかし、本当に今まで言ってきた弱者対策だ何だというのはどうなるのかということもございます。

また、町にとっても恐らく10%になれば景気がまた落ち込んでいくことが懸念されます。そういう中で町の町税も減っていくことも考えられますし、実際に町が購入する、そういうものに対しての消費税がアップされると、こういうことが大変町にとっても大きな影響が出るかというふうに心配いたしますけれども、この影響がどんなものであるのかを聞きたいと思います。また、国に対して増税をやめるように働きかけはしないの

かもあわせてお聞きしたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) しばらく休憩します。

休 憩

(午後 2時45分)

再 開

○議長 (小椋孝一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時46分)

○議長 (小椋孝一君) 町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長 (寺本光嘉君) 美濃議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

1 問目につきましては私から答弁をさせていただきます。2 問目の交通弱者対策につきましては総務課長から、そして3 問目の犬・猫などの避妊対策につきましては保健福祉課長から、そして農林業対策につきましては産業課長から、そして最後の消費税の影響と町の対策につきましては総務課長から答弁をさせていただきます。

それでは、1 問目の安全保障関連法案、戦争法案についてでございますが、安全保障関連法案は、ことしの5月に既存の平和安全法制整備法案の10本の改正法案と、そして国際平和支援法案の新規法案の合わせて11本が国会に提出されまして、一括審議されているところでございまして、改正の目的は、簡単に言えば、限定的ではあるが自衛隊の活動範囲を拡大させるかどうかということになるかと思います。

安保法案の改正によって自衛隊の派遣先は限定されなくなり、国際貢献の範囲は広がるかも知れませんが、その反面、戦争に巻き込まれる可能性が懸念されているところでございます。そのため、今回の安保法案につきましては、日本の安全保障におけるターニングポイントと言えるかもしれません。

国会では、憲法9条の改正、そして最高裁判例の解釈、自衛範囲の拡大、新3要件における明白な危険の定義などさまざまな審議がされ、これまでの審議時間はPKO法案の審議時間を超えているようでございます。

また、審議過程においても問題が取りざたされていましたが、国内だけを考えて解決

できる問題ではありません。現在、国会において専門家の意見を踏まえ、審議されているところでございますので、今後の国会の動向を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長（牛居秀行君） 私からは美濃良和議員の２番目の御質問であります交通弱者対策についてと５番目の御質問でございます消費税の影響と町の対策についてお答えを申し上げます。

まず、交通弱者対策につきましては、高齢化や過疎化が進んでいく中で、通院や買い物対策として新たな交通手段の必要性につきましては、私どもも議員同様大きな問題として認識いたしているところでございます。公共交通の空白地の解消を図る選択肢として、議員が御質問の中で触れられておられますデマンド型交通や過疎地有償運送などがございますが、どちらの制度につきましてもそれぞれメリットとデメリットがございます。

さきの議会での議員への答弁でも申し上げましたように、紀美野町に一番適した制度構築を検討しているところでございます。厳しい財政状況の中、財政的に持続可能な制度の構築をしていかなければならないという大きな課題もございますが、近隣の自治体の取り組み事例も参考にいたしまして、引き続き総合的に研究・検討しているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、５番目の消費税の影響と町の対策についてお答え申し上げます。

消費税は、平成２９年４月から税率が８％から１０％に増税されることとなってございます。また、議員が御質問の中で触れられておられます軽減税率につきましては、現在、国のほうで検討が加えられているところでございます。

さて、増税による町財政への影響につきましては、歳入におきましては地方交付税が大きな比重を占めておりますが、地方交付税は国の全体枠として率が決まり、各自治体への配分につきましては、不確定要素が多く、額の確定が大変困難なものとなっております。地方交付税と歳出の消費税影響額につきましては、単純に試算することが極めて難しい実情でございます。景気の状態や国の経済対策の状態によっては、大変厳しい財政状況になる可能性も想定されるところでございます。

また、増税後の個別具体的な対策につきましては、増税後の社会経済状況等十分に精査し、適正に財政運用を行ってまいりますので御理解賜りたいと存じます。

また、国に対して増税をやめるよう働きかけはできないのかとの御質問につきましては、現時点においては考えてございません。

以上、答弁といたします。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 保健福祉課長、宮阪君。

(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)

○保健福祉課長 (宮阪 学君) 私から美濃良和議員の3番目の猫、犬などの避妊対策についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、飼い主のモラルの低下から、捨て猫や捨て犬により、またその後の繁殖により地域の方に迷惑をかけているケースがあり、苦情があるのも事実であります。その際には、飼い主としてのルールやマナーに関すること、また野良犬や野良猫に餌を与えないように、最近では昨年12月、本年6月に回覧による周知を行いました。野良猫等は簡単に絶えません。野良犬につきましては、狂犬病予防法に基づき保健所で捕獲をしていただいております。平成26年度では12匹、不要犬として愛護センターに持ち込まれた犬も8匹、また愛護センターでの猫の引き取りは45匹となっています。

議員御指摘の飼い犬、飼い猫の避妊去勢手術への補助についてでございますが、飼い主が責任を持って正しく飼うことが当然の義務であり、手術についても飼い主負担が妥当と考えておりますが、現実には地域で迷惑をかけている実態も見過ごすことはできません。

和歌山県においては、動物好きの人もそうでない人も相互に全ての人が理解し合える地域コミュニティを形成し、地域の生活環境を保全する観点から、動物を通じて他人に迷惑をかける行為に対して、より具体的な規制を行うため、和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正することとしており、先般パブリックコメントが実施されたところです。早ければ12月県議会に上程されると聞いてございます。

その条例の一部の改正案の骨子によりますと、飼い猫の所有者等の法令遵守事項や、飼い猫以外の猫への給餌、えさやりの禁止、また所有者のいない猫に避妊去勢手術を施すとともに、給餌及び排泄物の適正な処理を行う地域猫対策が盛り込まれております。

地域の生活環境及び猫の引き取り数の削減に配慮した地域猫対策、その他愛護及び管理に関する活動の支援、また調整を行うこととされています。

支援の内容につきましては、具体的には決まっていないようですが、今後、県の動向を注視して補助金要綱等が示されれば検討してまいりたいと考えています。

また、町といたしましても、毎年４月に行っている狂犬病予防注射時に合わせてマナー啓発や回覧等による周知を継続しています。１１月１日には、海南保健所とともに文化センター駐車場において狂犬病予防、動物愛護街頭啓発を予定しており、今後も関係機関と連携し、町民の皆様に啓発してまいりたいと考えていますので御理解賜りますようお願いいたします。

以上、答弁といたします。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 産業課長、大窪君。

(産業課長 大窪茂男君 登壇)

○産業課長（大窪茂男君） 美濃議員御質問の４番目の農林業対策についてお答えさせていただきます。

まず初めに、米農家へ実施している支援策について御説明申し上げます。

１つ目は、経営所得安定対策の米の直接支払交付金を実施しております。この施策は、米を生産販売している農家の方を対象に１反当たり７，５００円の補助を行っており、平成２６年産につきましては、２５４戸の農家の方に総額約４８２万円が交付されてございます。

その他、中山間地域等直接支払交付金も実施しており、米を販売するしないに関係なく、傾斜のある水田については、集落として維持生産活動の取り組みを実施する場合は、最高で１反当たり２万１，０００円の交付金を交付することとし、平成２６年度では町内４７集落が取り組みを実施し、参加している４３７戸の米農家の方に総額２，１１５万円を交付し、米農家の方への支援を実施しております。

続きまして、米の価格、取引の現状の町としての把握状況を御説明申し上げます。

平成２７年産につきましては実績が出ておりませんので、平成２６年産で御説明させていただきます。

平成２６年産では、町内の２５４農家の方が販売されております。その中でＪＡへ出荷されている方が１１戸、米問屋へ出荷されている方が１０戸、残りの２３３戸の方が

個人への小売となっております。町内では、販売農家の大半が個人への小売であることを把握しております。

J Aでの取引の価格は、1俵、1等級で平成25年産が1万4,500円、平成26年産が1万3,500円と1,000円の値下がりでしたが、町内の大半を占める個人への小売の現状は、1俵、1万5,000円から1万8,000円とここ数年値段の変動はない現状と把握しております。J A出荷などに比べ単価変動の影響は余らないと把握しておるところでございます。今後も国の動向を注視しながら、現状把握に努めたいと考えてございます。

次に、林業の対策についてですが、林業に携わる人の高齢化と木材需要の減少、木材価格の低迷により十分な手入れが行われていないため荒廃が進んでおり、将来的に土砂災害の発生や景観の悪化などが紀美野町だけではなく全国的に懸念されているところがございます。

このような状況の中で、林業は町としても重要な産業の1つとして認識しており、平成23年度に紀美野町森林整備計画を立て、10年計画で森林施業の推進、作業路の推進、機械化の推進等林業生産の向上を図るとともに、国の制度及び県の制度を活用しながら、森林組合との連携により林業の振興に努めている状況でございます。町としても、平成25年度より単独事業で搬出間伐材に対し支援を行っているところでございます。

以上、農林業対策についての答弁とさせていただきます。

(産業課長 大窪茂男君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 町長、答弁で、だんだんややこしいことになってきていて巻き込まれることも懸念されるような状況にあると、そこまでよかったんですけども、やっぱりこれからは大変な状況になってくるとは、専門家という話がありましたけれども、専門家の圧倒的な方は、今、戦争法はあかんと、そして憲法違反なんだということ言うてるわけです。

この間に大学の有志の方、あるいは弁護士会、それから憲法学者、ああいう方々が合同で会議を持って表明したりというふうなことで圧倒的な方々が戦争に対してこの法ではいかんと。また自民党自身が審査会で呼んだ3人の憲法学者、自民党の呼んだ方も含めて違憲であるというふうに表明されています。そういうふうなことであったりして、今この問題は大変大きな問題になってきていると。町長も言われているように、どうい

うふうな方向に進んでいくかという、そういうポイントに来ている。このポイントをどのように行くのか、踏み間違えば大変なことになるところにあることも確かなんです。

ですから、今多くの方々が本当に心配している。高校生も2回ほど集会を持たれたりして、これ危険だと。本当に大学のシールズの皆さん方の演説、今、ネットで配信されていますけれども、聞いてると本当にまじめに自分の言葉で大変だということを訴えられています。そういうふうになってきているのが安倍政権のやり方に大変問題がある。

そして、さっきも言いましたけれども、憲法を改正するためには、国会の3分の2の賛成と、それから国民投票で過半数の支持がなかったらできないわけなんです。これをやったら負けるからということで内閣の中で解釈で改憲すると、それは昨年7月1日にやってしまったわけなんですけども、これは憲法、法律は我々国民を国が縛る。そして、それに対して憲法というのは我々国民が国に対して最低の文化的な生活を保障せよとか、あるいは女性の権利を守れとか、そういういろんな文化的なこと、そういうことを守るように言ってるんですね。その中に戦争してはいけないということを言ってるわけなんですけれども、こういうところのものを縛られる側の政府が勝手に解釈で変えていった。これはもう大変な間違いです。これは安倍首相周辺のクーデターですよ。そういうふうなことの中で、これからの若い人たちが戦争に行かなければならなくなってくるとしたら大変なことだと思います。

先ほどもちょっと言いかけましたけれども、お金ですね、戦争の費用というのは大変多くかかります。アメリカも大変たくさん戦争やってお金を使い果たして、ないから日本のお金を期待しているようなんですね。ミサイルまでが弾丸のうちに入ってくるといふことで、ミサイルも大きいものから小さいものまであって、それも1発1,000万円ぐらいからトマホークのように1億円というふうなものまであるわけで、こんなものを使われたんでは本当に大変だと思います。

そういうふうなことを考えていった場合に、国の予算づけというのがどうなるのか考えたら、消費税の引き上げの問題、あるいは国の予算がどんどんと変えられていって社会保障費が削られて戦争の費用に持っていかれたらとしたら、これから先、高齢者、あるいはこれから高齢者になる方々がどんな生活をしなければならないのか、こういうふうに考えていった場合、やはりこの法律というのは大変我々に大きな問題があると思います。

そういうことで今言いましたように、学者の皆さん方、あるいは内閣法制局長官だ

った大森さんという方、あるいは最高裁判事的那須さんですか、こんな方々が口をそろえてこれはいかと、こういうふうに次々に言われています。

やはり法治国家である日本できちんと筋を通して国民に聞きながら政治を進めていくと、このことを逸脱したら大変なことになると思います。そういう点で町長、大変このことについては心配されているから、さっきの答弁になったと思うんですけども、しかし、もう一方、地方自治体の我々紀美野町もやはり国に対して一言申さなければならぬんじゃないかというふうに思いますが、もう一度御見解をお聞きしたいと思います。

次に、交通弱者問題についていろいろと近隣の状況なんかも検討しながらこの町でも検討するということで答弁いただいたんですけども、基本的には、今、町はどのように交通問題について、弱者対策について把握されているのか、これをもう一度お聞きしたいと思うんです。

さきに言いましたけども、当然買い物とか、それからお医者へ行く、そういうことに對する交通手段というのが大変心配なんですけども、さきに言いました敬老会においても、バスを出していただいて町も相当お金を使ってくれてるわけなんですけども、しかし、いかにせんこの紀美野という町は街道から離れて山の上に住んでおられたり、バスで行けない部分がたくさんあるわけなんです。そうなってくるとせつかくの町の施策を町民のみんなに利用していただくというんですか、それを考えた場合でも、この交通の問題、やっぱりもう少し細かなことが必要であると私は思うんです。町はその辺をどのように把握されているのかもう一度お聞きしたいと思います。

それから、犬、猫の問題ですけども、ちょっと課長が言われた、今、県のほうが新しい条例を提出されようとしていると、12月県議会に出てくるというふうなことで答弁いただいたんですけども、この条例が通ればそういうふうに避妊に対しても補助金が出るという、そのように言われたんですか、もう一度その辺確認したいと思います。

何にしてもほんまにいろんな問題が出てくるし、実際、犬といえ猫といえやっぱり命というものは大事にしてやりたい。また、問題になってくるのは、高齢化されて犬なり猫なりを飼ってたりしているんですけども、最後に自分が施設に入るとか、あるいは亡くなるとか、そういうことを迎えるわけなんですけども、そのときの対策という点から考えても、できるだけたくさんというのは後々地域の方々に影響も出てきたりするかと思います。そういう点でもう一度県の条例の説明を聞き逃したんかわかりませんが、もう少し説明をお願いしたいと思います。

それから、農林業の問題ですが、いろいろと米に対して出てるということなんです、経営対策で1反当たり7,500円、それから中山間地域の関係で1反当たり2万1,000円ですか、これ10俵とれたとしたら1俵当たり750円と210円で960円ということになるかと思います。中山間地域で2,000万円余りの金が出ているということなんですけども、それはいろいろ使い方があると思いますけども、なかなか米の生産やってくれる足しにはなったりすると思いますが、決定的にはなかなかならんというふうに思います。

この点と農業対策として1つは米で、もう少し何かの対策、私は前は、水路というのは非常に長く、紀美野町は棚田、傾斜地にある関係で長く水を引っ張ってこなきゃならない。その維持補修の経費等が大変高くつくので、その軽減ができないのかということをお願いしたんですが、それともう1つは、今、私は米をつくってほしいんですけども、切りかえて紀美野町で多いのは山椒と、それから柿も多いですけども、山椒は軽いということから高齢者の方も多く求められていると思います。これについては町長も売りにいってトップセールスを実施してくれるぐらいに町としても取り組みはされているんですが、ちょっとこの間、農協の方とも話したんですが、紀美野町では山椒はつくるけれども、食べるということはほとんどされないと。昔から美里町はそういうようなところがあって、例えばシュロはつくるけど、加工は野上町がやるとか、椀の生地はつくるけども、塗るんは海南でやるとか、付加価値つけてるのは町外でされてきていると。今、紀美野町にとって山椒はあっちこっち小川の方でもつくられているし、町内全体でつくられていると思いますが、この食べ方ですね、以前、私、質問したんですが、山椒の料理のコンクールをしてはどうかと、これについて商品等について町も一定のものを出して、そして取り組んでもらえれば、山椒の食べ方について皆さん研究してくださる。そしてそれでいいものができれば、それを販売も、またあるいは町の中でこうすれば食べられるということで消費の拡大になっていくと、こういうものにつながっていくと思うんですが、その料理コンクールについてはどうなってきたのかもお聞きしたいと思います。

あと林業については、間伐の援助をということで答弁があったんですけども、やっぱりこれがどれだけの収入になってくるのか、それで、昔の実際のところ林業の価格というところから考えて今どれだけ林業家がやっていけるような状況になっているのか、収入が入ってきているのか。聞いたら、昔、山から木を出してくるのにこんな小さな台車

に乗せて出してくるジゴというのがありましたよね。町長はちょっとそんな話知らんと思いますが、うちのおやじなんかはそれをやらせてもらったんですけども、その当時の日当というのは、今に換算すれば1日日当が3万円だったというふうに聞くんです。ですから、それだけ払っても林業家は成り立つ価格だったりしてるわけなんですけども、今は本当に価格が安いがために経費倒れになってしまう。今言われた間伐、どれだけ補助金があるんかわかりませんが、それで林業家がやっていけるようなそういうものになっているのかとか、実態との関係はどうであるのか聞きたいと思います。

また、これも町がやるべきものではないんですけども、今あっちこっち取り組みがされてきている燃料にする、そういう間伐材なんかが使われるんかわかりませんが、よく言われているペレット型で、まきなんか非常にいいんですけども、高齢者が多くなってきている中で、またきれいな燃料としてペレットをやっていくようなところがこの町に出てきてもらえたら、援助というんですか、またそういうふうなストーブ自体をつくるところを町内で起業してもらえないのかどうか、そこのところの声かけというんか、何というんか、そういうものを町としてできないのかなというふうに思いますが、それについて聞きたいと思います。

あと消費税ですけども、実際は29年度から始まるんだから、ちょっと今のところ何とも言えないということで答弁があったんですけども、実際計算できるところと言えば、26年度ですか、27年度からですね、予算を組むのは27年度組みますからね。そのところで計算の上では数字は一応出てくるかと思いますが、こうなるんじゃないかと、実際は多少ずれるかもわかりませんが、それではどうなってくるんか一応お聞きしたいと思います。何にしても厳しい町の運営をしていかなきゃならんことになってくるかと思いますが、状況をお聞かせいただきたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 1問目の美濃議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

安全保障関連法案、これにつきましては本当にここで言い尽くせないような過去がございます。これは議員御承知のとおりで、9条の解釈というのは、その時代時代によって変わってきています。例えば1946年、吉田茂首相が自衛権の発動としての戦争も、また交戦権も遺棄したものでありますというふうなこと、それから自衛権の存在す

ることは明らかであるというふうなことも言われております。それが次に1960年に岸 信介首相、一切の集団的自衛権が許されないと考えるのは言い過ぎだと。そしてまた、集団的自衛権が認められる余地があるという主張ですというふうなことも言われている。したがって、時代時代で解釈が変わってきてるわけです。

一番根本に言われております砂川事件ですね、これなんかで言われておりますのは、我が国が主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではなく、我が憲法の平和主義は決して無防備、無抵抗を定めたものではないのであると。中略ですが、そして、我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛のための措置を取り得ることは、国家固有の権能の行使として当然のことと言わなければならないというふうな、こういういろいろ解釈が変わってきています。

そんな中で先ほど議員に申し上げましたとおり、この憲法第9条は合憲か違憲かという判断につきましては、私自身専門家ではありませんのでお答えのしようがないと思います。やはり今後、日本が世界の枠組の中で果たすべき責務と国民の生命や財産の安全をどうやって確保していくのかということにつきまして、国会で十分審議しているところかと思しますので、先ほども申し上げましたが、国会の動向を注視していくしかない、このように考えております。

以上でございます。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君） 美濃良和議員の再質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、幾つかございました。まず、交通困難者のことでございます。町はどのように把握をしているのかというお問い合わせであったと思います。

私、ここに資料、きみの長寿プラン2015という冊子がございます、27年のことしの3月に出たものでございます。その中で町民にアンケートをとってございます。ふだんの買い物、不便なことや困っていることがありますかというようなそういうアンケートなんです。その中で買い物に行く手段がないと、電車、バス、自動車等を含む。と答えられた方は3,143名あったんですけれども、そのうち度数が247名ということで7.9%の方がこう答えておられます。これをもって町全体をじゃあ把握しているんかということは申し上げられませんが、1つの認識として、こういうふうな方々が10%近くおられるのではないかなという把握でございます。

議員おっしゃるように、確かに紀美野町というのは地形的に山の中が多くございます。現在コミュニティバスを走らせておりますけれども、主に幹線道路を走ってございまして、そこから枝に延びております支線等については及んでいないということでございます。

その中で先ほども申し上げましたように、公共交通の空白地の解消につきましては、議員同様、私たちも大きな課題として認識をしているところでございます。議員から何度かこのことにつきまして御質問をいただきました。そのたびにお答えを申し上げておりますが、現在運行しておりますコミュニティバスとの連携等も含めまして総合的な判断のもと、今後といいたいでしょうか、今もやっているんですが、研究、勉強させていただきたく再度の御理解を賜りたいと存じます。

それから、次に、消費税の影響でございます。

正直申し上げますと、平成29年度といいますと来々年度でございますので、本来でしたら29年度予算が作成された時点である程度消費税、歳出におきましても歳入におきましても消費税の影響等が図れるわけでありましてけれども、議員おっしゃるように、27年度予算をベースとしたらじゃあどうなんだということで、平成29年の4月1日から消費税が上がるわけでありましてけれども、それとはイコールにならないと思いますけれども、あくまでも仮説といいたいでしょうか、27年度予算をベースとして考えれば、こうなるというものを示したいと思えます。

まず、歳入面でございますが、消費税率が8%では、そのうち1.7%分が各自治体に地方消費税交付金として交付されます。本町におきましては、平成26年度では約1億100万円が交付されてございます。平成27年度では1億3,000万円の収入見込みとなっているところでございます。消費税が仮にこの予算の中で10%となった場合でございますが、消費税10%のうち2.2%分が各自治体に交付され、あくまでも今後の景気の動向によりまして、約1億6,800万円で、仮に27年度予算を29年度予算とした場合の29年度の比較では約3,800万円の歳入では増収となります。しかしながら、現在の制度では地方消費税交付金の引き上げ分は、普通交付税の財政算入額に100%算入されるため実質の増収はございません。つまりどういうことかと言いますと、消費税でそれだけたくさん入ってくるということになると、それだけ地方交付税は要らないんじゃないかということの中で削減されるということで、歳入から見てみますとプラマイゼロということになります。

次に、また地方交付税におきましては、消費税８％のうち６．３％が国税ですが、そのうち１．４％が地方交付税の財源となっておりましたが、消費税１０％となりますと国税分７．８％のうち１．５２％が地方交付税の財源となって各自治体に配分されますけれども、消費増税に対する本町の地方交付税の増収分については、単純に試算することが極めて難しい今現状となっております。それは先ほど申し上げたことと同じでございます。一方、歳出でございます。歳出につきましては、平成２７年度予算で考えてみますと、仮に出してみますと約２，４００万円の増額となるということでございます。

今申し上げた数字につきましては、仮説になるわけでありましてけれども、結論から申し上げますと、消費税が現時点の制度でいきますと、歳入に及ぼす影響は少なく、歳出では約２，０００万円ぐらいの増額になると。これはあくまでも２７年度ベースです。イコールにならないということは御承知おきいただきたいと思います、そのような試算になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

○保健福祉課長（宮阪 学君） それでは、美濃良和議員の再質問でございます。

猫、犬などの避妊対策に対する県の補助金が出るのかという御質問だったと思います。

これにつきましては、和歌山県では、犬は触れてございません。猫の愛護及び管理に関する基本的な考え方ということで、現在、不幸な猫をなくすプロジェクト事業案というのが示されてございます。まだ何分案の状態でございますので、内容についてはわからない点もございます。これで目標は殺処分数をゼロに近づける。それから生活環境の保全上の支障を防ぐ、それから目標を達成するための対策として、飼い猫対策、これにつきましては、飼い主責任の遵守で、所有者の明示、それから生活環境の保全、不妊去勢手術、それから野良猫対策では繁殖防止でございます。

これにつきましては、猫による生活環境問題の解消、それから野良猫の引き取り頭数の削減施策でございますが、動物愛護及び管理に関する条例の一部改正が早ければ１２月県議会のほうへ提出されると聞いてございます。２つ目として、地域猫対策の推進、それから３つ目として、啓発機能と譲渡機能の強化、譲渡できる猫の数をふやすというふうなことを聞いてございます。

補助金が出るのかという御質問でございますが、何分県の条例の一部改正がまだ済んでございませんので現時点ではわからないということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（小椋孝一君） 産業課長、大窪君。

○産業課長（大窪茂男君） 美濃議員の再質問にお答えいたします。

農林業対策についてですが、中山間だけでは支援にならないのではないかとということでございますが、農家の高齢化とともに、共同活動費というのも大変困難な状況になっております。その中で多面的機能支払ということで水路の泥上げであったり、農道の草刈りであったりという共同活動にも支援をしているところでございます。今後ともさまざまな農業支援制度を活用して支援をしてまいりたいと考えてございます。

それから、米から山椒に切りかえたが、山椒を食べない、また食べ方の料理のコンクール等してはどうかということだったと思うんですが、生石加工グループにおいては、山椒入りのクレソンの開発、販売であったりとか、JAでは山椒を使ったカレーということで研究したり、イベントに出向いて山椒入りのカレーを販売したりとかということもやっております。また、以前より町長とともにトップセールスとして、京都、また東京に出向いて山椒の消費拡大ということにも努めております。今後もこういった活動が続けることが非常に大事であると思っておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

林業施策についても、森林組合と今まででもそうなんですが、連携を深めて間伐であったり、作業路の開設であったり、直接町の補助金を通らずに国から直接森林組合の補助ということもやっています。それに対しては町が森林整備計画を立てて申達ということになるんですが、そういうこともやっております。引き続き、この林業政策についても、制度を活用しながら支援をしていきたいと思っております。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午後 3時07分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時07分）

○議長（小椋孝一君） 産業課長、大窪君。

○産業課長（大窪茂男君） また、ペレットについても今後検討してまいりたいと

思います。よろしくお願いします。

○議長（小椋孝一君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） まず、安保問題ですけども、本当に注視するということでありましたが、さきの町長の答弁でありました過去のいろんな見解が申されましたけれども、いずれも個別的自衛権の問題ですよ。戦争が終わったときに、私は幸いほんまの苦しみというのはわかりませんが、これは安倍さんの問題だけではないと思うんですけども、しかし、それはたとえ自分が実際に経験しておらなくても、昔の人の話を聞き、また本を読み、そういうことでどんなものであったということは認識できるはずなんですよね。戦争が終わった1945年の8月15日に皆さん本当にほっとしたと、食べるものはない、また爆弾で焼かれることもない、そういうふうなことで心配がなくなった、戦争にとられる心配もなくなった。そういうふうなことであって本当に疲弊しきった中でもう戦争は絶対にしたくないと、そういうことで憲法が出されて。

毎日新聞のアンケートでは、国民の8割が現在の憲法を支持されたんですよ。それぐらい戦争はしたくないというのは国民全体の合意だったんですよ。しかし、その中で憲法が発布されたその次の年にアメリカは日本に軍隊を持つように言うてきてるんですね、憲法を変えるように。メイヤという偉いさんですけども、その人が言うてきているのは、要するにアメリカに盾突く軍隊、日本軍はあかんけども、アメリカの言うことを聞く、そういうふうな兵隊は持っておいたほうがいいと、こういうことのようなんですが、そういうふうなことで朝鮮戦争が始まり、いろんなことに進んでいった。そういう中で警察予備隊がつくられ、保安隊になり、そして自衛隊になっていった。その過程の中で日本は自衛をする権利は当然あるじゃないかというふうに変わっていったわけでしょう。だから、自衛隊も持ってもいいと、そういうふうな中で個別的自衛権、日本が外国に行ってはならない、これは一貫して安倍さんになるまで集団的自衛権は認めないというふうなことで来たんですよ。ですから、今、町長が言われているのは、あくまでも個別的自衛権の範疇であると。そういうことで今それを打ち破って外国に出て行って実際にアメリカのする戦争、また来年の2月に自衛隊の幹部がアメリカのほうとのいろいろと論議、協議をしている中身で南スーダンに行くというのはPKO活動でしょう。駆けつけ。これは向こうのテロリストか何かわかりませんが、そういう人たちを捕まえに行く、これは専門家もイラクへ行かせて柳瀬さんでしたか、そういう責任者の方も言うてるんですけども、絶対に犠牲者が出ると、こういうふうに言って

ますよね。こういうふうになんか今までにないことがこの集団的自衛権というそういうものが今されようとしてきてると、これに対して学識経験者までは、こういうふうに国会の中で活動もされてきた方々が、今のままこれを行ったら大変になるということで危ないということを声を出し始めているんです。

実際に対象になってくる若者がだめだと、こういうふうになんか声を上げてきている。今まで学生は若い方たちは戦闘に行かない方々が多かったわけですがけれども、実際に今その中で活動を始めてきているのが今までにない状況、これがつまり裏返して言えば、安倍さんのやっけてきていることに対して不信を持ち、これではいかんということになってきている結果だと思います。そういう点で町長の言われるところのそういうふうになんかまでの見解がいろいろあるにしても、私はこの集団的自衛権については、今回が初めて俎上にのったと、これをどうするのかということで私たちは物を言わなければならない。

たとえば地方の我々政治家としても、この町には9,600人の町民がおり、その中で若い方々もいてると、その方々を戦争に行かせていいのか、あるいは戦争の費用をつくるためにみんなが福祉を受けられないとか、そういう苦勞をしなければならないことにしてはならない。そういう点から町の代表である町長として国に対して物申さなければならないんじゃないかと、こういうことを申し上げているんですけども、3回目ですが、よろしくお願いしたいと思います。

それから、交通弱者について3,143人の方のうちの7.9%が交通手段について買い物等困るというふうになんか回答されているということでありましたけども、7.9%ということは252人ですか、それだけの方がいるわけですが、地域的に見てみたらやはり特定されると思うんですよ。そういう地域においてはその率が高くなってきている。大体75歳過ぎてくると動ける範囲が半径500メートルでしたか、そんなふうな数字になるかと思いますが、そういう方々の移動手段についても、町として何もかも町がせんなんという大変になってくるんですけども、しかし、町としてその方々のそういう生活があるんだということについての認識がされて、それについて今後どういうふうにしていくかということについてやはり一定の政策を持たなければならないというふうになんか考えますけれども、もう一度お聞きしたいと思います。

犬、猫の問題については、まだ県の予算等わからんけれども、条例については12月議会で出てきて殺処分ゼロを目指していると。これは非常に結構なことだと思いますし、それに取り組んでいただきたいわけでございますけども、今後、県の条例等も見ながら

になりますけれども、町としても何らかの支援も必要ではないかというふうに思いますが、もう一度今後、そういうふうないろいろ条件があるかわかりませんが、一定の支援をして町としても殺処分ゼロに向けて対応しなければならないんじゃないかというふうに思いますが、お聞きしておきたいと思います。

農林業ですけれども、いろいろとJAのカレーとか、生石加工グループのクレソンや、それから山椒を合わせた佃煮ですか、そういうもの等が取り組まれてきていると。それは非常に本当に頑張ってもらいたいと思います。

しかし、消費量をふやしていくためには、やっぱり町民の皆さん方も山椒を使ってもらえる、せっかく山椒がたくさんあるんですから、山椒の生産と関係ないところの方々もいろいろと料理つくられていることから考えたら、町民の方々に利用してもらうためにももう一度山椒料理のコンクール、こういうようなところもお考えを持っていただきたいと思います。ペレットは検討するということなんでしょう。

それから、消費税ですね、2,400万円の歳出増ということなんですね。こういうようなことで何ととっても大変財政が厳しい中で、また今、財政対策債という借金もたくさん抱えさせられていると思います。これがどのようになってくるのか非常に不安になるところなんですけれども、町が、先ほどからも私も他の議員さん方も言うてるように、たくさんの課題を抱えている中、やっぱり消費税の増税、いよいよ来年の4月なんですけれども、それに対して町長も増税をしないように働きかけるべきではないかと思いますが、それについて一言お聞きしておきたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） まず、美濃議員の再々質問の1点目でございますが、この安全保障関連法案、これにつきまして先ほど私が申し上げたのは経緯を申し上げたんです。したがって、今までの中で実はここにありますが、1960年3月31日に岸信介首相が参議院の予算委員会で発言した発言内容を私は申し上げましたので、だから、時代とともに解釈も多少は変わってきているよと、この例を言っただけであって、こうとるんですよというのではないんですよ。そこのところ誤解のないように。ただ、ここではやはり一切の集団的自衛権が許されないと考えるのは言い過ぎとはっきり言うてます。後で調べていただいたらちゃんと出てきます、パソコンで。

そんな中で、実は私は6月議会に議員の質問に対して、私は戦争は反対ですと言うて

はっきり申し上げています。今さら確認されなくともね。そんな中で議員さん方におかれましても、そのときにこの反対に対する請願ですか、これが提案されて、これも取り下げをされているという中で現在に至っているわけでしょう。否決されたと。だから、そんな中で、私は決して戦争するとか、したらいいとか、そんなことを言うてんじゃないです。ただ、今、国会において専門家が、また国会議員の皆さん方がいろいろ長時間にわたって審議されていると。だから、それを見きわめた上で見きわめていきたいと、こういう発言をさせていただいているところです。決して紀美野町の人が戦争に駆り出されてもいいよと、そんなことを言ってるんじゃないです。

ただ、戦争に駆り出される云々なんですけど、そこもちょっと私自身は疑問があります。即戦争かいという、そこらは疑問あるんですが、やはり時代が移り変わっている。いろいろと解釈が変わってくる。そうしたことを踏まえますと、議員のおっしゃられている懸念というか、それらもわからんではないです。

したがいまして、現段階においては、私は国会で十分審議されて、そして我々が納得できるようなそうした結果を出していただきたい。そうしたことを願っておる1人でございます。

そしてまた、先ほどの山椒の問題、これがございましたが、私はもう常々言っていることでございますが、やはりお百姓、農業に従事されている方々が本当ににこっと笑っていただける、そういうふうな行政をしていきたいということで皆さんにお話をしているところでございます。

そんな中で、ことしは山椒はまあまあ値がいいということでお百姓の皆さん方が私のところへお礼に来てくれました。そんな中で、やはりお百姓がにこにこすることによって町全体が活気を持つ、そうした政策を今後ともしていきたい。そんな中で生まれてきたのが山椒を使ったカレーということで、JAに開発をしていただいて、そしてあっちこっちでカレーを売られているという話を聞いておるところでございます。

そんな中で、今後ともやはりそうした6次産業につながる開業というんですか、改善、また使用等について皆さんに研究をしていただきたい、そうした思いでございます。

それと、もう1つは、増税を反対せいと、こういう話なんですけど、それにつきましては、やはり全体の流れというのがございまして、その流れを見ながら紀美野町としての立場をひとつ考えていきたい、そうした思いでございます。御理解のほどよろしくお願いいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君） 美濃良和議員の再々の御質問にお答えを申し上げたいと思います。

交通困難者についての認識や問題意識につきましては、先ほどから議員と議論させていただいている中におきまして価値観を同じくするものではないかと思っているところでございます。

重ねて申し上げるのはまことに申しわけございませんけれども、やはり紀美野町に一番合った形態を現在検討しているところでございます。もちろん財政上持続可能な制度の構築をするということは大前提でございますけれども、交通困難者の方々に1つでも解消できるように我々も検討を続けているところでございますので御理解賜りたいと思います。

それから、財政についての問題点も指摘をいただきました。議員おっしゃるように、歳入におきましては大変苦しくなっていくことが想定されます。議員も御承知のように平成28年度から32年度にかけまして合併算定がえの削減時期に入っております。5年間かけまして0.9、0.7、0.5、0.3でと下げられていくわけでございますが、そういった中での歳入が減っていくという中で、やはり歳出削減をしていかなければならないのでありますけれども、町民サービスを低下させるということとはできないわけでございます。

当議会の町長の冒頭の挨拶にもございましたけれども、来年は、まち・ひと・しごと創生総合戦略本部が新型交付金等を財務省に申請していくと、上げていくというふうな情報もございますので、そういった面から先駆的な先進的な施策を打ちながら、そういった臨時交付金等を有効に活用することで歳入の確保を図っていきたいと考えてございますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

○保健福祉課長（宮阪 学君） 美濃良和議員の再々質問でございます。猫、犬などの避妊対策についてでございます。

今後、町として一定の措置をしなければならない点をもう一度お願いしますということでございました。特に猫対策が必要であり、県では猫の殺処分数が全国ワースト4位でございます。それから猫の餌やり等による苦情が211件ございます。本町では、2

6年度では数件の苦情がございました。

また、手術でございます。不妊去勢手術につきましては、犬、雄で2万円から2万5,000円、雌で2万円から上は5万円、それから猫で雄が1万5,000円から2万円、雌で2万円から3万円というふうなことで大きさによって変わってくるので一概に金額が言えないというふうなことを愛護センターで確認をしております。

県の改正条例が改正されれば町としても考えていかなければならないと考えてございますので、御理解願いたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

(午後 3時08分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時08分)

○議長（小椋孝一君） 産業課長、大窪君。

○産業課長（大窪茂男君） 美濃議員の再々質問でございます。町民の皆さんに使っていただくためにコンクール等をしたらどうですかという御質問だったと思います。

それについても山椒というのは好き嫌いというのがはっきりしてございまして、また、料理に使う量も大変少ないということもございまして、どういった料理があるのか今後また検討させていただきたいと思います。また、コンクールについても検討させていただきたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（小椋孝一君） これで美濃良和君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

休 憩

(午後 3時08分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時22分)

○議長 (小椋孝一君) 続いて、9番、伊都堅仁君。

(9番 伊都堅仁君 登壇)

○9番 (伊都堅仁君) まず、ふるさと納税についてということで、1番、当町における実績について、今までどの程度の納税申し込みがあり、金額がどの程度かということをお聞きしたいと思います。

2つ目に、他の自治体で特産品を見返りに送ったり、特典をつけて納税促進を図っているのを聞きますが、当町ではどのような対策を立てているのかということ。

3つ目に、納税者のメリットについて、どのようなメリットが納税者にあるのか。また、ほかの税金との関係で例えば住民税が多少軽減されたようなことを聞いておりますが、どのような扱いになっているのかということをお聞きしたい。

もう1つは、農地の作業代行や農地委託について。

大阪在住の町出身者から相談されたことですが、父から引き継いだ田畑が約2町あるんですが、大阪と地元を往復して管理をしているが、母親が要介護で、その面倒を見なければならず非常に困っていると。妻は大阪を離れるつもりはなく、また農作業や介護を手伝う意思もない、1人で全部背負っている状況なので、何とかそれを軽減できないかなということでありました。これに対してシルバー人材センターに作業の代行をしてもらったり、また専業農家に農地委託をするような方法があると思うんですが、このようなことは今後紀美野町でもいろんなケースが起こってくると思います。町としてはどのような施策を持っているのかということをお聞きしたい。

以上です。

(9番 伊都堅仁君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 企画管財課長、中谷君。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 登壇)

○企画管財課長 (中谷嘉夫君) 私からは伊都議員の第1問目のふるさと納税について御答弁させていただきます。

1番目の実績についてですが、ふるさと納税は、平成20年度から始まり現在までに20名の方から合計2,055万5,000円の寄附をいただいております。

次に、2番目の紀美野町のふるさと納税のお礼としましては、1件1万円以上100万円未満の寄附されました方には、3,000円相当の紀美野町特産品、紀州マル

イチ農園セット、栗、柿、ジャムのセット、生石加工グループ季節の産品セット、また100万円以上の寄附をされました方には、3万円相当の当町自慢の品々をお送りしています。

3番目の納税者のメリットについてですが、寄附者が個人の場合、ふるさと納税のうち2,000円を超える部分については、一定の上限まで所得税・住民税から全額控除されます。例といたしまして、年収700万円の給与所得者が地方公共団体に対し3万円のふるさと納税をした場合、所得税・個人住民税を合わせた控除額が2万8,000円となります。

控除を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に確定申告を行うことが必要ですが、平成27年4月1日以降確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限りふるさと納税先団体に申請をすることにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例「ふるさと納税ワンストップ特例」が適用されます。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 産業課長、大窪君。

(産業課長 大窪茂男君 登壇)

○産業課長 (大窪茂男君) 伊都議員御質問の2番目の農地の作業代行、また作業委託についてお答えさせていただきます。

紀美野町は、高齢化、農作物価格の低迷等により、農家の方の管理が十分行き届かない農地がふえつつあります。町農業委員会では、そういった耕作放棄地に対して農地パトロールを行うなど繰り返し指導を行ってございます。また、本人が管理を十分に行えない場合などシルバー人材センターの活用も紹介させていただいております。

なお、平成26年度から農業経営の規模を拡大したい農家や、今後、農業を始めたい新規就農者等への農地の貸し借りを進める農地中間管理事業がスタートいたしました。

J Aにおいて専門職員を置き、貸し手と借り手のマッチングを進めてございます。

維持管理についてどうするのが一番よい方法であるかとのことで、町の農業委員会、J Aながみねなどで御相談いただければ相談者個々の状況に応じて適切な方法が考えられると存じます。

農地中間管理事業については、農林水産省、都道府県、市町村でも回覧等でもお知らせをいたしましたとおりPRに努めておりますので、御活用いただければと考えてござ

います。

遊休農地の対策については、今後も関係機関内で情報等共有しながら、それぞれの事情をかんがみて連携して取り組んでいきたいと考えてございます。

以上、農地の作業代行、また作業委託についての答弁とさせていただきます。

(産業課長 大窪茂男君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 9番、伊都堅仁君。

○9番（伊都堅仁君） 1つ目のふるさと納税ですけども、20名で2,000万円ちょっとぐらい、金額的には2,000万円以上、そこそこの金額やと思うんですけども、20名というのはちょっと少ないなと。というのは、私の同級生でも250名、同窓会のと時の話なんです。その同窓生、もともとは250名、七、八十名というのは地元におります。50名ぐらいは近郊におります。あとの人というのは恐らく半分ぐらいは県外へ出ています。結構成功とはいかないですけども、そこそこいい暮らしをしている人も結構おりますので、必ず皆思っ、どちらもそうですけども、必ず故郷に対する思いというのはあるんですよ。その中でふるさと納税の話が出てきたということで、周知の仕方、例えば多分インターネットか何かでしていると思うんですけども、周知の仕方と、もう1つ、見返りももう少しちょっと魅力のあるものをそろえていただければ、もっと多くの人の納税を獲得できるんじゃないかなというふうに思うんですけども、そこの町の取り組みというのは、1つには田舎暮らしというのを紀美野町は推進しています。これは町も結構積極的に取り上げてそれなりの成果を出していると思うんです。でも同じやと思うんです、帰ってこれないんですから。帰ってこれない人に対して、ふるさとに対してどういうことができるのかといったときには、ふるさと納税というのがありますということで、そのPRのためにももうひとつ押しが弱いのかな。天童市なんというのは結構しっかりやっているみたいですし、そこのところもうちょっと勉強していただけたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

もう1つ、作業の代行なんですけども、農地委託についてはJAのほうであっせんしていただいているということですが、今聞いた感じではそんな感じがしたんですけども、果実なんかの場合は、シルバーへ代行して収穫のときに、一番手のかかるのは収穫なんで収穫に人出がいるのでシルバーでということが多いと思うんですけども、米なんかの場合には作業自体が年間通じてあって、そのかわり刈り取りは機械でできてしまうというような場合には、そこの農作物についての切りかえというか、そこのやり方とい

うか、そこらはどういうふうになっているのか、そこらも含めてもう1つちょっと詳しい説明をお願いしたいということであります。

○議長（小椋孝一君） 企画管財課長、中谷君。

○企画管財課長（中谷嘉夫君） 伊都議員の再質問にお答えいたします。

ただいまのふるさと納税の周知の仕方ですけども、今現在行っているのは、町広報、町ホームページ等で寄附を募っている状況です。

それから、見返りの商品につきましてですけども、現在は2種類の商品を用意しております。今後またそういった魅力ある見返り品といいましょうか、お礼については、また検討していきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（小椋孝一君） 産業課長、大窪君。

○産業課長（大窪茂男君） 伊都議員の再質問にお答えさせていただきます。

昨年度から先ほども申しましたように農地中間管理事業というのが始まりまして、JAを窓口としてそれぞれ貸し手、借り手農家を募集いたしております。それで、消費者の方に今後、農地をどうしていくんだということをお聞きしていただいて、もし貸したいよ、買っていただきたいよという希望がございましたら、JAの窓口で相談をして農地等登録していただきたいと思っています。

それから、シルバー人材センターですが、シルバー人材センターの登録者についてもいろんな方の登録者がございます。それで、草刈りですが、草刈りについては30人程度の登録があつて26年度の実績は359件ほど草刈り作業があつたと聞いてございます。

それで、自分の持っている所有の農地の周辺に借りていただける方がいないかどうか、まず確かめていただいて、なければJAの窓口へ行っていただいて誰かに買ってほしいよという希望を申し出ていただきたいと思います

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 9番、伊都堅仁君。

○9番（伊都堅仁君） 2つ目はそれはもう結構ですけども、ふるさと納税の件ですけども、ちょっと商売気が足りん、一言で言うたら。やっぱり相手のメリットというのがあつて、またその魅力づけというのもあつて、そこらもう1つよその人でも積極的に納税する地域もあるわけですから、そういった取り組みをちょっと何とか考えられないかなというふうに思うんですけども、町長、お願いします。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 伊都議員の再々質問にお答えをいたします。

このふるさと納税、議員もおっしゃられるとおり、私も非常に気にかけています。といいますのは、この平成20年から20件ということで非常に少ない。そんな中で実は先般もテレビで放映されておりまして、そこは年間でも15億ほど集まるんやと。ただし、見返りが2分の1、10万円したら5万円の見返りがあると、こういうことで放映されていました。これも1つの方法かなと。といいますのは、その5万円の見返りを送ろうとすれば、町内の特産品が15万円ほど出ていくというそうした流通経路が生まれるのかなというふうに考えまして、実は今、検討させていただいておるところでございますので、ひとつそうした面も含めて今後検討していきたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（小椋孝一君） これで伊都堅仁君の一般質問を終わります。

続いて、1番、南 昭和君。

（1番 南 昭和君 登壇）

○1番（南 昭和君） 私は本議会において初めて質問をさせていただきます。紀美野町を取り巻く現状を踏まえまして、グローバルに捉えた2点のことについて質問させていただきます。

私は、まず紀美野町にかかわらず全国の地方自治体で抱える人口減少に対する取り組みをお聞きします。

我が紀美野町が誕生してからことしで10年という節目の年を迎えました。発足当時、町の人口は平成18年1月末現在では1万2,008人ありましたが、平成27年7月末現在では9,688人、世帯数も4,459世帯となりました。この10年で人口では2,320人の減少、世帯数では220世帯の減少となっております。紀美野町の人口減少に歯どめをかけ以前のような人口に戻すことは難しいでしょう。それならば人口減少の速度を遅くなるように手当を打たなければなりません。当町におきましても、紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略の作成のもと取り組んでいますが、基本的な考え、進捗状況は、先ほどの美野議員の質問への答弁により理解いたしました。

そんな中で、それらの問題の対策の1つとして、当町では若者の定住促進と移住しようとする若者に対し定住促進補助金を交付しておりますが、それに伴わせて就労支援の

必要性についてお聞きします。

緑豊かなこの町で生活するには申し分のない環境だが働く場所がない、やはり生活をする上でまず収入がえられることが大切です。元来、就職活動は自己責任で行うものですが、大変厳しい社会情勢を踏まえますと、この町で定住してもらい、移り住んでいたくには、私は定住促進と就労支援を同時で考えなければならないと思います。そういった中で、町の見解をお聞きします。

次に、ふるさと納税の取り組みについてお聞きします。

先ほど伊都議員からの質問ないし町からの答弁ということで大体の流れというのはわかったと思いますが、私の場合、少し視点を変えた、角度を変えた形で質問させていただきます。

ふるさと納税の仕組みの1つとして、先ほども言いましたが、簡単に申しますと、納税をされた方にお礼として自治体自慢の品々を送るという特典があります。それらをうまく利用することで紀美野町にかかわらずほとんどの自治体が自主財源に乏しい中で確保に向けた制度だと思います。私は、この制度は情報化社会が進んでいる現在、おのこの自治体が全国の皆さんにアピールする、知ってもらうためのツールの1つだと考えております。

紀美野町にはおいしいミカンがあります。柿があります。ジェラートもパンもあります。町長が毎年トップセールスを行っている山椒もあります。食べ物だけでなく、棕櫚ぼうきや移住者の方がつくる竹細工などさまざまな特産品があります。また、かじか荘、たまゆらの里、だるま湯といった宿泊施設や温泉もあります。それらをうまく組み合わせてもっともっと紀美野町を知っていただく、インターネットというツールを通じて全国の皆さんに紀美野町をアピールしなければならないと思います。それらをなし得るためにプロジェクトを立ち上げ、ふるさと創生元年と言われることし、早急に取り組まなければならないと思います。それらのことがうまくいけば、言うまでも地場産業や観光産業の振興につながり、結果として少しでも自主財源の確保ができると思いますが、いかがでしょうか。

(1 番 南 昭和君 降壇)

○議長（小椋孝一君）

まちづくり課長、西岡君。

(まちづくり課長 西岡靖倫君 登壇)

○まちづくり課長（西岡靖倫君）

南議員の人口減少対策について、1つ目と2つ

目の合わせて御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃられていますように、急激な人口減少の波は紀美野町にも押し寄せてきています。合併時1万2,008人もあった人口は、27年、ことしの8月末において9,651人と大きく減少しています。毎年、転入に対して転出が多く、加えて自然動向においても少子化による若年層の減少、出生数が少ないのが現状でございます。

このような状況のもと、人口減少に対する施策の中心の1つとしまして、平成18年度から「きみの定住を支援する会」を発足させ力を入れてまいりました。本年8月から現在まで55世帯107人の方が移住した実績も上がってきております。

ここで定住促進を進める上において空き家の確保が急務になっております。議員おっしゃられる就労支援の必要性につきましては、大変重要であると認識しています。地域に移住しても働き場がないなどとならないようにすることは大変大事かと考えております。一例でございますが、Iターン者で数年前から始まった紀美野町における緑化木の生産が軌道に乗りつつあります。それにより遊休農地の解消にもつながってきております。Iターン者で農家民泊を始めた方もおられます。地域就農者等における水田農業者に対する寄附金の制度を利用された方もおられます。

このように相談を受けた場合、わかる範囲でございますが、農業を初めとして就労に関しての地域の情報をわかる範囲で提供しております。一部でございますが、このような状況の中で紀美野町での果樹や山椒の収穫、柿選果場での就労において移住者の方々が地域の働き手となって頑張っておられます。

現在、就労の場の確保や情報の発信のこともあり、紀美野町本庁や支所におきましてハローワーク等の資料も置いております。近いうちに町内全域において光ファイバーの利用ができるようになれば、さらなる民間などの情報を得ることができるようになると考えます。また、近隣自治体や商工会やそういったいろんな企業とのネットワークも重要になってくるかと考えております。

今後とも移住希望者に町へ来ていただき、体験や地元住民との交流を通じ、地域の様子を深く知っていただくための案内や体験会を行ってまいります。また、そのような体制のもと総合的に移住推進の啓発を進めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

(まちづくり課長 西岡靖倫君 降壇)

○議長（小椋孝一君）

企画管財課長、中谷君。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 登壇)

○企画管財課長(中谷嘉夫君) 私からは南議員の第2番目のふるさと納税への取り組みについて御答弁させていただきます。

ふるさと納税につきましては、平成20年度より豊かな自然と紀美野町を愛する人々からの寄附金の使途についての透明性を高めるとともに、寄附者の紀美野町への思いを具体化することによって多様な人々の参加による個性あふれるふるさとづくりに資することを目的として実施しております。町広報、町ホームページ等において寄附を募っているところでございます。

地場産業の活性につながる特典の活用につきましては、先ほど伊都議員に申し上げましたように、紀美野町のふるさと納税のお礼といたしましては、1件1万円以上100万円未満の寄附された方には3,000円相当の紀美野町特産品、紀州マルイチ農園セット、栗・柿・ジャムのセット、2番目としまして、生石加工グループ季節の産品セット、また100万円以上の寄附されました方には3万円相当の当町自慢の品々を活用して自主財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 1番、南 昭和君。

○1番(南 昭和君) 先ほどまちづくり課長からの答弁でもありましたように、私も就労支援につきましては、町と組み独自のみならず商工会とも連携して推し進めていってはどうかと思います。しかし、現実問題としてなかなか紀美野町内だけで働き場の確保は難しいかもしれません。それならば、同じ問題を共有する自治体や商工会とも連携するのはどうでしょうか。そういったネットワークを視野に入れて広域的に考えることも大切だと思いますが、どうでしょうか。

ちなみに隣のかつらぎ町では、平成25年8月28日に人材不足に悩む農業専門の紹介所として「無料職業紹介所」を開設しております。そして、ことし2月よりは移住・定住対策のため全職種に拡大しております。そういった中で町の展開を聞きたいと思います。

また、ふるさと納税の取り組みについてなんですけども、私の質問の中で、要は紀美野町にはたくさんいいものがあると、それをただ単に今ふるさと納税というその仕組みを大いに利用しましょうと、物を売ろうとするんじゃないんです。紀美野町を知ってい

ただくと。先日、8月2日、朝日放送系で日本の力というテレビがありました。これは過疎に悩む当町において、地元で頑張っているキミノーカのお話でした。そういった中で半時間かけてキミノーカの町も進める6次産業という形の中で、しっかりと野菜を中心にジェラートを売っていると。それにつけてただ売っただけじゃなしに地元がいか活性化するかということで、天文台、そこで住民の人が皆話し合って結婚式を挙げましょう。そういった形で地元の人らが頑張っている人が手助けしましょうという趣旨の中での半時間の番組でした。

そういった中で言いますと、私は本当に今そういった中で紀美野町という形は全国的にも大いに注目されていると思うんです。そういった中で、いいものを皆さんにお知らせしないのかと、まずそこです。それにはただ単に特典としてこういうふうなセットにしましたよとつけるんじゃないくて、それは僕は当たり前のように紀美野町のブランドとしてそれをしっかり今後とも定着させていく、当たり前のようにそれには生産者の方にも意識を持っていただいてより品質の高いものをつくっていただく、そういった形でどんどんどんどん紀美野町を知っていただく、その結果として当たり前のように自主財源が少しでも潤う。その結果として産業振興とか環境産業の振興につながるんです。イコールこれはまちづくりだと私は思っております。

そういった中で、先ほどの課長の答弁では、まずプロジェクトをつくるかつくらないか、そのことに触れてないので私これは急務だと思っております。いかに当たり前のように予算もつけての話だろうと思いますが、やっぱり今こうした全国から紀美野町を見る目、少しでもそういうようなメディアの中で紀美野町が発信されたと。それならば当たり前のように全国の皆さん、ホームページなり、ネットの社会で紀美野町を検索するんです。今現在いつ見てもヒットするのは紀美野のジェラートです。これは当たり前のように紀美野のブランドになっております。そういったことに町としても乗っかるというわけじゃないですけども、相乗効果としてこの町を大いにアピールする、知っていただく、そういった形の中で当たり前のように人の流れもつくる、観光産業やそういった地場産業の振興もしていく、結果として財源が確保できると、そういうような形のことを踏まえたと僕は早急に対策をとらないといけないと思いますが、どうでしょうか。

○議長（小椋孝一君） まちづくり課長、西岡君。

○まちづくり課長（西岡靖倫君） 南議員の再質問にお答えさせていただきます。

一例ですが、移住や就労支援を考えたとき総合的に考えることが大事かと考えており

ます。例えば近年、田舎へ移住者の増加、若者による農作業体験など農山村への関心が高まる一方、地域では、過疎、高齢化が進み、農村の文化が失われつつあります。そこでそのすれ違いを解消するために農山村のために自分の力を役立てたいと考えている人や、田舎暮らし希望者と手助けを必要としている地域を結びつける仕組みができつつあります。ワークステイと言います。ワークステイを希望される方は、地域を世話する覚悟を持ってきており、ただ単に労働者としてだけでなく、地域を理解して地域を担おうとしている方が多いと聞いております。例えば地域の職業体験や農作業、獣害対策などを行うことにより、地域に入っていくきっかけとなり、将来後継者になっている例が報告されております。

それから、次に、最近の田舎への希望者、また若い方の就労に対してですが、生活のための仕事は1つだけでなく、二、三の仕事につくことを考えて生計を立てていこうとしている人たちがふえつつあります。地域の人たちにとっては、従来の仕事につくことに関しての現状や思い込みを修正していただく必要がある場合が出てきます。同時に地域の理解と協力も必要になってくるようでございます。就労を考えた方がおられたとき温かく対応していただく、また育てていただくことが鍵になるようでございます。本年、この農村の地域活性化につなげる活動としまして、10月にワークステイの受け入れを行う予定でございます。

議員おっしゃられる無料職業安定所の開設は、移住者にとって、また町内事業所の人たちにとって朗報になるかもしれません。先ほどの答弁にも申しましたが、総合的に定住施策を考えることが大変大事かと考えておりますので、御理解いただきたくお願い申し上げます。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 南議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

ふるさと納税ですが、これは先ほど伊都議員のときにも申し上げましたが、やはり他の市町村、全国的なね。そこではかなりの見返りというんですか、それをされてるようでございます。多いところでは80%ぐらい返すんやというふうな案も出されているようです。それはなぜかと言いますと、先ほども申し上げましたが、地場産業の農家も含めてですが、そこでつくったものを送ると、そしたらこれが消費になってくるわけですね。そうした面を考えながらやってるようです。ただ、一面、そのふるさと納税するこ

とによってそれ以上の品物が返ってくるぞというて一時テレビをにぎわしたこともございます。そうした両面からやはり考えながら、これから検討していきたいなというふうに思います

ただ、先ほど来から説明いたしておりますように、１００万円以下は３，０００円と、いかにもちょっと少ないん違うかというふうに思われるかも知れません。そこらもひとつ踏まえた上でこの紀美野町の特産品、これはまちづくり協議会の中で特産品を登録しています。恐らく今３８ぐらいあるん違いますか。そんな中からも含めてそうした品物を選別し、そして送れるような、そうしたことをひとつ考えていきたい、そのように考えますのでひとつ御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（小椋孝一君） １番、南 昭和君。

○１番（南 昭和君） これらの問題を解決することは決して私も容易なことではないと思います。しかし、少しでも前に進まなければなりません。そのことこそが仕事をつくる、人を育てる、すなわちまちづくりを行うことになると思います。町民の皆さんには、今この町を取り巻く厳しい現状を認識していただいて、その上に立って自分たちの町は自分たちの地域は自分たちで守るという意識を啓発していったらどうでしょうか。

私は、１０年後、２０年後の紀美野町がどうなっているかと考えると、正直不安に駆られます。今、将来を見据えて行政と議会と町民が三位一体となって取り組まなければならないと思います。そして、近い将来、この町を担うであろう若者たちに受け継いでいく、私はそのことが寺本町長の推し進める心ひとつの町づくりだと思います。

私は、紀美野町の未来のために議員という職責をかけて今後ともこのことに取り組んでまいりたいと思います。それらのことを踏まえまして最後の町の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 南議員の再々質問にお答えをいたします。

なるほど提言まことにありがとうございます。我々、議会と、それから執行部一丸となってまちづくりに取り組んでいかなければならない。これは皆さん方も我々も再度自覚をしていきたい。そんな思いの中で、やはり町民の改革、町民の皆さん方がやはり自分たちの町をどうしていこうということで今まちおこしをやっていただいているわけで

す。したがって、我々だけではなしに、やはり町民を巻き込んだ中で今この紀美野町は進んでいるんだというふうに私は考えております。

したがって、今度の地方創生、これなんかも地方創生だけで走るんじゃなしに、やはりまちおこしで皆さん方が努力をされている、そうしたことを加味しながら、これからの創生策をつくっていきたい、そのような思いでおりますので、どうかひとつ皆さん方におかれましてはさらなる御指導、御支援のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小椋孝一君） これで南 昭和君の一般質問を終わります。

続いて、7番、北道勝彦君。

（7番 北道勝彦君 登壇）

○7番（北道勝彦君） 質問させていただきます。

天文台について。

以前の議会の一般質問でみさと天文台は住民に対しどのような経済効果がありますかとの質問に対し、議会中断、再開後の教育長の答弁で「小・中学生の教育に活用しています」とのことでした。

そこで、私は、天文台を休止及び廃止としている日高川町の川辺天文台と有田川町の生石天文台を調査してきました。そこでは共通して天文台を休止や廃止にしても教育には何も支障がありませんとの説明を受けました。また日高川町と有田川町では天文台活用は教育課程に入っていなかったとのことでした。

紀美野町も小・中学生の教育課程には入っておらず、見学に行くだけです。紀美野町における天文台活用の実態を見る限りでは、小・中学生の基礎学力の習得に寄与していないことが明確です。天文台での小・中学生の学力向上の実績について答弁を求めます。

（7番 北道勝彦君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 生涯学習課長、岩田君。

（生涯学習課長 岩田貞二君 登壇）

○生涯学習課長（岩田貞二君） 北道議員質問の天文台について答弁いたします。

質問の内容は、小・中学生の基礎学力の向上に対する実績についての質問であります。

学校教育では、小学校の理科で月と太陽・星の色の違いなどを学習します。中学校では、星や太陽の運動・四季の星座・月について学習します。高校では、地学で宇宙の始まり・恒星・太陽系の歴史などを学習します。

読み書き、計算に基本的知識や能力を加えて、基礎学力と言われているが、課題を解決するために思考力・判断力・表現力を加えることが必要であるとされています。

天文台が基礎学力にどれだけ向上があったかということは数値的にお答えできませんが、天文台が実施している観望会や学校へ出向いての天文教室などを通じて多くの子供が太陽・月・星などに興味を持てただけだものと思っています。子供たちの夢を育み、天文台が将来子供たちが進んでいく選択肢の1つとなることを期待したいと思っています。

子供たちが多方面に知識を得、教養を高める1つの施設として今後も学校等へ出向いての天文教室を初め、観望会等イベントを実施するとともに、一般の方々にも地球の誕生から宇宙の歴史に興味を持ってもらうために努力してまいりたいと思いますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

(生涯学習課長 岩田貞二君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 7番、北道勝彦君。

○7番（北道勝彦君） 天文台に年間約4,000万円、1日当たり約11万円を必要としています。住民に対する経済効果がないのだから、このお金を小・中学生の学力向上対策や住民福祉サービスのために支出すべきだと思いますが、町長はどのようにお考えか答弁願います。

○議長（小椋孝一君） 教育長、橋戸君。

○教育長（橋戸常年君） 北道議員の再質問でございますけども、年間4,000万円かかっていると、それならば、その経費を学校の運営に回したらもっと子供たちが学力を上げるのではないかと、こういった質問ではなかったかと思うんですけども、天文台での売り上げというのはほとんどないに等しいものです。天文台は決して自分ところで採算を帳尻を合わせてどうこうという運営をしている施設ではございません。ただ、天文台へ来るお客さんの中にはいろんなところで食事をして帰るであるとか、どこかに寄ってお土産を買って帰るであるとか、そういう人もあると聞いておりますし、この前も先ほど議員のお話にもあったように、いろんな業者と連携して結婚式をというようなこともやったわけですけども、そういった多面にわたって経済的な効果があると思っています。即4,000万円を学校へ使ってというようには今思っておりませんので、御理解賜りたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 7番、北道勝彦君。

○7番（北道勝彦君） 市町村の合併の目的は、財政改革を行い、財政の健全化にあると思います。したがって、限られた財源を有効に活用することが住民から求められていることだと思います。有田川町や日高川町では、住民の理解が得られないとして天文台は休止・廃止にしています。財政の厳しい折、紀美野町も住民のため廃止にすべきだと思います。合併してから9年、負の遺産の整理について町長の考えをお聞きます。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午後 4時09分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時12分）

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 北道議員の再々質問にお答えをいたします。

4,000万円の維持費を使いながらそれだけ効果を得てるのかと。私は先代がこうした天文台、今で言えば何億というふうな資産、これを我々後世が受け継いだわけです。そして、今はこの和歌山県で県内で1つしかない天文台です。先ほど有田川町と言われましたが、有田川町は県の天文台です。したがって、日高川町は廃止され、そして唯一この和歌山県内の天文台が紀美野町にあるということで、みさと天文台を主として友の会という三百何名という皆さん方が会員になり、そして今これを利用しながらまちおこしをしていただいている。そしてまた、多くはこの天文台にいてる職員が各小学校・中学校、教育実習に行っている。そして、やはり子供たちに夢を与えてくれる。それをその付加価値を出せと言われても、これは将来的な展望としての価値ですから出ません。しかしながら、やはり子供たちに夢を与える。そしてまた、他町、他県からもここへ来られる。そうしたまちおこしの一環としてこれが活用されているという観点から見ますと、私はこれからもこれを維持し、そして、1つの観光拠点としてやっていきたい、そうした思いでございます。どうか御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（小椋孝一君） これで北道勝彦君の一般質問を終わります。

続いて、4番、町田富枝子君。

(4番 町田富枝子君 登壇)

○4番(町田富枝子君) 私から2点にわたって質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、学校の通学区域についてであります。

ことし4月より第2保育所が閉園になり、第2保育所に通っていた園児はきみのこども園に通っています。この子供たちは、卒園すると同時に住んでいる地域によって野上小学校と小川小学校に分かれなければなりません。そして、6年間の小学校生活を終えた後、再び中学校で一緒になるわけです。

保護者の心配は、こども園で仲よくなった友達と小学校で別々になることです。前回の西口議員の再々質問に町長は「保護者の皆さんの御理解をいただけるなら統廃合していったらいいとふうに考えている。保護者の皆さん方と話をしながらよい方法を考えていきたい」と答弁をしてくださいました。具体的にいつごろ、どのように進めていくのかをお伺いいたします。

2点目ですが、福祉有償運送についてお伺いいたします。

紀美野町では、福祉有償事業で外出支援サービスをしています。事業所と会員の利用状況、また需要に対して供給が足りているのかをお伺いいたします。

(4番 町田富枝子君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 総務学事課長、前田君。

(総務学事課長、前田勇人君 登壇)

○議長(小椋孝一君) 町田議員の1番目の御質問、学校通学区域についてお答えをさせていただきます。

現在の小川小学校の生徒数は12名でございます。来年度の卒業生はなく、現地点では来年度入学予定者は6名となっております。

来年度町内各小学校へ新入生として入学される保護者の方へ学校を通じ8月初旬に就学時の健康診断の実施案内と同時に、就学校名を記載した書類を送付させていただいております。

その後、小川小学校を校区とする保護者の方からは、就学校の変更を希望する旨の相談が1件ありました。また、他の校区から小川小学校への変更を希望する相談も1件ありました。こういった状況を見ますと、御質問の具体的にいつごろ、どのようにしてという結論は出ず、いましばらく現状のまま少人数の利点を生かすという観点に立ち、今後、保護者の方々の御意見を十分聞いた上で検討してまいりたいと考えていますので、

御理解を賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務学事課長、前田勇人君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 保健福祉課長、宮阪君。

(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)

○保健福祉課長 (宮阪 学君) 町田議員の2番目の福祉有償運送について、事業所と会員の利用状況、また需要に対して供給が足りているかとの御質問についてお答えいたします。

議員御承知のとおり、福祉有償運送は、道路運送法の規定に基づき、交通の空白地域の解消を図るため、福祉有償運送運営協議会が事業所の指定や利用者から受け取る対価や適正な運営を協議していただき実施しています。

紀美野町では、紀美野町社会福祉協議会、美里園、ひかり作業所が事業を実施していただいております。利用できる対象者は、介護保険における要支援、要介護の認定を受けた者、身体障害者、精神障害者、知的障害者手帳を所持している者が対象となり、かつ生活保護の受給者または世帯全員が非課税で同居人(家族)に移動に有効な手段を所持していない方でございます。

運送の範囲は、発地発着が紀美野町内で通院が最優先になっています。

議員御質問の会員数につきましては、平成26年度末現在で社会福祉協議会が33名、美里園が67名、ひかり作業所が18名となっています。ただし、ひかり作業所につきましては、作業所の利用者の送迎に限っています。全ての利用状況につきましては、月平均延べ36.25人が延べ207回利用されているとの報告を受けております。

本年3月1カ月の利用としては、社会福祉協議会では3台の車両で延べ7名、48回、美里園では4台の車両で延べ33名、117回、ひかり作業所では4台の車両で利用者11名、延べ90回でございます。

需要に対して供給が足りているのかとの御質問でございますが、利用可能な対象者についてはおおむね対応ができていると認識しております。

以上、御答弁といたします。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 4番、町田富枝子君。

○4番 (町田富枝子君) この小川小学校に関しましては、地域住民の方と保護者

の方の考えがそれぞれ違うと思います。地域住民の方は学校を残しておきたい、また、新しく小学校へ通う保護者の方は野上小学校に通わせたい、そういうふうなお話がある中で、保護者が統廃合に進展していくようなデリケートな問題ですので、私としてはどちらということではないのですが、保護者の方の御意見を尊重したいなと思います。保護者が声を上げた場合には、統廃合に進展していった場合、後々までしこりが残ることが考えられますので、町がリードしてというか、皆さんの御意見の場を持ってあげる、それが大事であるかなと、そのように思います。だから、意見交換の場を持つか、その前にアンケートをとるか、そういうふうなことを町がリードしてやっていってあげていただきたいな、そのように思っております。

また、2点目の福祉有償運送についてでございますが、おおむね足りているということ聞いています。ところが先日、住民の方より相談を受けました。奥さんの介護で福祉有償タクシーを申請したところ、現時点であきがないということで断られたということです。需要があるのに足りないのであれば、町として何らかの対策を考えなくてはならないかと考え質問をさせていただきました。

そして、今説明のあった中で、申請者及び同居人に有効な交通手段を所持していない者とあります。家族に車を運転する者がいても昼間仕事に行っている場合、それは役に立たないということになると思うのですが、その点についてはどうでしょうか、御答弁願います。

○議長（小椋孝一君） 教育長、橋戸君。

○教育長（橋戸常年君） 統廃合を考えていくときにやっぱり一番に考えていかなければいけないのは、保護者や子供たちの気持ちだろうと思います。次に地域の声というのが無視できないわけですけども、まず保護者や子供たちの思いというのを大事にしていきたい。統廃合を考えていくときには、そういう方向で進めたいと思っております。

具体的にじゃあいつごろかとか、そういった今見通しはないんですけども、ただ、先ほど課長が申し上げましたように、今は子供たちが12名です。ところが来年4月に入る子供たちが今一応6名あるわけです。その子たち1人だけが野上小学校へという申し出ておられる方がありますけども、あとの5名は就学時の健診というんですか、検査をするために10月8日、小川小学校へ行って説明を聞いたり、簡単なテストをやったりといったようなことを受けてくれるようになっております。来年はそういったことで5ないし6名ふえまして、卒業生はありませんから、今6年生ないものですから12プラ

ス5ないし6ということで十七、八の人数になると思いますし、学級も3学級という複式ですけども、なっています。したがって、職員の数も今年よりも増員されるという予定です。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

○保健福祉課長（宮阪 学君） 町田議員の再質問でございます。

おおむね足りているということで私お答えさせていただいたのですが、断られた事業所もあったというふうなことかと思います。

今現在把握しているのは、美里園につきましては、現状で一応精いっぱいというふうなことを聞いてございます。それから社会福祉協議会につきましては、今のところお断りはしていないというふうなことも聞いてございます。

それから、車両があるのに家族が昼間仕事等でいないので利用はできないかという御質問だったと思います。

一応道路有償運送法の対象条件という中にございますが、単独では公共交通機関を利用することが困難でということもございます。それから特別な理由、病院等の通院時に利用するのが基本になってございますので、平日が家族がどうしても休みがとれない等特別な理由がある場合には、各事業所の判断に任されているかと考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（小椋孝一君） 4番、町田富枝子君。

○4番（町田富枝子君） 先ほど教育長からお話がありました。1人は野上へ行くという、それは認められるんですか。多分お聞きしている中で、そのように行きたいと思っている方はまだ数名いらっしゃるんじゃないかなと、そのように私は思っているんですが、そういうふうな話し合いというのは、今回はこのままいくということによろしいですか。それで1人が野上小学校へ行くということで、そして後は思っても声を上げてない人はこのままということなんでしょうか、それをお聞きしたいと思います。

それから、福祉有償運送で断ってないとおっしゃっていましたが、これはどこの事業所かというと私は聞いておりませんが、そういうふうに説明をした場合、話をした場合に相談に乗ってくれるということでいいのかどうかちょっとお聞きします。

○議長（小椋孝一君） 教育長、橋戸君。

○教育長（橋戸常年君） 先ほど申し上げた1人の申し出があったという方は、上

の子供さんが野上小学校へ行かれています。そういったこともあって、もちろん兄弟別々の学校ということじゃなしに一緒に学校へということでもありますけども、その上のお子さんの場合も、その家庭に放課後というんですか、子供が帰ってきて面倒見る家族が誰もいないというようなこともあって、野上小学校の校区におじいちゃん、おばあちゃんのお家があって、そこで面倒見てもらうんやというようなこともありましたので、そういった状況を踏まえまして野上小学校のほうへということで区域外の就学を認めた方です。それ以外という、一応住所地に従って校区が定められておりますので、その学校へ就学してくださいということで通知をしていく予定にしております。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

○保健福祉課長（宮阪 学君） 町田議員の再々質問でございます。

内容によって相談に乗ってくれるのかという御質問だったと思います。一応決まりというものがございまして、申請者及び同居人、家族に移動の有効な手段を所持していない者というふうな決まりがございます。ただし、病院等の通院として、家族が休みもとれないとか、どうしてもという理由があるのであれば、弱者救済が社会福祉法人の役目でございますので、その件については相談をしていただきたいと思います。

なお、何月何日この日の何時というのが、朝、午前中が重なる場合が多いので、その場合に日を前後してもらおうとかの利用制限をした場合もあるということも聞いてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（小椋孝一君） これで町田富枝子君の一般質問を終わります。

続いて、8番、向井中洋二君。

（8番 向井中洋二君 登壇）

○8番（向井中洋二君） それでは、私から2点だけ質問をさせていただきます。

まず最初に、地上デジタル放送について。

台風11号の通過後に発生した毛原林道勝谷線の法面崩落に伴い、地上デジタル放送が受信不能になった地域があります。このようなことにならないために今後どのような対策を考えておられるのか、お伺いします。

2点目、害虫被害対策について。

昨年、害虫の大量発生による柿への被害が多かったと聞きます。どの程度の被害があったのか、また、それによって電撃殺虫機や駆除薬剤などへの購入の補助も含めて今後

被害を少なくする対策をどのようにお考えか、お伺いします。

(8 番 向井中洋二君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長 (牛居秀行君) 向井中議員の 1 番目の御質問でございます地上デジタル放送についてお答え申し上げます。

議員御発言のとおり、去る 7 月 17 日、台風 11 号に伴います豪雨により、円明寺地内の林道毛原勝谷線において土砂崩れが発生し、同林道上を通っております地上デジタル放送事業用光ケーブルが土砂により切断されたため、谷地区、勝谷地区及び国道 370 号沿いの桂瀬地区より東側のエリアにわたる広範囲でテレビの受信障害が発生いたしました。このため 17 日午後 8 時ごろから復旧作業が完了する翌日、午前 11 時 30 分ごろまでの間、多数の世帯の皆様方に御迷惑をおかけすることとなりました。

当町のテレビ地上デジタル放送事業につきましては、町内に小型の中継局 60 局設け、各局から各家庭に電波によりテレビ配信しております。しかしながら、どうしても電波で配信できない地域は有線で各家庭に配信しております。また、中継局同士におきましても、電波ではなく、有線によりテレビ電波をリレーしておりますエリアもございます。このたび土砂崩れで切断された光ケーブルもただいま説明いたしました有線の 1 つでございます。

私どももこのたび発生いたしました事態を重く受けとめ、テレビ地上デジタル放送施設の保守業務を委託しております業者に対し、同様の事態が発生しても早急に対応し、復旧できる方法を提案するよう依頼しており、現在その対応策を検討しているところでございます。

町といたしましても、議員同様、危機意識を持って対策を検討しているところでございますので、何とぞ御理解を賜りたくお願い申し上げます。

以上、答弁といたします。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 産業課長、大窪君。

(産業課長 大窪茂男君 登壇)

○産業課長 (大窪茂男君) 向井中議員御質問の 2 番目の害虫被害対策についてお答えさせていただきます。

紀美野町は、柿、ミカンなどを主要農産物としており、病虫害についてその年の気象条件等により被害が左右される状況でございます。

昨年度はカメムシの異常発生により平成26年産の柿の被害額は約3,000万円と考えられております。異常発生の原因につきましては、越冬量が多い、繁殖数の増加、杉球果の増加など、また気象条件等によるものと考えられていますが、今年度のカメムシ被害は一部で見られる程度で現在のところごく少数であります。逆に今年度は長雨の影響が心配されるところでございます。圃場の状況に応じ薬剤の一斉散布などを適切に行うことにより、カメムシの被害の低減は図れるものと考えてございます。

なお、毎年、和歌山県、市町、JA、農業共済組合を構成員とした和歌山地方病虫害防除対策推進協議会でフェロモントラップによる調査、被害果調査、越冬量調査等を行っています。それをもとに情報の共有と被害防止のためリーフレットの配布や、県ホームページでの情報発信を行い、状況に応じて防災無線での注意喚起も行い、一斉防除の対策により被害低減に努めているところでございます。

今年度は、9月11日から柿被害果調査を行っております。カメムシによる被害を最小限に抑えるためには、早期の発見と農薬の適正使用による徹底した防除が重要です。現在のところことしの被害は少ないとのこと。万一被害が生じた場合について、農業共済の加入についても推進しているところでございます。

引き続き、現場の実態や発生状況を踏まえまして、その都度必要な情報を提供していくとともに、今後も情報等共有しながら連携して取り組んでいきたいと考えてございます。

電撃殺虫機につきましては、設置することにより、かえってカメムシを呼び込むことになり、付近の農園に被害が増すとの情報もあることから、駆除薬剤への購入補助も含め検討させていただきたいと考えますので、御理解をお願いいたします。

以上、害虫被害対策についての答弁とさせていただきます。

(産業課長 大窪茂男君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 8番、向井中洋二君。

○8番（向井中洋二君） 有線であったために法面崩壊に伴う光ケーブルが切断したということの中ではありますが、最初この地上デジタル放送するときになるべくギャップフィルター方式ということで電波を使っただけの配信を行っていくということだったと思うんです。その中で今回、毛原勝谷線だけでなしに、そういったほかの場所でもやっぱり

電波の届かないところというのは山間地であると思われますので、そういったことも含めて今後具体的にどのような方法で、もしそういう災害が起こったときにはカバーをしていくのかということをお伺いします。

続きまして、2点目の害虫被害ですが、鳥獣害の防止対策にはさまざまな補助事業でカバーをされていると思います。その中で害虫についてはなかなかまだまださまざまな対策がとれると考えられます。その中で今言われました電撃殺虫におきましては、虫をそこに寄せてしまうということですが、それもちっと離れた場所でやっばり固体を減らすということも1つの対策につながるのではないかと考えますが、その点はどうですか。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君） 向井中議員の再質問にお答えをさせていただきます。

先ほど私最初の答弁の中で、現在、委託施設の保守点検を委託している業者に提案を依頼しているということで進めているところで答えさせていただきました。

種々いろんな方法があろうかと思えますけれども、先ほども申しましたように、今回のことにつきましてはケーブルが切断されたと。そのケーブルが切断された線が1線しかなかったことによるもので、仮に1つの方法といたしまして、バイパスといいましょうか、そういうふうなことも検討していただくように言っております。ただ、やり方次第では相当な経費等も要するという中で、いろんな専門的な検討を加えていただいて、その中で考えていきたいと考えてございますので、いましばらくお時間をいただきたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 産業課長、大窪君。

○産業課長（大窪茂男君） 向井中議員の再質問にお答えさせていただきます。

固体を減らすことが大事である、まさにそのとおりだと思います。合併前の美里町におきまして電撃殺虫剤を一斉に行ったこともちっと覚えておりますが、それによってかえってカメムシが多くなったという苦情が来たのも事実でございまして、山手側に呼び込むというんですか、山手側に移動したということも聞いたことがございます。

それで、カメムシを一番減らす効果があるというのは、一斉防除が最も有効であるものと思っております。農薬も高いということもございまして、今後これらも含めて検討させていただきたいと思っておりますので御理解をいただきたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 8番、向井中洋二君。

○ 8 番（向井中洋二君） 地上デジタル放送についてはもう結構であります。

それでは、2 点目の害虫対策であります。紀美野町の特産である柿の消費拡大、また販売促進のために町長みずから関東方面でトップセールスなどする等聞いております。このことから町長におきまして、この柿の今後の生産に向けての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 向井中議員の再々質問にお答えをいたしたいと思います。

この柿の生産でございますが、非常に柿というのは重量が重い。そうした中で高齢化が進む。そんな中で以前から進めております農機具の購入といえますか、こうしたものを購入補助しながら生産に従事をしていっていただく、そうしたことを今後とも進めていきたい。そしてまた販売もなんですが、これが非常に難しい。といいますのは、東京の多摩青果、そこに柿は全部行くんですが、そこで柿をはかし、そして今までも販売をしていただいております。

そんな中でございますが、柿一つ一つの価格、これが非常に今ちょっと安くなってきています。昔でしたら 300 円、400 円したものが今 100 幾らというふうなことで、製品価値を上げていかならんということで、実はある町では、数が少なく大きい商品をつくっていくということで九度山町では取り組んでおります。それが果たして皆さん方消費者にどれが好まれるのかと。といいますのは、やはり大きな商品になりますと贈答品用に行くんですね。一般消費はやはり今までどおりこの美里柿、それが行くと思います。

今後ともやはり販売促進、これにつきまして実は今月の 22 日、23 日、有楽町で町市、村市というのがありまして、これも全国の町村が寄ってきます。そして、そこで集団的に販売するというふうなことで、そうしたイベントにどんどん参加しながら紀美野町の柿を PR していきたい、そうした思いでございますので、今後とも皆さん方におかれまして、またそうしたイベントがあればぜひ参加していただいて販売促進に御協力をいただければありがたいかなというふうに思います。

○議長（小椋孝一君） これで向井中洋二君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎日程第 2 議案第 74 号 紀美野町福井町民運動場条例を廃止する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第 2、議案第 74 号、紀美野町福井町民運動場条例を

廃止する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第74号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第75号 紀美野町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第3、議案第75号、紀美野町個人情報保護条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） それでは、質疑を行います。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、つまりマイナンバー法の施行に伴う条例の改正です。

30ページの下段、第7条の次に1条を加えるということで、特定個人情報保護評価、第7条の2、実施機関は特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）、第7条第4項に規定する場合において、同項の規定により紀美野町個人情報保護審査会（第30条第1項を除き、以下、審査会という）の意見を聞くものとする、こうなっています。

マイナンバー法の第27条で特定個人情報保護評価というものがあります。第27条、

行政機関の長は、特定個人情報保護ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる条項を評価し、結果を記載した書面、以下、この条において評価書という）を公示し、広く国民の意見を求めるものとなっています。

第7条の特定個人情報評価に関する規則第7条第4項では、第1項前段及び第2項の場合において、地方公共団体は、これらの規定により得られた意見を十分考慮した上で当該評価書に必要な見直しを行った後に当該評価書に規制された特定個人情報ファイルの取り扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含むもので構成される合議制の機関、当該地方公共団体と職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者、その他指針に照らして適当と認められる者の意見を聞くものとするという、こういうことになっています。

特定個人情報ファイルを保有する前に漏えいなどのリスクの分析を行い、事前に保護策を検討しようというもので、プログラミングのためのシステム改修を行う前に評価書を公示しなければならないということになっています。

今回の条例の改正は、特定個人情報を取り扱う事務の対象人数、取り扱い者が過去1年間以内の重大事故の有無、いわゆる規則目標化というんですが、その評価結果について、紀美野町個人情報保護審査会のファイルを保有する前に聞くための条例改正なのかどうかについてお伺いいたします。

以上です。

（5番 田代哲郎君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

（総務課長 牛居秀行君 登壇）

○総務課長（牛居秀行君） 田代議員の御質疑にお答えを申し上げます。

30ページ、7条の次に次の1条を加えるということで特定個人情報保護評価についての記述をしているところでございます。

これにつきましては、議員も御質問の中で触れられましたけれども、特定個人情報保護評価につきましては、番号利用法第26条第1項に書かれてございます。それから議員の指摘にもございましたが、特定個人情報保護評価につきましては、番号利用法第27条第1項及び第2項に議員が読み上げられた項目が書かれております。しかしながら、一方、特定個人情報保護評価指針というのがございまして、その第5の3に基礎項目評価に

つきましては、特定個人情報保護委員会に提出する第三者検討は義務づけられておらないということでございます。

それと、その評価をするしきい値でございますが、しきい値につきましての項目につきましては、先ほど議員も言われましたが、過去1年間云々とか人数ですね、うちの場合、1,000人以上1万人未満というしきい値に入るわけでありましたが、それについては評価書を提出することでもいいというふうになってございます。そのしきい値につきましての項目につきましては、特定個人情報保護評価指針の同じく第5の2に明記されているものでございます。

それから、基礎評価につきましては、紀美野町の特定情報委員会が判断するのではなく、国におきます機関であります特定個人情報保護委員会というところに提出して評価をしていただいておりますので、議員言われました番号利用法第26条及び第27条第1項、第2項に掲げるものの例外措置として掲げられているということで御理解を賜りたいと存じます。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 本日の会議時間は、議事の進行の都合により延長したいと思います。

5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） 法律がそういうふうに改正されたので、それに合わせて条例を改正するのであって、これで具体的に個人情報保護審査会の意見を求めるものではないという、それは指針の5の3に、確かに自治体が公示する評価書で第三者による点検が必要なのは、全項目評価書だけになっています。対象人数がこの町のように1,000人以上1万人未満の自治体では、特定個人情報保護委員会、国の機関に簡単な基礎項目評価書を提出するだけで承認されなくても、承認というあれはありません。公示できることになっているという、指針ではそうになっています。でも自治体の評価した結果が誰からも承認される仕組みにはなってないんです。それから、特定個人情報保護委員会の承認を必要とするとされているのは、国の機関による報告書だけなんです。それしか承認を必要としないということになっています。しかし、担当大臣は、この評価書の件について、地方公共団体がしなくてもいいことにはなっていますが、地方公共団体が特定個人情報の適正な取り扱いについて責任を持って管理する旨の宣言をするものであるというふうに評価しています。

そこで質疑ですが、基礎項目評価というのは非常に簡単な評価項目で、ですから、あわせて重点項目評価を行い、結果について紀美野町個人情報保護審査会に第三者の意見を求めるという考えはありませんか。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君） 田代議員の再質疑にお答えを申し上げます。

田代議員おっしゃるとおり、うちの場合、結論から言うと、基礎項目評価でいいわけでごさいます、我々もできるだけそういったことの中で決められている範囲で決められたことをしております。

議員おっしゃるように、この制度自体どうだこうだという議論はあろうかと思えますけれども、我々にとりましては、法に従って決められた範囲内で迅速に効率よくしていくということでございます。

議員お尋ねのこれについては、重点項目評価のように、紀美野町の特定個人情報保護評価委員会にかけてするということは考えてございません。現時点におきましては、法の許す範囲で法に定められたことによって粛々と進めているところでございます。

なお、一応こういう情報は保有しますと、こういうことをしていきますということにつきましては、既に町のホームページにも載せて公表してございます。そういったところで法的に障害がないということでございますので、議員お尋ねのことについては、現時点においては考えてございません。

○議長（小椋孝一君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） 指針にそういうふうになっていてしなければならないということになっていないという、でもしてはいけないということではないんです。専門家に言わせると、評価の仕組みそのものが明らかに法律違反である疑いが濃いというふうに言われています。

さきのマイナンバー法27条を繰り返しますが、行政機関の長は、特定個人情報保護ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報保護ファイルを保有する前に特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面を公示し、広く国民の意見を求めるとなっていますし、同条第2項でも、同項前段の規定により得られた意見を十分考慮した上で評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に規制された特定個人情報保護ファイルの取り扱いについて、特定個人情報保護委員会の承認を求めるものとするというようなことになっていまして、法律で

は、指針はそうなっているんですが、国が指針というのは特定個人情報保護委員会というところが出しているものですけど、そこではそうなっているんですが、法律では明らかに全ての地方自治体が行う特定個人情報保護評価についても特定個人情報保護委員会の承認を求めています。だから、最初から原則に基づかない評価を認めているだけではなくて、法律の規定にさえ基づかないチェックで安全性や信頼性を担保できるかという問題があると私は考えています。やらないということですから、おやりにならないんだと思うんですけど、行政として情報漏えいの危険など、今まで町民が持つ不安、疑問に対してと、これよくわからないという人がかなり多いんです。そういう疑問に対してそういうことできちんと答えることができるのか私自身は疑問に感じていますが、その点についてどうなんでしょう。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君） 田代議員の再々質疑にお答え申し上げます。

現在、田代議員がおっしゃったことというのは、私も国会の何委員会かちょっと忘れたんですけども、共産党の議員の方が特定個人情報保護委員会の会長でしたか、委員長に同様な質問をされ法的な不備を指摘しているところも拝聴しているところでございますが、我々といたしましては、国・県の御指導のもと、いろいろ御議論があらうかと思いますが、指針に従って進めているというところでございますので、再々度の御理解を賜りたいと存じます。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 少し聞かせておいていただきたいと思います。

31ページの9条の2という項目があります。それから情報の提供の停止、事業所等に関する問題ではないかと思いますが、32ページの20条の2、このところの説明をお願いしたいと思います。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

（総務課長 牛居秀行君 登壇）

○総務課長（牛居秀行君） 美濃良和議員の御質疑にお答えします。

まず31ページ、9条の2に2条を加えるわけでございます。この9条の2の追加条

文につきましては、特定個人情報の利用の制限について規定するものでございまして、番号利用法第9条では、国の行政機関や地方公共団体が個人番号を利用することができる範囲が限定されておまして、これ以外の目的外利用ができるのは、個人の生命、身体、または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときに限られております。ただし、情報提供等記録については、目的外利用は一切認めておらないという、そういった条文の改正でございます。

それから、32ページ、20条の次に1条を加えるという改正でございます。この20条の改正につきましては、番号利用法では情報提供等記録を除く特定個人情報の利用の停止請求を求める事由に法で規定する利用制限規制に対する違反でありますとか、収集制限に関する違反、ファイル作成制限規制に対する違反及び提供制限規制に対する違反を規定してございまして、今回この条例におきまして、これらと同等に特定個人情報の利用停止請求事由を加えた改正となったものでございます。

以上でございます。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今、両方の9条の2、また20条の2等々、制限等について、またこの状況はどこで制限を超えるんですか、あるいはまた記録の云々のところを超えたのかとか、その辺の分は個人がその判断をしてやるんですか、それとも何らかの措置があるのか。例えば今問題になっている、国会で言うてる軽減税率の問題でマイナンバーですね、カード持っていくんか、持っていかんのかというふうな問題もされていきますけども、当然落とすとか、そんなふうな問題も起こったりもしますけれども、それは何のチェック、あるいは歯どめ、そんなものになってくるのか、ここでは関係ないんですか。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君） 美濃良和議員の再質疑にお答えをいたしたいと思えます。

ここでは特定個人情報の利用の制限ということをやたてでございます。法律を読んでもみますと非常につらつらと法律の名前ばかりでわかりにくいところがございますので、特定個人情報を提供できる範囲というのをちょっと具体的に時間をいただければしよっ

て説明をさせていただきます。

まず、主なものとして8つぐらいございます。

まず、個人番号利用事務実施者から提供される場合、個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、本人、代理人または個人番号関係事務実施者に特定個人情報を提供することが認められているとき、例えて申しますと、個人番号利用事務実施者である市町村長は、住民税を徴収するために事業者に対し、その事業人等の個人番号とともに特定徴収税額を通知することができる。こういう場合がまず1つです。

次が、個人番号関係事務実施者から提供される場合です。これは例えば個人番号関係事務実施者である事業者は、給与所得の源泉徴収票の提出という個人番号関係事務を処理するために従業員等の個人番号が記載された給与所得の源泉徴収票を税務署長に提出し、ほかのものを本人に通知する必要があるときに該当する場合、この場合も提供できるということでございます。

それと、先ほどもちょっと触れましたけども、本人または代理人から提供される場合でございます。例えば給与の源泉徴収事務でありますとか、健康保険、厚生年金保険届け出事務等のために個人番号関係事務実施者である事業者に対し、自己またはその扶養親族の個人番号を書類に記載して提出する必要があるときにも提供ができます。

それと、委託、合併に伴う場合でございます。これちょっとややこしいんですが、特定個人情報の取り扱いの全部もしくは一部の委託、または合併、その他事由により事業の承認が行われたときは特定個人情報を提供することが認められているということで、例えば事業者が源泉徴収票作成事務を含む給与事務を子会社に委託する場合、その子会社に対し従業員等の個人番号を含む情報提供を提供することが認められております。

また、次に5つ目といたしまして、情報提供ネットワークシステムを通じて提供される場合でございます。これは行政機関等及び健康保険組合等の間で情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を行うことが認められてございます。

それから、6つ目として、委員会から提供を求められた場合、これは特定個人情報の提出を求められた場合は、これに応じて委員会に対し特定個人情報の提出をする必要がありますよということ。

それと、各議員審査等のその他公益上必要があると認められるときでございます。これは各議員の審査、調査の手续に必要な場合であるとか、訴訟関係であるとか、裁判、

租税に関することを会計検査院に求められたとき、また公益上必要な場合というのがございます。

それと、先ほど来より申し上げます人の生命、身体または財産の保護のために提供される場合、これらの場合が法律で個人情報の提供できるということの制限でございます。

この目的以外には個人情報を使ってはならないということでございます。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午後 ５時１７分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 ５時１７分）

○議長（小椋孝一君） １１番、美濃良和君。

○１１番（美濃良和君） 今、事業所のいろいろ事務を下請させる場合に個人情報が提供されていくということで説明があったわけです。そういうふうなことでいろいろと漏れたのがありましたよね。年金機構の結局あれも下請のほうから漏れていったと。本来、年金機構はきっちりしていたんかわかりませんが、下請については非常にその辺が緩やかというか、実際抜けているんです。そういうふうなことになったら漏れてしまったということがありますけれども、こういうところでその責任は全て下請に発注した元請の責任ということになってくるわけですか。

あとマイナンバー、先ほどちょっと答弁なかったんですけども、落としたとか、そういうふうな問題等については、これはこの条例においては何も仕方がないと。だから、このままいったらスーパーへ持っていかなあかんことになるわけでしょう、通ってしまえばですけど。こんなふうなこととかいろいろ持ち歩く場合等の問題ですね。

それから、このマイナンバーは要らないと拒否した場合はどうなるのか、その辺をちょっと聞かせておいてください。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君） 美濃良和議員の再々質疑にお答えをしたいと思います。

まず、年金機構のお話でしたが、年金機構につきましては、いろいろ国のほ

うでもサイバーセキュリティーの基本法の見直しであるとか、サイバーセキュリティーについての対策本部ができておりまして検討している中で対応しているものと承知しております。

また、年金機構につきましては、平成２９年まででしたか、ちょっと予定よりは延長するような形でマイナンバーを利用することとなってございます。それが解決されるまでマイナンバーの使用は年金には使わないということを聞いてございます。

それから、個人カードでありますけれども、まず本年１０月１日から個人番号、１人１２桁、事業者は１３桁でありますけれども、これが付番されまして皆さんにお知らせいたします。

それを受けまして平成２８年１月１日までに個人カードというまた１つのものを、これは無料なんですけど、つくっていただくと。これについては任意でございまして。つくりたい方はつくればいいし、つくりたくない方はつくらなくてもいいという、任意でございまして。

紛失した場合、落とした場合でありますけれども、お金はかかりますけれども、再交付がございまして。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午後 ５時２２分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 ５時３０分）

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君） 休憩前に続いて御質疑に対する答弁を続けさせていただきます。

まず、幾つかございました。ちょっと残った分ではありますが、下請をさせた場合、元請の責任になるのかという御質疑ございました。もちろん元請の責任でございまして。

それから、紛失をした場合、どうなるのかということでございまして、紛失でもいろいろございまして、自分がわかっていると、例えば火の中に誤って落としてそれを燃やしてしまったとか、間違っ

ままで再交付という、８００円要りますけれども、同じ番号で再交付ということでございます。

ただ、どこで落としたかわからないということにつきましては、番号流出の可能性がございますので番号を変えることができるということでございます。

それから、最後であります、もう１つの御質疑につきましては、やりたくなかったらどうなんだということがございました。先ほど申しましたように、個人番号カードにつきましては任意でございます。ただ、国、都道府県を初め、制度やシステムの両面から安全確保のために対策をとるわけでありましたが、受け取りを拒否されましても自分自身が制度の対象から外れることはございません。つまり番号はちょっと申し上げにくいんですが、拒否をされましても本人の番号というのは登録されますので制度から適用を外されることはございません。

以上でございます。

○議長（小掠孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小掠孝一君） これで質疑終わります。

これから議案第７５号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

５番、田代哲郎君。

（５番 田代哲郎君 登壇）

○５番（田代哲郎君） 反対討論を行います。

日本に住む人に一人残らず番号を割り振りし、国が情報を管理するマイナンバー制度の本格的な運用へ向け紀美野町でも準備が加速しています。番号の利用範囲を金融、医療に拡大する改正法を国会で成立させたのに続き、１０月５日から番号を国民に知らせる通知カードの郵送を開始します。しかし、多くの国民は制度を詳しく知らず、むしろ情報漏れへの不安を広げています。

地方自治体や企業の対策もおこなっています。こんな状態で厳重な保管が必要な番号の通知を始めることは個人情報に危険にさらし実施に突き進むのは無謀だと思います。

マイナンバーは、日本国内に住民票を持つ赤ちゃんからお年寄りまで全員に１２桁の番号をつけ、国が管理し税や社会保障の手続などで使用する仕組みです。

現在は、年金や税金、住民票などの個人情報は、公的機関ごとにそれぞれ保管されて

います。この紀美野町でもそうになっています。マイナンバーで各情報を1本に結びつけることが可能になります。

行政側からすれば、国民の所得、社会保障、給付の状況を効率よく把握できる反面、国民にとっては、分散していた個人情報の収集を容易にするマイナンバーが一たび外部に漏れれば、悪用され、個人のプライバシーが侵害される危険は飛躍的に高まります。

10月からの番号通知を来年1月から税金、事務、それから雇用保険などの事務で使用する計画です。顔写真入りの個人番号カードを希望者に発行し、身分証明書として使えますが、他人に見せてはならないマイナンバーを持ち歩くことは個人情報の保護にとってマイナスだという指摘が上がっています。改正法では、健診情報や銀行口座などとマイナンバーを結びつけるなど民間分野へ拡大することを盛り込みました。範囲を広げるほど情報漏れリスクは高まります。

当初予定した基礎年金番号とマイナンバーの連結は最長1年5カ月延期しましたが、年金機構以外の公的機関などで万全の体制がつくられている状態などとはとても言えません。

年金情報漏れ発覚後、政府は、地方自治体を緊急調査したところ、情報保全措置が不十分な自治体が存在する実態が判明しました。マイナンバー運用までに対策が間に合うという保証はありません。マイナンバー情報が流出した場合、被害の大きさと深刻さはわかり知れません。

内閣府の最新の世論調査では、マイナンバーの内容を知らない人が半数以上です。情報後に不安を感じる人もふえています。国民の支持や理解が広がらない制度を急ぐ必要はなく、延期しても国民に何の不利益もありません。

マイナンバーの運用が始まれば、まず集中的なサイバー攻撃を受けるのは中間サーバーだと思います。でも自治体にとっても人が行う安全策ですから100%安全だということは断言できません。ですから、自治体にとっても大きなリスクを課せられることになります。ですからこそせめて重点項目評価でも行ったらどうかという提案をしたんですが、個人情報保護審査会の意見も聞かずに実施するということですので、この条例改正案、その危険さから考えたら政府としては中止の決断をすることこそ必要だという立場ですし、この条例の危険性や自治体が負わなければならないリスクなどを考えた場合、この条例改正案には反対いたします。

以上でございます。

(5 番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 反対討論ありませんか。

11 番、美濃良和君。

(11 番 美濃良和君 登壇)

○11 番 (美濃良和君) 私は反対の立場から討論を行いたいと思います。

この情報漏れの問題について、今、田代議員からお話がありましたけれども、問題は事業所等が給料払う等についてマイナンバーを控えておかないけないので、そういうことで下請にまたその情報が行くといった場合、それがどうなっていくのか。

さきの年金機構の問題についても、以前は住基ネットや何やて言うてるときには絶対安全なんやということで幾重にもプラットホームがあったりして大丈夫だということを書いてきたんですけども、年金機構の漏えいがあったから一気に話が変わって、年間1万回以上ですか、そういうふうなサイバー攻撃があると大変危ないものであるということが言いわけのように言われ始めたんです。そして、結局のところ下請のほうのそういうきちんとした十分に規定が守ることができてなかったと、そういうところからどんどんと流れていったというふうなことを聞きます。

そういうことで今後出てきた場合に本当にどうなっていくのか。今、韓国やアメリカで先にやられていますけども、すり変わりというふうな問題が起こっていると思います。

また、最近のところで非常に心配なのは、秘密警察のような形で今後なっていくという問題が心配されます。今やネット社会になってきているわけですけども、いろんなSNS等がもう既に見られている。それから秘密保護法の問題から盗聴法、そういうところで既に私たちが常に見られている。また最近では、大阪の2人の中学生が殺害されたということでカメラが非常に効果があったというふうに言っていますけども、あれも実はそうではなくて、情報提供があったから、後からカメラからいろいろ情報を集めたというふうなことであったようですけども、このカメラがあっちこっちにつけられてきている。そういうふうなことで常に私たち国民が見はらされているというふうな状況になってきています。

今後、このマイナンバーで国が監視できれば、まさに大変な状況、そこへ持ってきて軽減税率でマイナンバーカードがスーパーなどで使われていった場合に、何を買ったか、

本当に50%引きのものを幾つ買うたかまでわかってしまうと、こういうふうな管理社会というのは、まさにあっちこっちで問題になっている、そういう非民主的な国家になっていく心配があるわけであります。

今後、我々が統制されていく、また、そこへ持ってきて何としても私たちはさっきの戦争法等の問題等が起これば、その問題でも持っていかれてしまうと。

今、私たちが考えた場合に、このように私たちのプライバシーがなくなって、管理する体制としては非常に管理しやすいようにされてきている。このことに対して私は大変危惧を感じてこのマイナンバーの条例に対して反対いたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第75号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○議長(小椋孝一君) 起立多数です。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

まだ案件が残っており、本日中に終了できない見込みであります。

よって、本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

延 会

○議長(小椋孝一君) 本日はこれで延会します。

(午後 5時42分)